

No.	法人・団体名
1	社団法人 日本知財学会 科学技術と知的財産戦略委員会
意見	
(別紙 1 参照)	

No.	法人・団体名
2	(非公表)
意見	
<p>(1)侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について 弊連盟では、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」に参加し、ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害に対し、権利者からの要請に基づき、ISP が当該要請通知を発信者に発信する流れについて定め、ファイル共有ソフトによる著作権侵害が違法行為であることの周知啓発を図り、インターネットの適正な利用を促進することを目標として、活動を進めております。 つきましては、現在、取り組み中であり「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策」により、一定の抑止効果が期待されますので、改めての方策は要しないものと考えております。</p> <p>(2)アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について 2003 年 12 月の地上デジタル放送が開始された頃から、いわゆる「不法受信」の問題が顕在化しました。 不法受信とは、有料放送のスクランブル(技術的保護手段)を解除する装置の製造・輸出・輸入・販売する行為、同装置を購入して有料放送を“ただ見”する行為、及び同装置により有料放送を録画する行為を指します。 この不法受信行為に関しては、著作権法ではアクセスコントロールに関する規制がなく、また不正競争防止法では規制はありますが罰則はなく、かつ“実験なら可”の適用除外となっております。 つきましては、今回の検討に当り、アクセスコントロールに関する法制度整備につきましても合せでご検討をお願いいたします。</p>	

No.	法人・団体名
3	知的財産戦略ネットワーク株式会社
意見	
<p>ライフ・イノベーションによる健康大国戦略 1. ライフサイエンス分野における科学・技術立国戦略 《要旨》 (1)日本発のライフサイエンス分野の革新的な新技術の研究開発推進に向けた大学等における基本・基盤技術の創造推進 (2)大学等の基本・基盤技術の適切な知的財産保護の強化と、国の積極的な支援によるグローバルな権利化の実現 (3)かかる基本・基盤技術の活用推進のためのライセンスシステム構築 《全文》 知的財産推進計画が策定されるようになって以来、国家予算が投入される大学等の研究テーマが産業に直結されるテーマを指向する傾向が見られるが、産業界特にライフサイエンス分野が大学等に真に期待する多くは基本・基盤技術の創出であり、産業界ができないかかる基礎研究に重点的に政府資金の投入を行うべきである。 そして、大学等から得られた成果である基本・基盤技術を知的財産として適切に保護し、グロー</p>	

バルな権利化を実現するためには、その重要性を真に的確に判断した上で、国による積極的な権利化支援が必要である。

更に、これらの成果の普及・活用について、大学等の枠を越えて国家政策としての検討をより推進すべきである。即ち、特許出願件数ではなく基本特許の質および有用性評価とそれらの活用促進(普及化促進)に向けたライセンスシステム(例えば裁定制度)の構築が急務である。

2. ライフサイエンス分野における“知財戦略体制の構築”

《要旨》

- (1) 政府による総合的な産業政策支援体制の構築
- (2) グローバル戦略知財人材の不足解消
- (3) ライフサイエンス分野における産官学連携の取り組み

《全文》

これまで大学等で見出された基本技術・基盤技術を最大限活用するための様々な提言・取り組み、例えば文部科学省による知財本部の整備、経済産業省によるTLOの整備等が各大学単位でなされ、ヒト・モノ・カネが投入されている。しかし、ライフサイエンス分野では産・官・学の連携が十分に機能していないのが現状である。かかる技術を実用化するためには、グローバルな知財戦略及びライセンス戦略を展開できる産業界のプロ並びに内外の弁理士・弁護士を活用する総合的支援体制を構築し、世界で戦えるグローバルな知財戦略を展開できる仕組みを米国同様、日本でも実現し、定着させる施策を検討していただきたい。

例えば、ライフサイエンス分野では、各大学の知財本部/TLOでなく、全国を数ブロック単位に集約することを、省庁横断的に取り組むことが肝要である。

また、ライフサイエンス分野における知財人材の決定的な不足を解消する取り組みとして、ライフサイエンス分野における民間の“知”を結集した組織による技術・知財・事業化・財務評価の実施、知財コンサルテーション等を積極的に活用すべきである。

さらに、米国では大学等が生み出した発明や研究成果(シーズ(種))を産業につなげるために、(ベンチャー)企業が重要な役割を果たしている。日本においても、大学や研究機関が基点となり、かかる企業を介してトランスレーショナルに産業に結びつける強力なプロイノベーション体制を産官学が連携して構築して行くことが重要であり、国家主導の施策を省庁横断的に策定し、実践して頂きたい。

No.	法人・団体名
4	一般社団法人 コンテンツ海外流通促進機構
意見	
<p>《要旨》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官民協力のもと、インターネット上の無許諾アップロードコンテンツを削除するための技術向上をはかり、侵害の探索から削除までをスムーズに行う仕組みを構築すべき。 ・日本政府と外国政府による呼びかけのもと、我が国の権利者と外国の動画共有サイト運営者などが協議する場を構築すべき。 ・海賊版被害が頻発する国において、政府の支援の下、コンテンツ業界全体を代表する在外事務所を設置、運営し、長期的な展望をもって現地での侵害対策体制をつくるべき。 <p>《全文》</p> <p>はじめに</p> <p>我が国のコンテンツ産業は世界的にも非常に高い評価を得ており、今後一層の国際展開が期待されているものの、海賊版など不正流通の存在や現地の文化的な制約等に関する情報の不足などの理由から、必ずしも積極的な国際展開が行われていない状況にある。</p> <p>このような状況の中、我が国のコンテンツ権利者においては、海外において氾濫している海賊版等の不正商品・不正行為に対し、個別あるいは団体単位で対策を講じているものの、著しい改善はなされていない。加えて、近年のデジタル技術等の進展に伴い、インターネット上におけるコ</p>	

コンテンツの違法な複製・拡散及びその流通手口の高度化・巧妙化による被害が顕著になってきている。

不正流通の問題は、権利者が正規版コンテンツの流通により本来得べき経済的利益を奪い、新たな創造意欲を減退させるとともに、映画、アニメ、ゲーム、音楽、放送番組等を通して発信される世界に誇る「日本文化」の価値に悪影響を及ぼすものであり、その対策は我が国コンテンツ産業の国際展開、ひいては我が国の知的財産推進計画を促進する上で不可欠である。

そこで、当機構では、新たな「知的財産権推進計画」の策定に向けて、当機構としての数多くの提言の中から特に重要と思われるべき事項につき、以下のとおり提言する。

1. 「インターネット上の侵害対策支援」

インターネットの登場は、社会に大きな変化をもたらした。

コンテンツ産業にとっても同様であり、コンテンツの流通経路として、従来のパッケージだけではなく、インターネット上のオンライン配信も登場し、既にコンテンツ産業にとって、重要な収益源の一つとなっている。

ところが、そのインターネットに関する技術の発展は、コンテンツが権利者の許諾なくP2Pや動画共有サイトなどにアップロードされるなど、パッケージの海賊版以外の新たな権利侵害という状況を生み出し、コンテンツ産業の収益を圧迫する要因の一つとなっている。

このような観点から、海賊版対策においては、パッケージ海賊版の対策のみならず、インターネット上の無許諾アップロードコンテンツへの対策も同様に重要なのである。

そこで、デジタル化時代の無許諾アップロードコンテンツ対策に向けて、以下の方策が必要であると考える。

(1) 官民協力のもとでの探索技術等に関する情報提供等及び侵害コンテンツの探索から削除までをスムーズに行える仕組みの構築

P2Pや動画共有サイトなどインターネット上の無許諾アップロードコンテンツを削除するための、当該コンテンツ探索における精度の向上及び探索に要する時間・コスト等の面で、各コンテンツ権利者の個別の努力によっては革新的な改善を見込みにくい。

そこで、コンテンツ権利者による侵害対策を支援するため、官民協力のもとで、

ア) コンテンツ探索技術を有し、または提供が可能な企業からの情報を随時収集し、その技術特徴を比較精査したうえ、コンテンツ業界に提供するための方策が講じられるべきである。

イ) 侵害されたコンテンツの探索から削除までの工程を、時間及びコストをかけずにスムーズに行える仕組みを構築すべきである。

(2) 動画共有サイト等との連携

上記の仕組み等に加え、無許諾アップロードコンテンツがアップされている動画共有サイトとの協議の場を構築し、さらにその協議を通じて、当該コンテンツがサイトにアップロードされるのを防ぐ仕組みを構築すべきである。

動画共有サイトの中には、コンテンツ権利者との協議に応じているところもある。しかし、中国を中心として海外で運営されている動画共有サイトでは、我が国のコンテンツが侵害されていることは非常に多いのに、我が国のコンテンツ権利者がそれらの動画共有サイト運営者と協議できる機会は少ない。

そこで、日本政府と外国政府とが協力し、両政府による呼びかけのもとで、我が国のコンテンツ権利者と外国の動画共有サイト運営者とが協議する場を構築し、さらには、違法なアップロードを防ぐ仕組みを構築していく必要がある。

2. 「在外事務所の設置」

我が国のコンテンツの知的財産権は、国内のみならず海外において侵害されることが多い。それらの知的財産権侵害への適時の対応には、侵害発生地域でのタイムリーな情報の入手や迅速な対処を可能とする人材の育成及び体制づくりが必要不可欠である。

そこで、より効果的な海賊版対策に資するため、海賊版被害が頻発する国および地域において、在外事務所を設置することにより、長期的な展望をもって、侵害対策のための人材育成及び体制づくりをはかっていく必要がある。

コンテンツ業界における分野ごとの業界団体は、それ単独では在外事務所の設置及び維持が困難であるから、我が国政府の支援のもと、分野を横断する「オールジャパンコンテンツ」を代表する在外事務所を設置・運営すべきである。

No.	法人・団体名
5	著作権保護期間の延長問題を考えるフォーラム(略称:thinkC)
意見	
<p><著作権保護期間の延長問題について></p> <p>わが国の著作権の保護期間を現在より 20 年延長すべきか否かの問題については、延長によるさまざまな悪影響を危惧する声も少なくない。保護期間は一度延ばせば短縮は現実に難しく、そのため将来の世代にまで影響が永続する可能性がある。当フォーラムではかねてより、多様なセクターの関係者から意見を聞き、かつ、延長がされた場合の影響について実証的検討を尽くすべきである旨、提言して来た。</p> <p>2007 年度文化審議会内に設置された「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」でのヒアリングでも、延長に対する危惧や懸念は延長を求める意見を大きく上回り、同小委員会は 2009 年 1 月、「延長問題をめぐっては、著作権制度全体について更に議論を深める必要がある」との報告を公表した。他方で、保護期間延長のデメリットを示す検証事例も複数報告されている。</p> <p>こうした事情やインターネット後の世界の実情を踏まえ、真の創造振興・流通促進とは何かについて、速やかに世界に向けて日本の意見を発信すべきである。</p>	

No.	法人・団体名
6	国立大学法人 岡山大学
意見	
<p>《要旨》</p> <p>1)特に大学出願に際して、仮出願制度(論文等の提出申請)を認めて欲しい。</p> <p>2)国内の公的機関による大学保有特許を組み合わせる事で、付加価値を高め産業界へ移転する制度を構築して欲しい。</p> <p>《全文》</p> <p>1)大学研究者の使命は真理や新現象の発見であり、発明への注力比率は低い。</p> <p>研究者は特許化よりも論文化を優先する傾向にあり、その結果、多くの基本的特許が企業との共同出願となる傾向がある。</p> <p>その結果、特定企業の製品分野のみにその発見が活かされてしまい、他の企業が大学の目指す社会貢献という恩恵に預かれない虞がある。</p> <p>論文化(あるいは学会発表)時点で、その論文に内包されている「発明」を、仮出願後に時間を掛けて特許化する事が可能であれば、基本的技術に掛かる「発明」を大学が保有し、その後に展開される多くの技術分野(産業分野)に広く実施許諾することで、多くの産業分野に跨る大型技術として育成することが可能となる。</p> <p>既に米国では仮出願制度が採用されているが、わが国独自の制度を早急に確立すべきと思います。</p> <p>2)最近、パテントローラなる外資系の特許買取会社が、日本企業へ特許侵害警告を発し、訴訟を起こすケースである。</p> <p>海外にて製品を販売する日本企業の内、海外支社を持たない企業が主なターゲットとなり、不慣れな海外法定での裁判対応を迫る事で、知財の買取を含めた和解案を提示するものである。</p> <p>この様な海外の知財買取会社へ大学保有の特許が不用意に渡ってしまう事は避けるべきである。</p>	

この観点から、大学が保有する特許の活用を行う(目利きのな業務処理が出来る)組織あるいは仕組みが不可欠と思います。

No.	法人・団体名
7	独立行政法人 国立高等専門学校機構長野工業高等専門学校
意見	
<p>はじめに</p> <p>高専機構は大学と異なりどちらかといえば地域企業と密着した研究(開発)・教育を行っています。このため基本特許をとることは大学に比し、苦手かも知れませんが応用特許は大学よりも多数とれる素地をもっています。しかし特許の出願・権利化にはなかなか到達しないのが実情です。</p> <p>理由は以下の2点と思っています。</p> <p>(1)教員の知財マインドがそれほど高くない</p> <p>(2)特許の申請・維持に係る費用の裏付けが貧弱</p> <p>これを是非クリアできるような計画の策定をお願いいたします。</p> <p>上記(1)に対する対策案(私案)を以下に記します。</p> <p>良く知られている『知財推進計画2009』が実効あるものにすべく強力に推進する。</p> <p>特に『知財推進計画2009』の下記の施策はおそくても来年度いっばいに全高専/大学の教員に周知徹底して頂ければ非常にありがたいと思います。掛け声だけでは終わらせたくない気持ちです。</p> <p>『知財推進計画2009』の施策抜粋 (注)カッコ番号は同計画の施策番号</p> <p>33) 大学知的財産本部・TLOの機能強化の取組を推進する(文部科学省、経済産業省)</p> <p>大学研究者が論文発表を行う前にその出願可能性についてレビューを行う仕組みを導入する</p> <p>34) 大学等における知的財産活動への適切な資源配分を奨励する(文部科学省)</p> <p>特許出願や維持管理のため大学等が知財関連活動に対して十分な資源配分を奨励すると共に、2009年度中に知的財産活動に係る経費の収支の実態を調査する。</p> <p>46) 特許の質及び発明者の評価指標を集計(文部科学省)</p> <p>発明者ごとに他の特許出願明細書や拒絶理由通知書において引用された回数を集計し、研究者評価において活用する手法の確立</p> <p>上記(2)に対する対策案(私案)を以下に記します。</p> <p>一部のいわゆる超有名大学は聞くとところによると教員の出願件数を減らす指導をしているところもあるやに聞きます。しかし少なくとも、高専は『はじめに』に記しましたように本来的には応用特許をとるには最適の組織と思われます。この応用特許をどんどん出さずただ単に学会での論文発表だけでは諸外国にその技術を諸外国に盗まれるだけで、これは国税の無駄使いにつながると思います。</p> <p>このことを強く意識する必要があります。</p> <p>そのためには是非とも『高専から出願される特許の出願、権利化、維持』に係る費用は過去にもそのような時期はありましたが少なくとも高専全体の知財マインドが十分に向上するまでは(例えばこれから10年くらいは)これらの費用の無償化をして頂きたく思います。</p> <p>現状のわずかな研究費からこれら特許に係る費用を捻出するのは困難です。</p>	

No.	法人・団体名
8	国立大学法人 長崎大学
意見	
<p>国立大学が知的財産本部を設定して6年になるが、出願特許の活用面で見ると、企業の諸事情もあって、技術移転という観点では各大学ともに非常に苦戦しているのが現状である。ところが、大学としては、その財政的事情から、活用ができない特許は、原則として維持できない理由から、審査請求放棄、権利放棄といった対応をせざるを得ないのが実情である。このように放棄された案件のなかには、将来花開くであろう有望技術が多々あると思われるが、将来的ポテンシャルというだけでは、大学として長期間持ち続けることはできない。したがって、結局、手間暇かけて出願した特許も、断腸の思いで捨てるわけだが、一方では、ライフサイエンス技術などの有望な特許なら Intellectual Venture などのパテントロールに買い取られることもあり得るが、すぐに実用化される見込みが薄い将来技術となると買い手もつかず、結局、公開されるだけとなり、実にもったいない話となる。仮に、日本企業がそれらの公開技術をもとに製品化して実用化することになれば、多少救われる思いはするが、恐らく、財政基盤の潤沢な中国や韓国企業が、日本の英知を尽くした成果である貴重な技術財産を無償で活用するであろう構図が見え隠れする。これは、国益上看過できない事態であると考えに至り、そこで、大学が維持できない将来技術特許は国有化して、我が国の無形財産として将来活用できる道を残しておくことを提言する。このような形で、全国の大学・研究機関の将来技術を国有財産としてプール化しておくことで、特許ポートフォリオの構築につなげることができ、特許活用手法に幅が持たせられるので、我が国の先端技術政策上、知的財産で裏付けられた骨太なプランが描けるものと思われる。なお、具体的な活用手法については、民間に委託する道が望ましい。</p>	

No.	法人・団体名
9	社団法人 日本印刷産業連合会
意見	
<p>1. 著作権の包括的な権利制限規定の導入について</p> <p>□意見要旨</p> <p>現在、「権利制限一般規定ワーキングチーム報告書」に基づき、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、著作物の公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)の導入のための具体的な制度設計に関する検討が進められているが、当該検討が早急に進められるよう働きかけを行っていただきたい。</p> <p>□趣旨説明</p> <p>印刷会社においては、顧客からの受注に基づき、チラシやカタログ等の紙媒体のみならずウェブサイト等のデジタル媒体も含んだ各種媒体について、企画段階から制作する業務も多く、実際にそれらの媒体に利用する写真等において第三者の著作物の写り込みが問題となる場面が起きている(例:東京高判平成14年2月18日<書と照明器具カタログ事件>)。</p> <p>写真等の背景に写り込んだ著作物については、その権利処理に実務上の困難が伴う場合も多く、コンテンツの円滑な流通促進を推進する上でも、権利者の利益を不当に害しないと認められる利用に関しては、著作物の公正な利用(フェアユース)として許容し得るような権利制限の一般規定の早急な導入を要請する。</p> <p>□「知的財産推進計画2009」該当部分</p> <p>3ページⅡ. 1. (1)④「権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)を導入する」には、「著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定の導入に向け(中略)規定振り等について検討を行い、2009年度中に結論を得て、早急に措置を講ずる」とされている。</p>	

2. コンテンツ版バイ・ドール法の地方公共団体への適用について

□意見要旨

地方公共団体が発注する印刷物の製作・印刷を請け負う場合、往々にして、印刷物に含まれるコンテンツに関する一切の権利を発注者側に引き渡すという条件が課される。この、いわゆる「権利の吸い上げ」の問題を改善し、さらには地方におけるコンテンツ創造を促進するための政策検討を進めてほしい。例えば、地方公共団体が発注したコンテンツ等に対しても、コンテンツ促進法第25条に規定する「コンテンツ版バイ・ドール法」に類する制度を適用させるなどの施策推進をご検討いただきたい。

□趣旨説明

地方公共団体が発注する印刷物の製作・販売を請け負う場合、入札条件書や契約書に「この印刷物に関する一切の権利は県に帰属する」等の文言が含まれていることが多い。そして、印刷会社は、上記のようないわゆる「権利の吸い上げ」条件を含んだ契約内容を受け入れなければ受注することができないため、条件を変更することは実質的に不可能である。結果として、印刷物に含まれる様々な知的財産権の一切が発注者に帰属することになる。

印刷物に含まれるコンテンツには、発注者が提供したもの以外にも、印刷会社が第三者に作成を依頼し、権利許諾を得て使用しているものや、印刷会社自らが作成したものも含まれている。権利許諾を得て使用しているものは、そもそも印刷会社が権利を保有しないため、これらが発注者に引渡す条件は、印刷会社が責任を持てる限界を超えるものといわざるを得ない。また、印刷会社自らが作成したものの権利は、原則として印刷会社に帰属するべきであり、発注者側が無条件に一切の権利を吸い上げることは、印刷会社の権利を損なうのみならず、コンテンツ創造の意欲を減退させ、将来のコンテンツビジネス発展を阻害することにもつながりかねない。

「コンテンツ版バイ・ドール制度」は、国が発注したコンテンツに対して適用される制度であるが、上記のような問題の解決策の一例として、2010年度以降は、地方公共団体が発注したコンテンツに対しても、同様の制度が適用されるような政策推進の方向性もご検討いただきたい。

□「知的財産推進計画2009」該当部分

61ページ(9)「コンテンツ促進法を的確に運用する」には、「(コンテンツ促進法)第25条に規定する「コンテンツ版バイ・ドール制度」の関係府省における取組状況の定期的な調査等を通じ、同制度の積極的な利用を促進する」とされている。

3. 著作物のライセンシーの保護等のあり方について

□意見要旨

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の「平成19年度・中間まとめ」の検討結果を踏まえて、著作物のライセンス契約の登録制度についての具体的な検討について、特にプログラム著作物については早急に進められるよう、施策推進を求める。

□趣旨説明

印刷会社においては、顧客に対するITを活用した各種ソリューション・サービス業務も増加しており、当該サービスのためのシステムの構築にあたっては、第三者のソフトウェアをライセンス契約に基づき許諾を受けて利用することも少なくない。

このような場合のソフトウェアの権利者はベンチャー企業も多く、破産や買収等によるライセンス契約の解約のリスクが相対的に高いため、印刷会社における安定的なITビジネスの継続のためにも、ソフトウェアの権利者の破産や買収等の事態に、ライセンス契約のライセンシーが破産管財人や第三者に対抗できるためのソフトウェア(プログラム著作物)のライセンス契約の登録制度等のライセンシーの保護のための制度の早急な導入を要請する。

以上、印刷業界を取り巻く現状及び知的財産権に関する問題点をご理解の上、2010年度には、これらを解消するような施策を進めていただけるよう、お願いいたします。

No.	法人・団体名
10	社団法人 電子情報技術産業協会 標準化運営委員会
意見	
<p>昨今、日本の産業の成功、発展のためには、標準化戦略の重要性が認識されており、とりわけ国際標準化への取り組みが大きなテーマとなっている。知的財産戦略の策定及び推進は、日本の産業の競争力強化と発展を目的としたものであり、国際標準化戦略を知財戦略と密接に結びつけることにより、両者の効果的な連携の下、その目的が達成されるものである。したがって知財戦略に国際標準化戦略を組み込むことが極めて重要な意味をもつ。</p> <p>1. 知的財産推進計画 2009 の記述の継続と発展 知的財産推進計画 2009 には、国際標準化活動の強化について、記述をいただいておりますが、引き続き、国際標準化活動の強化について認識していただくと共に、さらなる強化をお願いしたい。 特に、分野別に具体的な施策実行活動への支援をお願いしたい</p> <p>2. 国としての標準化戦略の策定 環境問題、省エネルギー問題等、影響範囲、関連事業者が広範な領域、あるいは、インフラを構築するような領域については、国としての総合戦略で動いていく必要がある。例えば Smart Grid や電気自動車など、社会システムが大きく変わるようなテーマについては、関係省庁間の連携以前に、大きな指針が必要となる。このような大きなレベルからの戦略を策定していただきたい。このような大所からの俯瞰により、各省庁、団体の役割が明確化され、効率的な国際標準化活動の展開が期待される。 また、国として必要とされる事業分野(例えば、半導体、ナノエレクトロニクス)における国際標準化戦略活動においては、ものづくりの観点でのアジア生産移管戦略に沿ったサプライチェーンのインフラ整備のための国際標準化戦略を企業・業界の壁を越えて活動できるように指導奨励していただきたい。あるいは、特にナノエレクトロニクスのように新しい技術分野では市場が未だに不明のため民間企業中心の国際標準化活動は困難であるので、国際標準化活動派遣費用支援等の強化をお願いしたい。関係する公的研究機関との合同で知財戦略と国際標準化戦略の議論をする場を設けるとともに、種々の業界及び種々の省庁が関係していることから国家戦略と知財戦略・標準化戦略を構築する支援をいただきたい。</p> <p>3. 標準化の場の維持への支援 国際標準化はISO、IEC、ITUなど国際標準化機関あるいはその国内委員会での活動が主体となるが、ここでの標準化を有利に進めるためには、議長、幹事、コンビナーなどの要職を取ることが鍵となる。また、日本において国際会議をホストすることも効果的である。要職を取るには長年その委員会活動に参加して貢献することが必要であり、特定の標準化案件が無くとも、活動を続けておくことが大事である。このような長期的戦略で確保しなくてはいけない活動は、企業の事業部門ではなかなか理解されない傾向にある。このような役職者の活動を支援したり、国際会議の日本開催を支援したり、という、標準化の場を維持する活動に国の大きな支援を期待する。 例えば、 a) 国際活動標準化活動メンバのインセンティブ資格制度・国際活動メンバを支援する企業への優遇制(補助金制度) (プロジェクト提案企業への活動費補助施策: 国際会議派遣費用の一部負担) b) 国際役員引き受けを容易にするために、企業から離れた業界の立場で活動できる体制への補助制度(対応メンバを出す企業への優遇制度、経験者 OB の活用における活動費用負担)</p> <p>4. 標準化人材の育成 国際標準化機関の委員会等の要職を確保するには、多様な能力(技術的な知識、特許・標準</p>	

に関する知識、語学力、交渉力)と長年の経験(関係者との人的ネットワーク)が求められ、長期的視点に立った人材の育成・活用が重要である。またそのような人材を増やすには活動の裾野を広げる必要もある。各種研修制度の充実、企業トップ、マネジメント層への啓発、表彰制度、若年者への OJT 機会設置を充実していただきたい。

さらに実用的には、

a) 事業戦略実務者への啓蒙活動

本当に、日本業界の国際競争力強化のための国際標準化戦略啓蒙活動を目的とするのであれば、「一般的なコンセプト」だけにとどまらず、具体的な「正しい国際標準化戦略の意義、使い方・使われ方等」を各企業のトップだけではなく、事業部長クラスを対象とした国による教育の奨励が必要だと思われます。

(今までのような自由応募では、企業の事業戦略部門ではなく、標準化窓口部門或いは規格作成部門の方々が参加することになる場合が多い)

b) 一般的な国際標準化活動教育だけではなく、分野別に実務的な国際標準化戦略研究活動ができるような場を設けていただきたい。

No.	法人・団体名
11	社団法人 日本民間放送連盟
意見	
<p>デジタル化・ネットワーク化の急速な進展によって、新たなサービス・メディアが次々と登場する中、コンテンツ市場の拡大の可能性が期待されており、そのためには、知的財産戦略において、コンテンツの適正な保護と円滑な流通を図ることが重要である。</p> <p>民放事業者は、国策である2011年の地上デジタルテレビ放送完全移行を控え、長引く世界的不況や広告収入の減少等の厳しい状況下にあるが、良質な放送コンテンツの制作に加え、放送コンテンツの二次利用の拡大を目指し、日々努力しているところである。</p> <p>知的財産戦略の推進にあたっては、このような民間の活動を主体とし、国は民間の活動を十分理解したうえで、民間では力が及ばない国家間の問題や制度整備等に取り組むことを基本とすべきである。また、従来の枠組みにとらわれず、関係する省庁が一体となって迅速かつ効率的に計画を推進し、長期的な視点で計画策定や政策評価を行うことが肝要と考える。</p> <p>以上の観点から、以下の諸点について重点的に取り組むよう要望する。</p> <p>1. インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の抜本的強化</p> <p>現在、インターネット上では国内外において、動画投稿サイトへの違法なアップロード、動画投稿サイト上の著作権侵害コンテンツに誘導する“リンクサイト”、ファイル共有ソフトによる著作権侵害等、さまざまな形で著作権侵害コンテンツが氾濫・拡大している。</p> <p>特に、動画投稿サイトへの違法なアップロードについては、本来、サイト運営者が自らの責任と負担により対策を行うべきものである。しかし、実際は被害者である放送事業者等の権利者がコストを負担し、サイト監視や削除要請、法的措置等の対策を講じているのが現状であり、増大し続ける著作権侵害コンテンツへの対処は、権利者の自助努力の範囲をはるかに超えている。</p> <p>コンテンツ産業は、我が国の今後の経済成長の一翼を担う重要な産業分野であり、国内外において正規コンテンツによる市場拡大を図っていくためにも、著作権侵害コンテンツ対策は焦眉の急である。諸外国における対策強化の動きを踏まえ、インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策を抜本的に強化していただきたい。</p> <p>2. デジタルテレビ放送の不正受信機等に対する法的規制</p> <p>放送事業者は放送コンテンツに関わる諸権利を保護するため、技術と契約によってデジタルテレビ放送のコピー制御(ダビング10)およびインターネットへの流出制限を実施しているが、こうしたコピー制御を実質的に回避・無効化する機器やプログラム(いわゆる無反応機器を含む)が出回っている。その結果、デジタル録画による高画質の放送コンテンツが違法にインターネットに流</p>	

出している。

デジタルテレビ放送のコピー制御を不正に回避すること等を目的とする受信機等の製造・譲渡等に対し、不正競争防止法および著作権法等により実効性のある補完的制度を導入していただきたい。

3. 模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)の早期妥結

関係国による交渉が行われている「模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称) (ACTA)の早期妥結により、国際的に実効性のあるコンテンツ保護政策が推進されることを大いに期待する。

ただし、ACTA交渉にあたっては、条約の内容が我が国における制度整備や著作権侵害コンテンツ対策強化の可能性を制限することのないよう、十分留意していただきたい。

4. 放送コンテンツの海外展開の促進

「日本コンテンツの海外発信」に向け、これまでさまざま議論が重ねられてきたが、今後は官民で具体的な施策を進めていく必要がある。

放送コンテンツの海外展開に関しては、文化的・経済的側面において多くの障壁があるが、地域コンテンツの海外発信支援、一部の国での外国作品に関する規制を緩和する働きかけなど、国が講じるべき施策を積極的に推進するとともに、民間ベースで海外展開を推し進めている「国際ドラマフェスティバル」等に対する更なる支援を期待する。

5. 私的録音録画補償金制度の検討促進

「私的録音録画補償金制度」は、一般の個人等が事前の権利者の許諾なしにコンテンツのデジタル複製を行い、音楽や映画等を自由楽しめるために官民同意の下に導入された制度であり、その根本には、一方では“個人ユーザーの利便性”を保証し、もう一方では“権利者への正当な対価”を確保することで、豊かなコンテンツ消費を促進しようという考えがある。

コンテンツの創造・保護・活用の調和を実現し、デジタル時代において「知的財産立国」を目指す我が国にとっては、この制度は今後ますます重要な意義を持つものと考えられる。

現在、あるデジタル機器の補償金の支払いについて、一部メーカーと補償金管理団体との間に訴訟が生じている。このような不安定な状況は、各方面の権利者の強い不安を招いている。地上デジタルテレビ放送完全移行後も、「私的録音録画補償金制度」が“クリエイターへの適切な対価の還元”を保証する実効性のある手段として機能し続けるよう、必要な検討と措置を講じていただきたい。

No.	法人・団体名
12	公立大学法人 大阪府立大学
意見	
<p>■大学における知財活動に対する支援</p> <p>1) 大学に対する支援対象の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の研究から知財生成、権利化に至る一貫した国家的推進支援策。 ・これまでの大学に対する知的財産戦略は、トップランナーへの措置が主であった。 <p>立ち上げの段階では、正しい戦略であると思うが、今後はすそ野に位置する大学を対象とした各種施策を充実してほしい。</p> <p>2) 大学の研究から知財を発掘し、知財化に繋ぐ目利き人材の支援および派遣</p> <p>3) 海外(米国等)の知財制度との整合</p> <p>4) スケール感の有る萌芽研究に対する知財化活動支援</p> <p>5) 産業化意識の高い研究への財的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロトタイプングや試作段階に対する支援。 <p>6) TLOの再構築</p> <p>7) 特許関連費用に対する支援制度の充実</p>	

・特にPCT出願、指定国移行費用の支援拡大。
 ・大学は事業が出来ないため、特許出願してもそこからの収入の見込みは低い。特に外国出願は多額の費用の割には、ライセンス活動は困難である。従って、これまで以上の大学出願に対する支援制度の充実をお願いしたい。
 更に、現状では国立大学に対する特許出願の優遇制度はあるが、公立大学には適用されていない。
 公立大学にも、国立大学と同等の優遇制度を適用してほしい。

No.	法人・団体名
13	社団法人 電気通信事業者協会
意見	
<p>《要旨》</p> <p>「知的財産戦略の推進」というテーマに関し、インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の在り方という観点から考えますと、プロバイダ責任制限法及び同法ガイドラインに基づく運用がなされている背景・実態を踏まえ、著作権侵害コンテンツによるビジネス機会の損失を解決する事によって、我が国の国民全ての権利である表現の自由や通信の秘密を侵害する事とならないよう、慎重かつ広く議論する事が必要と考えます。</p> <p>《本文》</p> <p>「知的財産戦略の推進」というテーマに関し、インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の在り方という観点から意見申し上げます。</p> <p>インターネット上での著作権保護が重要であること、電気通信の悪用による著作権侵害問題が大きくなっていることは電気通信事業者も理解しているところです。一方で、電気通信事業者には、通信を安定的にかつ安価に広く提供することが求められており、通信の秘密の保護、役務提供義務や利用の公平など電気通信事業法上の義務を負っております。</p> <p>従って、インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策を考えるにあたっては、利用者保護の観点等通信環境への悪影響が出ないよう配慮が必要と考えます。</p> <p>以下、個別の事案について申し上げます。</p> <p>(1)インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策における著作権侵害コンテンツの削除について</p> <p>著作権侵害コンテンツの迅速な削除は重要であります。表現の自由の観点も同様に重要であり、適法な情報の流通が妨げられないよう配慮が必要と考えます。</p> <p>仮に、ネットワーク内を流通する電気通信の情報を監視・検閲し著作権侵害コンテンツを削除するといった侵害防止措置を、電気通信事業者に義務付けるとすれば、ネットワークシステムへの負荷に鑑みて数千万のユーザの全トラフィックの監視は現実的ではない。我が国国民に与えられた表現の自由や通信の秘密等の権利を害する大きな問題であり、考え方と致しましても、一部の侵害者を取り締まるための負担を多数の一般的電気通信サービス利用者に求める事となれば、受益者負担の原則・公平性を失する点でも問題であります。</p> <p>(2)インターネット上の権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について</p> <p>インターネット上の権利侵害者の特定を容易にするための方策のうち、発信者情報の開示については、プロバイダ責任制限法及び権利者団体、電気通信事業者、文化庁及び総務省等の関係者により協議・策定された同法ガイドラインにより、「権利の侵害が明らか」といえることが開示関係役務提供者において確認できる場合に、発信者の意見を聞いたうえで発信者情報を開示出来ることとなっております。又、発信者が開示に同意しない場合であっても、権利侵害が明白であるとき(著作物がそのまま転載されている等)は開示が出来ることとなっております。</p> <p>ところで、現状におきまして発信者情報の開示が積極的になされないとの意見があるかと思</p>	

ます。

しかしながら、我々電気通信事業者は、憲法による表現の自由及び通信の秘密、これを踏まえた電気通信事業法において、通信の秘密の保護及び検閲の禁止を求められています。個々の通信に於ける発信者情報は、通信の秘密の保護の対象となるものであり、一度誤って開示されてしまえば原状回復が不可能ですから、その取扱いには慎重さが求められるべきものです。また、電気通信事業者は中間者(電気通信を媒介するに過ぎない。)であり、権利侵害の有無を判断出来る立場にありません。そのため、裁判外で発信者情報を開示することに慎重にならざるを得ないという事情があります。

そうした事情の中で、より適切で迅速な発信者情報の開示を進めるためには、ガイドラインの充実等の取組が重要と考えます。

(3)その他

いわゆるスリーストライク制度等、権利侵害を複数回した利用者を以後インターネットに接続させないとするような法制について検討されておりますが、電気通信事業法で定められた利用の公平や役務提供義務に抵触することなく実効性のある仕組みを作れるか等、検討すべき問題が多いと考えられ、慎重な検討が必要であると考えます。

以上、インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策につきましては、これ迄様々な場で議論されて来た経緯や、これを踏まえた法規・ガイドラインによる運用がなされている実態を踏まえ、慎重かつ広く議論する事が必要と考えます。

No.	法人・団体名
14	アルダージ株式会社
意見	
<p>《要旨》</p> <p>クロスライセンスをする特許権を持ち合わせていない通常実施権者には中小企業が多く、その法的利益は中小企業の育成、発展の観点から十分に保護する必要がある。</p> <p>しかし、現行制度に則って登録による保護を求めるべきとするのは非現実的である。企業再編や大型倒産が相次ぐ昨今の情勢に鑑み今後は特許権の移転が頻発することが予想されるため、早急に当然対抗制度の導入を推進すべきである。</p> <p>《全文》</p> <p>第1 当社の概要等</p> <p>当社意見の背景事情をご理解いただくため、簡単に当社の概要をご説明申し上げます。</p> <p>1 当社は、複数の特許権者が保有するデジタル放送規格の必須特許(以下「本件必須特許」といいます。)につき、当該特許権者から再実施許諾権付き通常実施権の設定を受け、本件必須特許を公平かつ合理的な条件で一括してライセンスすることを業とする、いわゆるパテントプールの管理会社です。</p> <p>当社が運営するパテントプール(以下「本件パテントプール」といいます。)は、本件必須特許を公平かつ合理的な条件で一括してライセンスすることによって、デジタル時代の錯綜した特許問題を解決し、各社の競争を創造し、ビジネスを活性化させることに貢献することを目指しています。</p> <p>2 本年1月1日現在、本件パテントプールに参加している特許権者は、次の15社です。 株式会社ケンウッド、三洋電機株式会社、シャープ株式会社、ソニー株式会社、株式会社東芝、トムソンライセンシング S.A.、日本電気株式会社、日本ビクター株式会社、日本放送協会、パイオニア株式会社、パナソニック株式会社、日立コンシューマエレクトロニクス株式会社、富士通株式会社、フランステレコム S.A./テレディフュージョン ドゥ フランス、三菱電機株式会社</p> <p>また同日現在、当該特許権者から管理を委託されている本件必須特許は、318件あります。さらに、当社からライセンスを受けている再実施権者は135社となります。再実施権者には多くの中小企業が含まれます。</p>	

これらの情報は、すべて当社のホームページ(<http://www.uldage.com/>)で公表されております。

第2 通常実施権の対抗要件に関する現行制度

1 通常実施権登録を伴わないライセンシーの法的地位

(1) 現行制度では、ライセンサーである特許権者が保有する特許権を第三者に譲渡した場合、通常実施権を登録していないライセンシーは、当該特許権を譲り受けた第三者に対して自己の通常実施権を主張することができず、ライセンサーである前特許権者に対して債務不履行による損害賠償等を請求できるととどまります(特許法第99条参照)。

(2) また、ライセンサーである特許権者につき破産手続が開始された場合、通常実施権を登録していないライセンシーは、ライセンサーの破産管財人によって解除権を行使され、通常実施権に基づく特許発明の実施行為を継続できない可能性があります(破産法第53条及び同第56条第1項等)。

(3) 以上のように通常実施権を登録していないライセンシーは、ライセンサーである特許権者が第三者に特許権を譲渡する場合や、ライセンサーである特許権者につき法的倒産手続が開始された場合、極めて不安定な法的地位に立たされ、ライセンスに基づく事業行為を安心して続けることが困難となります。

2 現行制度の問題点

(1) 仮に本件パテントプールにおいて、すべての再実施権者のために、本件必須特許すべてに係る通常実施権を登録する場合、登録免許税だけで総額6億4395万円(318件【必須特許の件数】×135社【ライセンシー数】×1万5千円【登録免許税】)が必要となります。これに加え、弁理士等に通常実施権の登録を依頼する場合、当該費用に加えて弁理士等への報酬が必要となりますので、登録手続に係る費用は、より大きくなってしまいます。このような金額を負担してまで通常実施権を登録することは、当社のみならず再実施権者の財務状況に鑑みまして極めて難しい状況です。また、本件パテントプールに限らず通常のパテントプールでは、ライセンスの対象となる特許権が新たに追加されることがあり、ライセンス対象特許の件数が常に固定されているわけではありません。その結果、新たにライセンス対象特許が追加されるたびに通常実施権の登録が必要となると、さらなる労力や費用の負担を余儀なくされることとなります。

(2) この点、自力でクロスライセンスを交渉することのできる企業であれば、敢えて通常実施権の登録を行わずとも不利益を受けずに済むかもしれません。しかしながら、そのような力を持たない中小企業が通常実施権者としての地位を対抗するには、通常実施権の登録によるほかないこととなりますが、上記のような大きな負担を中小企業に強いることは、非現実的です。

(3) 近時、いわゆる包括ライセンス契約に関する特定通常実施権登録制度が創設されましたが、パテントプールにおける再実施権者を登録権利とする特定通常実施権の登録はできないというのが特許庁の見解です。

また、産業構造審議会では、再実施権許諾に係る授権の特約を任意的登録記載事項とすることが検討されていましたが、導入に至っておりません。

その他にも、登録事項として通常実施権の対価(ロイヤリティ)の額が不要となり、また、再実施権者による通常実施権登録の場合、登録の原因を証明する書面(特許登録令第30条)に関する運用が改正される等、通常実施権の登録を促進するための政策がとられていますが、これらの改正はいずれも、上記問題点を解決するものではありません。

(4) 以上のとおり、本件パテントプールに限らずパテントプールでは、現行制度における登録制度の利用によって再実施権者を保護することは現実的に難しく、中小企業保護の観点から極めて問題であると考えております。

第3 通常実施権に係る当然対抗制度導入の必要性

1 当社は、本件パテントプールに参加している特許権者等から、近時の経済情勢では企業再編及びそれに伴う第三者への特許権の譲渡が、特定の会社に限らずいずれの会社もその可能性があると感じております。また一部の特許権者からは、再実施権者保護のために、早急に、何らかの対策を取る必要があるとの意見を伺っております。

パテントプールの管理会社である当社としては、再実施権者にとり安心・安全なライセンスを提供することを目指す必要があります。何らかの取組が早急に必要であると考えています。また特許権者の間でも、当該問題点について話し合いが行われております。しかしながら、現行制度を前提とする限り、抜本的な解決策を見出せない状況であります。

上記のとおり、現行制度における通常実施権の登録制度を利用することは、多数かつ流動的に追加される特許権を多数の再実施権者に対してライセンスすることを前提とするパテントプールでは、そもそも非現実的であります。

これに対し、デジタル機器関連特許について本件パテントプールのようなパテントプールが既に組成され機能しております欧米諸国においては、当然対抗制度を採用する国ではもちろんのこと、それ以外の国においても、特許庁への登録手続がライセンシー保護の唯一の要件とはされておられません。その結果、日本特許で構成されるパテントプールのライセンシーのみが、登録手続を経なければその法的地位が保護されないという、極めて不合理な状況に立たされております。このような不合理な状況は、一刻も早く改善されるべきです。

そのためにも、通常実施権の登録制度を見直すのではなく、同制度に代えて、通常実施権に係る当然対抗制度を導入することが、ライセンシー保護のためには早急に必要であると考えております。

ちなみに特許庁長官の私的研究会である特許制度研究会が2009年12月に公表した「特許制度に関する論点整理について」と題する報告書では、特許の活用促進の観点から当然対抗制度の導入に向け検討を進めるよう提言されております。当社は当然対抗制度の導入を支持しますが、既述のとおり、当然対抗制度の導入は、ライセンシーの多くを占める中小企業の保護にこそ資するものです。従いまして、単に「特許の活用促進」といった観点のみならず、「多様な主体による利用に適したユーザーフレンドリーな制度の実現」との観点からも、当然対抗制度の導入が必要であると考えております。

2 当然対抗制度については、特許権の譲受人等の第三者に対して不測の損害を与え取引の安全を害してしまうとの懸念、また登記・登録を対抗要件とする民法の大原則と相容れない、との批判があることは承知しております。少なくとも本件パテントプールでは、前述の当社ホームページにて特許権者、再実施権者及びライセンス対象となる本件必須特許の内容をすべて開示し、広く第三者に対して情報を提供しておりますので、上記のような懸念は当たりません。また判例法系である米国のみならず、我が国と同じ大陸法系に属するドイツでも当然対抗制度が採用されております。いずれの国においても、登録を対抗要件としないことによる弊害は格別生じていないようです。

従いまして、我が国においても、当然対抗制度を導入することは理論上可能であり、また国際的な趨勢にも適うものと存じます。

第4 最後に

特許の藪をはじめとする現在の特許問題の解決にはパテントプールは極めて有効な手段であり、今後、バイオ、環境などの分野での社会的な要請に応じ、ますます増えていくことが予想されます。特に規格の標準化が製品の普及に必須となるデジタル機器の分野においては、パテントプールによる公平かつ合理的な一括処理が唯一の権利処理手段となるように思われます。パテントプールはプラットフォーム技術に関わる要素技術の特許を合理的な価格で利用することを可能としますので、ベンチャーの育成にも大きく貢献します。

そうしたパテントプールは、再実施権者にとって安心・安全なライセンスを提供する役割を果たすことが必要かつ重要であり、それが究極的には再実施権者のみならず、特許権者にとっても利益となると考えています。とりわけ、特許権者によるライセンス対象特許の譲渡や、特許権者につき破産手続等の法的倒産処理手続が開始されたとしても、再実施権者の法的地位がそれに影響されない仕組みであることが、パテントプールには必要です。

そのためには当然対抗制度の導入が必要不可欠であります。現に、ライセンシーの法的地位が登録手続を経ることなく保護されている国が存在し、当該国では再実施権者にとり安心・安全なライセンス提供を可能とするパテントプールが機能しているのに対し、それが適わない我が国は大きく遅れを取っていると言わざるを得ません。今後、標準規格間やパテントプール間の国際

競争が激しくなることが予想される中で、日本特許の Patent Pool のみが登録の不備を理由に再実施権者の保護において劣ることは大きな問題です。つきましては、新たな知的財産推進計画の策定にあたり、当然対抗制度の導入によって中小企業の育成、発展に寄与する旨を方策に盛り込まれますよう、強くお願いする次第です。

No.	法人・団体名
15	社団法人 日本映像ソフト協会
意見	
<p>《要旨》</p> <p>CJマーク事業への支援継続、ACTAの早期締結及び著作権の個別権利制限規定の見直しを要望いたします。</p> <p>《全文》</p> <p>1. CJマーク事業の支援継続について</p> <p>映像コンテンツのアジア輸出の障害として、海賊版や動画投稿サイトなどでの違法配信の横行があります。</p> <p>日本の著作権者等は、コンテンツ海外流通促進機構内のCJマーク委員会が中心となり、アジア地域における日本コンテンツの著作権侵害に対して、具体的な権利行使を実施(CJマーク事業)し、成果を挙げています。</p> <p>しかしながら、日本コンテンツの海賊版を一掃するには未だ途半ばであり、CJマーク事業の継続が必要があります。</p> <p>そのため、日本政府からの支援継続を要望いたします。</p> <p>2. 模倣品・海賊版拡散防止条約の早期締結について</p> <p>また、わが国の映像コンテンツの著作権が海外でもきちんと守られるようにするため、模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の早期締結を要望いたします。</p> <p>わが国の善良な動画投稿サイト運営者は、先ずその運営するサイトにおける著作権侵害の予防に努め、それにも係わらず生じた著作権侵害状態の速やかな除去に努めています。インターネット上であろうとなかろうと著作権侵害が行われないようにすることは当然のことです。そして、その当然のことを行うことが事業活動上不利な立場に陥ることがないようにする必要があります。</p> <p>著作権侵害コンテンツのない適正な国際市場形成は、公正な市場競争の前提をなすものです。その意味からもACTAの早期締結をお願いいたします。</p> <p>3. 著作権の個別制限規定の見直しについて</p> <p>現行著作権法の個別権利制限規定には、英米独仏等の諸外国より大きな個別権利制限規定がありますので、その正当性を再吟味する必要があると考えます。</p> <p>非営利・無料ならば、常に著作物の通常の利用を妨げず、著作権者の正当な利益を害さないといえるか疑問ですが、著作権法 38 条1項はそれだけで上映権を制限しています。また、複製防止目的で用いられている暗号化技術を無効化して複製することも著作権法 30 条は許容していると解されています。</p> <p>これら個別権利制限規定の見直しを要望いたします。</p>	

No.	法人・団体名
16	日本製薬団体連合会
意見	
<p>《要旨》</p> <p>著作権関連の課題として、2008年度及び2009年度知的財産推進計画にて何れも「同年度中に結論を得る」と示されたにもかかわらず、検討が進まなかった薬事行政との関係における著作権の権利制限規定について、早急に実質的な検討が再開され、然るべき法改正がなされることを要望する。</p> <p>《全文》</p> <p>薬事行政との関係における著作権の権利制限については、2005年度の文化審議会著作権分科会において審議検討され、複数の検討課題のうち、「国等に対する申請・報告等に伴う文献等の複製」については、権利制限することが適当であるとの結論が導かれ、平成18年著作権法改正により権利制限が実現する運びとなった。</p> <p>検討課題の他方、「医療関係者に対する医薬品等の適正使用のための情報提供に伴う文献等の複製(以下「本案件」)」については、2007年度になって著作権分科会法制問題小委員会で検討が再開され、その中間まとめ(平成19年10月)の中で、いくつかの前提条件のもと「権利制限を行う方向で検討することが適当」との判断が示されたものの、2008年1月に予定されていた著作権分科会最終報告書としてのまとめには至らなかった。</p> <p>このような状況の下、2008年度知的財産推進計画では、「第4章－I－3－(1)－②利用と保護のバランスに注意しつつ適正な国内制度を整備する」のなかで、「iii) 医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医薬関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2008年度中に結論を得る。(文部科学省、厚生労働省)」、さらに翌年の2009年度知的財産推進計画では、「II－3－(7)－③利用と保護のバランスに留意しつつ適正な国内制度を整備する」に対応する施策項目番号271にて、「iii) 医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医薬関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報提供システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2009年度中に一定の結論を得る。(文部科学省、厚生労働省)」として早期に対応することが促された。</p> <p>しかしながら、本年1月27日に開催された文化審議会著作権分科会(第29回)における報告内容からも明らかなおり、本案件に関する検討は、2年を経た現在でも依然として停滞したままであり、しかも具体的な議論の俎上にすら載せられなかったのが現状である。当連合会は、こうした停滞を危惧し、都度その再開を求めるパブリックコメントを提出している。</p> <p>当連合会としては、本案件に関して、適切な権利制限規定の改正が速やかになされることを改めて要望するものである。</p> <p>製薬企業は、薬事法により医療関係者(医師、薬剤師等)に対して医薬品の適正使用に関する情報の提供に努めることを義務付けられており(薬事法77条の3)、正確な情報を迅速に提供するために複写文献等による情報提供を行っている。一方、現行の著作権法においては、事前に著作権者の許諾を得ることが必要となるため、これが薬事法上の義務遂行の障害となる。</p> <p>そもそも医薬品は、適正な情報と共に使用されて初めて有効性及び安全性が確保できるものであり、のみならず、このような情報を欠けば、却って国民の生命・健康が脅かされることともなり得る。したがって、医薬品に関する情報の提供は、「国民の生存権」にも係わるともいうべき極めて公益性の高い行為であり、著作権法と薬事法との立法的な調整が図られるべき問題であり、当連合会としては、製薬企業等の行う情報提供行為の公益性と権利者利益とのバランスの取れた、適切な権利制限の早期実現を望むものである。</p> <p>当連合会として要望する権利制限の内容は、具体的には次のとおりである。</p> <p>「薬事法の規定により求められている医薬品の適正使用にかかる情報を収集、保管、提供するうえで、合理的に必要な範囲においては、文献等を複製、譲渡および公衆送信するにあたり、</p>	

権利者の許諾を必要としない。権利者への経済的補償については、通常の使用料相当額の補償金を支払うことによりなされるよう、立法的な手当を講ずることが適当である。」

No.	法人・団体名
17	社団法人 テレコムサービス協会 サービス倫理委員会
意見	
<p>《要旨》</p> <p>インターネット上の著作権侵害対策のために、ノーティスアンドテイクダウン、一定の技術的措置、投稿直後の削除等を要件とするセーフハーバーを拙速に法定したり、発信者情報開示の要件を変更したりするべきではない。プロバイダと権利者の協議により著作権ガイドラインや発信者情報開示ガイドラインを適宜改定していくこと、共同で周知・啓発活動を拡大していくこと等、現在の民間の自主的取組を継続・発展させていくべきである。</p> <p>《全文》</p> <p>1. プロバイダ責任の在り方について</p> <p>(1)プロバイダ責任制限法の現状全般について</p> <p>プロバイダ責任制限法立法後、削除請求と発信者情報開示に関する各種ガイドラインが、ISP及び関係業界が協力して作成、整備されている。現在、ISP事業者と著作権等の権利者は定期的に話し合いの場を持っており、各種ガイドラインについての検討や情報交換を行っており、各種ガイドラインに基づき権利者およびISP事業者において運用されている。</p> <p>現在の運用において、ISP団体としては特段現行法の条文が問題であると考えているわけではない。</p> <p>(2)損害賠償等の民事・刑事責任の範囲について</p> <p>a. 見直しの必要性について</p> <p>プロバイダ責任制限法による損害賠償責任の制限に加えて、さらに明確な免責要件(セーフハーバー)を法定する議論をする価値はあるとは考える。</p> <p>たとえば、米国デジタルミレニアム著作権法(DMCA)のノーティス&テイクダウン制度(以下「米国 N&TD」)はセーフハーバーであり、その要件を満たせば、民事責任だけでなく、刑事責任についてもプロバイダを免責するし、仮に違法状態があったとしても要件を満たせば違法が発生した時点まで遡って免責するので、それらの点だけを取ってみれば一見プロバイダに有益であるように見えるが、後述のとおり実務上の弊害や問題がある。同時に、遡及免責、名誉棄損等の他の権利侵害との関係、刑事罰に関する免責を法定化すること等、様々な立法技術上の問題点があると認識している。したがって、セーフハーバーを拙速に法定すべきではない。</p> <p>b. 米国N&TD類似の制度について</p> <p>2001年にプロバイダ責任制限法を作る際、総務省、文化庁それぞれにおいてN&TDの導入も含めて、ISPの責任の在り方について議論が行われたが、最終的には、裁判制度の違い等に鑑みN&TDの導入は適当でないとの結論に至り、現在のプロバイダ責任制限法が立案された。</p> <p>一方、現行の法制でセーフハーバーとしてのN&TDが無いために、プロバイダが知ることとなった著作権侵害データを削除することに躊躇している訳ではなく、結果として削除せず放置することとなる場合の多くは、権利者側からの削除要請における情報不足や不備が原因である。プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドライン(平成14年5月)(以下「著作権ガイドライン」)にあるとおり、権利者側の本人性、著作権者であること、権利侵害であるとするデータのURL等による特定、著作権等侵害があること、著作権等の保護期間内であること、権利許諾していないことの確認がなされていれば、著作権ガイドラインの対象となる海賊版(著作物のまる写し)データ(以下「海賊版データ」)についてプロバイダが削除を躊躇することはない。プロバイダは、それらの要件が満たされれば、権利侵害していると信じるに足る「相当の理由」があることとなり、削除しても発信者から免責される一方、条理に基づき削除等を行う作為義務を負っており、迅速な対応を</p>	

しなければ作為義務違反による不法行為であるとして損害賠償責任を追及されることとなるからである。

すなわち、著作権ガイドラインに忠実に削除要請が行われれば、少なくとも海賊版データについては米国N&TDが期待するような迅速な削除が行われることとなっている。「法に加えガイドラインが補完的な役割を果たすことにより、違法コンテンツは迅速に削除されるようになっている」(貴本部デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会(以下「専門調査会」)報告書p18)のである。

なお、米国のようにあらゆる権利者からの通知について一旦削除することがセーフハーバーの要件とする法制になると、著作権ガイドラインでカバーしている海賊版データ以外の態様で、独立した著作物と評価可能なパロディであるかどうかについて当事者双方に言い分があるようなケースや、権利者と称してはいるが根拠が不足している削除要請についても、形式上の要件を満たしさえすればプロバイダとしては、一旦は削除せねばならず、ユーザの正当な表現の自由が脅かされる一方、プロバイダは結果的に免責されたとしても、双方の間にたって主張の受け渡しをせざるを得なくなる等、制度の誤用、濫用がなされるおそれが増えるので、そのコスト増大が懸念される。

したがって、上記1.(1)のとおり、プロバイダとしては特段現行法の条文が問題であると考えているわけではない。

c. 投稿直後の削除について

人的に監視する等により、ユーザによる投稿直後に著作権侵害データを自主的に削除する場合、そもそも比較参照するデータが権利者から提供されなければ、目視による判断に頼らざるを得ず、確実な削除は期待できない。たとえば、わいせつ画像か否かの判断とは異なり、画面だけで元画像の著作権侵害を特定するのは困難であり、使われている音楽の権利侵害を把握することはさらに困難である。

仮に権利者からの削除要請が無くとも、事後的監視により、権利侵害が判明したデータを削除することを、セーフハーバーとしたり、義務化したりすると、プロバイダは常にすべての著作権侵害データについて、権利侵害を知ることができたとされ、作為(削除)義務を負うとされかねない。すなわちあらゆる削除漏れの権利侵害データについて免責されないこととなるので、そのような施策については反対する。

権利侵害データの具体的な削除ではなく、一定の要件で普段から投稿直後の削除作業をしていることがセーフハーバーの要件とされるとしても、要件を満たす立証は困難であり、セーフハーバーとして使える局面がほとんど無くメリットが無いと考える。

d. 契約解除について

DMCA512条(i)(1)(A)項のように、複数回権利侵害をした顧客とは、契約解除する旨の方針をプロバイダが定め、普段から実施していることがセーフハーバーの要件とされるとしても、要件を満たす立証は困難であり、セーフハーバーとして使える局面がほとんど無いと考える。

また、いわゆるスリーストライク制度等、権利侵害を複数回した利用者を以後ネット接続させないとするような法制について諸外国で検討されているが、ユーザがネットワークを通じて表現する自由という基本的人権を損なう立法は、憲法上問題である。そもそも、刑務所に収監するなら格別、ネット接続の手段のすべてを禁止するのは日本では現実的でない。アクセスプロバイダが接続契約を一定の要件で解除しても、他のアクセスプロバイダと契約すればよいし、ネットカフェやホテルインターネット等、他にも多様な接続手段があるからである。

ところで、電気通信関係4団体は、違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項(以下「モデル条項」)を定め、ユーザによる著作権や商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を禁止し、違反した場合には、プロバイダが、情報の閲覧停止、削除または利用停止措置を講じること、指定する期間内に権利侵害状態を解消または是正しない場合は、無催告で利用契約を解約できること、を明記し標準的約定として推奨している。

事実、動画投稿サービスや、ホームページやブログサービス等の上位サービスを提供しているプロバイダが、著作権ガイドラインに基づく削除請求等により、著作権侵害が確実と考えられる場合には、モデル条項に従い、ファイル、記事、ページ単位での閲覧停止や削除、上位サービスの利用アカウントの停止や解除をすることは多いと考える。

一方、アクセスプロバイダの利用者が、外部の上位サービスやP2Pにより権利侵害をしたことが仮に明らかとなったとしても、そのことでただちに接続契約を解除するかどうかは、各アクセスプロバイダの方針による。接続契約の解除は、当該権利侵害以外の合法的な利用も制約することとなるから、多くのアクセスプロバイダは慎重な対応をしているものと思われる。

仮に、複数回の権利侵害者のプロバイダによる遮断がセーフハーバーとされたり、義務付けられたりすると、ユーザの表現の自由を損う萎縮効果もさることながら、実務上も、本来、裁量の余地があるべき契約関係にもとづく措置が硬直化することになること、逆に確実な実施のための顧客データベース改造等のシステム投資や運用コストの増大を招き、それだけでプロバイダの運営に支障をきたし、事業の萎縮、または撤退を余儀なくさせるおそれがあると考えられる。

e. 技術的対策手段について

技術的な対策手段をとるべきとの主張については、法律で具体的な義務を規定し、幅広くISPにそのような義務を課すことは難しいのではないかと。標準的な水準の技術手段というのを定めるのは難しいし、技術についても変化・進歩していくものである。

また、著作権についてのみ法律上特別な扱いをすることが望ましいことかどうか議論の余地がある。

権利侵害データを探知し、事前に投稿を抑止したり、投稿直後に削除したりする技術的な対策手段の導入を法律で義務化するのには、進歩的な技術の採用を遅らせ、また立法技術上も困難であると考えられる。なお、DMCA512条(i)(1)(B)項の定義である512条(i)(2)項にある、権利者とプロバイダがオープンでフェアで自主的に複数産業間の標準化プロセスにより採用された標準的な技術的手段であって(同項(A))、合理的で非差別的な条件で提示され(同項(B))、過大な費用がプロバイダに生じず、システムやネットワークに過大な負荷がかからない(同項(C))ような技術的な対策手段は現在存在しない。

仮に、DMCA が規定するような標準的な技術的手段がないにもかかわらず一定の技術的手段の導入がセーフハーバーとされると、法的責任の有無が不安定・不明確な基準によって左右されることになり、法的安定性を著しく害することになる。また、セーフハーバーにより責任を確実に免れようとするプロバイダは、事実上、過剰な措置をとることを強いられ、事業の萎縮、または撤退を余儀なくさせるという弊害がある。

なお、接続サービスを提供するプロバイダ(「アクセスプロバイダ」)が、あらゆるパケットを解析した上でコンテンツの投稿を事前抑止するのは、そもそも技術的に困難であるが、そのような技術的措置の導入を法律でセーフハーバーとしたり義務付けたりするのは、そもそも、電気通信事業法上の通信の秘密の侵害と抵触し、憲法上も通信の秘密や検閲の禁止に抵触する。

(3) 発信者情報開示について

a. 権利者側からの発信者情報開示請求の実態について

現在、著作権の権利者からの発信者情報開示請求は少ない。専門調査会報告書注 21 にあるとおり、迅速に発信者情報の開示を受けたとしても、そもそも個々の権利侵害による損害賠償を追及すること自体を非効率であると権利者側は認識しているのではないかと。まずは、著作権侵害データをアップロードすることにより、発信者情報開示請求を受け、民事的にも責任を追及される可能性があることの周知・啓発を民間の自主的取り組みとして行うことが重要である。

b. ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会(CCIF)の活動について

平成 20 年 5 月に権利者団体と ISP 事業者団体等で設立されたファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会(CCIF)では、権利者団体が確認した海賊版データを共有(公開)している Winny ユーザーに対し、権利者団体から ISP へ啓発メールの送付を要請し、ISP がメール送付を行う取り組みの実証を終え、2010 年 3 月より本格開始する予定である。Winny により海賊版データを放流(アップロード)した者を特定できるツールを CCIF が技術的に検証し、認定した上で権利者団体が利用しているのである。

c. 発信者情報開示ガイドラインについて

プロバイダ責任制限法発信者情報開示ガイドライン(平成 19 年 2 月)(以下「発信者ガイドライン」)においては、海賊版データの発信者情報について速やかに裁判外で開示できる仕組みが整備されている。これまで P2P による権利侵害については、裁判外で発信者情報開示ができる局

面が少ないことが課題とされてきたが、CCIF 認定のツールによりWinny他の P2P による著作権侵害データの発信者が特定された場合には、発信者情報開示ガイドラインにもとづく裁判外での開示が促進されることが期待できる。

(4) 自主的取組の拡大について

これらを踏まえると、著作権法やプロバイダ責任制限法の改正よりも、むしろ現行枠組みの延長線上で、各事業者の自主的取組を広げていくことを検討することが現実的である。よって、ISP事業者としては制度改革を望むものではなく、現行の制度で十分責任の明確化は達成できていると考えている。

2. 間接侵害について

着うたの海賊版データへリンクするサイトについて迅速な削除を促進する方策の実施が急務というのであれば、まずは、プロバイダの間接侵害についての法的論点の整理をすることが必要と考える。そして、その整理に基づき著作権ガイドラインの適用拡大を議論して、民間の自主的取り組みとして実施すれば良いと考える。

3. 啓発活動について

上記CCIFの活動のように、海賊版データをアップロードすることにより、発信者情報開示請求を受け、民事的にも責任を追及される可能性があることの周知・啓発を民間の自主的取り組みとして行うことが重要である。

No.	法人・団体名
18	日本弁理士会
意見	
(別紙 2 参照)	

No.	法人・団体名
19	ビジネス ソフトウェア アライアンス
意見	
<p>1. 適正なオンライン上の著作物の流通施策</p> <p>(1) オンライン上の侵害に有効な対策を2010年度以内に講じるべきである。なお、BSAが講じるべきと考える対策は、知的財産推進本部「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する調査」について2009年12月11日提出した下記コメントのとおりである。</p> <p>(2) オンライン上の侵害対策とは別の観点で、権利者の許諾に基づいた多様な適正著作物が流通しない根本原因や日本の特性について、諸外国の制度とも比較しながら検討し、改善策を早急に策定すべきである。</p> <p>2. 模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)を2010年度内に締結すべきである。</p> <p>3. 知的財産政策と貿易問題</p> <p>中国を含む諸外国において、当該国内で開発取得した知的財産を政府が優遇して取り扱う施策についてモニターし、知的財産政策によりマーケットアクセスに問題が生じ得る場合には(中国での indigenous innovation 政策に基づく National Indigenous Innovation Products Accreditation Program が検討すべき一例として挙げられる)、官民合同で取組み、二国間・多国間協議によって解決していくべきである。</p>	

記

1 侵害コンテンツの迅速な削除を容易にする方策について

(1)プロバイダ責任制限法第3条に定めるように、プロバイダの実質的な認識(「権利侵害があると信じるに足りる相当な理由」)を免責の根拠にするのではなく、米国著作権法512条に定めるノータイス・アンド・テイクダウンを採用し、定められた方式での申出に基づき善意で行った迅速な削除を行えば権利者に対しても情報発信者に対しても責任を負わないとし、プロバイダがより迅速に削除を行うためのインセンティブを与えるべきである。

(2)プロバイダ責任制限法第3条2項2号では、侵害情報発信者に対して送信防止措置について同意するか否かの照会をしてから7日を経過しても送信防止措置に同意しない旨の申出がなかったときに、プロバイダを免責するとしているが、7日間の待機期間を撤廃すべきである。オンラインで迅速に他人の権利を侵害した者につき、郵便により申出をするのに十分な時間を与えるために7日間の待機期間を置くことは、オンライン上の侵害についての対策というバランスを欠いていて、十分な対策と言えない状況である。

2 権利侵害者の特定を容易にするための方策(発信者情報の開示)について

プロバイダ責任制限法第4条は、発信者情報開示請求権を実体的請求権として定めたことについては意義があるが、実務上は、任意では開示されず、刑事手続きに基づき、又は民事での裁判提起が必要とされる場合が非常に多い。しかし、オンライン上で日々侵害が継続していることを考えると、裁判手続は時間がかかりすぎ、有効な権利執行がなされていない状況である。従って、プロバイダが任意に開示できる場合についてガイドラインを充実させ、また、新しく難しい論点を含む事案についてはADRを活用するなどして、迅速で意味のある開示手続を規定すべきである。

3 アクセスコントロールの不正な回避を防止するための方策について

日本の著作権法及び不正競争防止法で定められているコピーコントロール及びアクセスコントロールの定義又はその回避行為の定義は、方式を限定し、又は、回避する機能のみを有する装置及びプログラムに限定しており、狭きに失する。現在、コンピュータープログラムの使用を正規ユーザーのみに制限するためのプロダクトキーの不正取引が横行しており、著作権者に対して甚大な損害を与えている。この点、米国では、偽造又は無許諾でのプロダクトキーの配布は、米国著作権法1201(a)(2)の技術的保護手段の回避行為に該当します(Microsoft v. Silver Star Micro(2008年1月9日付ジョージア州連邦裁判所)、Microsoft v. EEE Business(2008年5月5日付カルフォルニア州連邦裁判所判決)、Microsoft v. Pronet Cyber Technologies(2009年1月9日付バージニア州連邦裁判所判決)。今後、ソフトウェアがダウンロードして使われたりサービスとして使われるようになり、ますますソフトウェアの著作権者の権利保護に関して、アクセスする権限を有する者に対するキー、ID、パスワードの保護が重要性を増すことになり、著作権者の財産権の保護に悖ることのないよう、技術的保護手段・技術的制限手段の回避行為に対する保護範囲を拡大すべきである。

4 損害賠償額の算定を容易にするための方策について

早急に法定賠償制度を採用すべきである。デジタルでの複製は、安価で、大量に、品質を落とさずに可能となったが、オンラインを使っての違法複製物の頒布は、瞬時に、広範囲に、大量に、経費をかけることなく行うことを可能とするものである。法廷賠償制度の論点は長らく議論されてきたが、民法の損害賠償制度との調和、他の権利侵害との整合性等の観点から見送られてきた。しかし、オンライン上での侵害は、上記特徴を有するものであり、侵害行為の容易さに比し、権利執行を行う手間と費用が膨大であり、バランスを失し、効果的な権利行使の妨げとなっている。従って、オンライン上での侵害の特徴を直視し、実体に合った権利行使制度を制定すべきである。

5 その他

私的録音録画補償金を可及的速やかに廃止・縮小し、一刻も早く混乱を解消すべきである。オ

オンライン上の著作物の流通については、DRM 等のユーザーからのライセンス料徴収につき柔軟で現在の技術の進歩に基づき、より多くの著作物が流通し、その流通によって著作権者に直接ライセンス収入が入るエコシステムを構築すべきである。

拙速な一般的権利制限規定の導入は行うべきでなく、著作権者の権利を制限するためには、十分にその必要性と根拠が示されて、最低限の制限となるよう議論を尽くすべきである。

以上

No.	法人・団体名
20	一般社団法人 ユニオン・デ・ファブリカン
意見	
(別紙 3 参照)	

No.	法人・団体名
21	社団法人 音楽出版社協会
意見	
<p>文化など幅広い分野において創造性にあふれ、その成果が産業の発展と国民生活の向上へつながっていくような知的財産立国を目指すためには、まず、コンテンツ、特にその重要なファクターとなる音楽、映像などのビジネスの強化が図られなければなりません。</p> <p>そのためにまず、我が国の文化産業が広く海外市場に受け入れられる環境を整える必要があります。ヨーロッパ諸国では音楽などの文化産業による海外市場の開拓が、政府の強力な支援のもと行われています。たとえばイギリスは、音楽産業の国際展開のために毎年、東京、ニューヨーク、ロサンゼルス、中国、インド、オーストラリアにミッションを派遣しており、その費用の 75%を政府が負担しているといいます。長い伝統をもつフランスの文化産業振興策は知られているとおりですし、北欧諸国も積極的に政府が海外進出をバックアップしています。わが国においても分野ごとに実情に合った政府の支援が行われ、継続的な海外市場開拓がより強力に推進されなければなりません。</p> <p>そして海外市場獲得と同時に、これらビジネスの基盤となる著作権の擁護及び強化を進める必要があります。一部で言われるような、著作権の制限あるいは弱体化がコンテンツ・ビジネスを促進するという誤った主張を正す必要があります。コンテンツ・ビジネスが成功するためには、その利益が一次的、二次的を問わず関係する創作者、制(製)作者、実演家等の権利者に公正に分配される保証がなければなりません。関係権利者の利益が保証されてこそ、魅力あるコンテンツが生み出され、それを市場に送り出す努力がなされるのです。このためにも、著作権及び著作権隣接権存続期間の延長、私的録音録画補償金制度の実効性の確保を実現し、一方、権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)の導入のような著作者等の権利を不当に制限し、利益を損なう恐れのある政策は阻止しなければなりません。</p> <p>また、インターネット上での違法行為、著作権侵害による損害は甚大なものになっています。知的財産ビジネス成長のためには、これら違法行為根絶が不可欠です。政府主導のもと知財ビジネス振興のため、強力な対策を進める必要があります。</p>	

No.	法人・団体名
22	日本製薬工業協会 財団法人バイオインダストリー協会 知的財産合同検討委員会
意見	
<p>1. ライフ・イノベーションによる健康大国戦略に向けて</p> <p>ライフサイエンス分野においては、iPS細胞研究に象徴されるように、日本発の先端技術の研究開発が着実に進展しております。一方、知的財産戦略は第3期に入り、イノベーションの促進へのより一層の寄与が求められているところでもあります。ライフサイエンス分野におけるイノベーション推進のため、①産学連携の実効化による創業シーズ創出の強化、②国家的プロジェクトとしての先端医療技術の実用化の促進、および、③医療分野における標準化・オープン化・規制緩和を通じた創業環境の改善と治験促進、更にこれらの実効性を高める知的財産戦略の推進を要望します。</p> <p>これまでの知的財産戦略の推進により、大学をはじめとする研究機関における知的財産権の取得は着実に増加してきましたが、必ずしも活用に十分結びついているとは言えない状況と思われます。こうした研究成果を真に産業に資するイノベーション創出に結びつけるための施策が必要と考えます。たとえば、大学における研究の産業ニーズへの適合・協調(分業)の推進、創業のような息の長い研究開発を要するベンチャー企業における知的財産権の取得・活用を支援する仕組みや資金的支援、TLOの活性化・マッチング機能(基本技術の産業応用可能な領域を開拓)の強化による知的財産活用を推進する人材育成の支援、ライフサイエンス関連基盤技術の Patent Pool の利用促進などが考えられます。</p> <p>また、新成長戦略の基本方針には「医薬品等の海外販売やアジアの富裕層等を対象とした検診、治験等の医療および関連サービスを観光とも連携して促進していく。」とあります。知的財産の面からは、「医療は産業ではない」とされていますが、アジアの富裕層を日本に呼び寄せ、医療サービスを受けてもらうのであれば、法文上も医療を一産業として規定されるべきと考えます。具体的には、医師の免責を認めた上で、特許法第29条の「産業上利用することのできる発明」の「産業」に、医療産業を含めることの検討などが考えられます。</p> <p>2. アジア経済成長戦略に向けて</p> <p>第3期知的財産戦略の基本方針として世界的な金融危機の打開に向け、知的財産を活かしたグローバル市場の獲得や内需拡大に向けた方策の追求が唱われております。経済的にも知的財産環境においてもアジアを先導していく立場から、①アジア全体を視野に入れた知的財産制度の整備、および、②知的財産に係る人材の交流と育成によるアジア経済の先導的推進の実現を要望します。</p> <p>たとえば、アジア統一特許に向けた審査支援、研究者、起業家などの人材が集まる魅力的な知的財産権の取得・活用環境の整備(英語化、人材登用など)などが考えられます。</p> <p>3. 科学・技術立国戦略に向けて</p> <p>新成長戦略では、科学・技術立国戦略を通して知恵と人材のあふれる国を目指しております。上述しました「1.」および「2.」とも関連しますが、①基盤技術関連発明の保護・活用が促進されるとともにこれらを活用したビジネスの安定化に障害を与えることのない様式での知的財産制度の整備、および、②新技術の(権利付与にとどまらず)実用化を促進するインフラの整備による「知」の活用を強化する科学技術立国構築の推進を要望します。</p> <p>たとえば、基本技術(基礎研究の成果)を産業応用(医療技術やアグリ技術)に活用・育成できる人材の育成、協力体制の構築支援、インフラの整備などがあげられます。</p> <p>また、イノベーション立国を目指すなら、国内を『世界中から研究者が集まるような科学技術環境』とすべきであり、そのためには、大前提として『外資系研究所が次々に撤退していくようなことのない環境』を作るべきではないかと考えます。欧米大手製薬会社が日本の研究所閉鎖を行った原因のひとつに職務発明制度に関する訴訟の司法判断等があげられ、また海外企業・機関との共同研究や国内外グループ企業における発明者の処遇検討に際して本制度への対応が支障</p>	

となる場合があります。更に、2005年の新法施行以降も訴訟提起はなされ、問題が解消されたとは言えません。本制度のイノベーションへの意義を再検証し、撤廃も含めた抜本的な見直しを行うべきと考えます。

4. グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略に向けて

標記事項に関連し、先般開催された「気候変動枠組条約」の第15回締約国会議(COP15)では我が国は温室効果ガスの削減率25%を提案しております。また、今秋には環境分野の国際条約の1つである「生物多様性条約」の第10回締約国会議(COP10)が我が国において開催されることになっております。いずれもバイオ分野と関連が深く、バイオ技術が条約の目標や戦略の達成に大きく貢献するものと期待されております。一方、バイオ分野ではビジネスを安定化する上で、特許権をはじめとする知的財産の果たす役割が大きくなってきております。しかしながら、これら国際条約において先進国と途上国の間で議論されている「技術移転」あるいは「技術協力」では、途上国から環境関連技術・生物資源関連技術に関する特許権の効力の制限が提案されております。

生物多様性条約に基づく「遺伝資源へのアクセスと利益配分」はCOP10の主要議題の1つとなっておりますが、遺伝資源や伝統的知識に関する知的財産の側面は、生物多様性条約という国際フォーラムのみならず、知的所有権機関(WIPO)、世界貿易機関/知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(WTO/TRIPS)でも議論されており、近年では国連食糧・農業機関(FAO)、世界保健機関(WHO)にも拡大しております。こうした状況に対応するためには、我が国の科学技術政策・産業政策、知的財産政策、国際公共政策を有機的にリンクさせることが不可欠で、時機を得た対応が必要であると考えます。知的財産に関わる内容が他の課題と密接にリンクする場面が多々発生することが想定されますので、分野横断的な策定に際して知的財産戦略とのリンクにおいて司令塔的役割を果たしてくださるよう要望します。

たとえば、遺伝資源の出所開示を特許出願の法的拘束力のある要件とすること、環境関連の特許技術に強制実施権を認めることなどの産業上の支障となる提案に対して断固たる姿勢を示すことが必要と考えられます。

5. その他、ライフサイエンス産業の継続的な発展と安定化に向けて

上述の、新成長戦略とも連動した知的財産推進計画を遂行するにあたって、ライフサイエンス産業の継続的な発展と安定化に影響を及ぼすことが懸念される知的財産上の課題として以下の2点を要望します。

- ①生物多様性条約におけるアクセスと利益配分(CBD/ABS)については、上記特許出願への出所開示問題の解決に加えて、双方合意条件に基づくアクセスを促進することを基本とした先進国・途上国双方にメリットのある国際的枠組みを構築する
- ②著作権制度の整備・見直しにあたっては、医療・福祉上の制約が生じないような制度を設計する(たとえば、医療上の安全性を確保する上で必要な情報の提供が著作権によって阻害されないこと)

No.	法人・団体名
23	国立大学法人 京都大学
意見	
<p>国の新成長戦略において、産官学連携は最重要事項のひとつであろう。</p> <p>最広義の産官学連携の意味は、国のすべてのセクターがベクトルを合わせて国の発展を目指す事、即ち国の総力をあげる事である。そのために我が国の大学が生み出す新しい知をわが国産業界が自己の新しいビジネス創出に結実させるためには、強く広い排他力を有する特許権の確保が重要である。</p> <p>かねてから京都大学が提唱している以下の大学発明における特許制度の改革は、正にそのための提案である。</p>	

①特許確保のスピード化を図るための仮出願制度

日本には仮出願制度を有していないことから、特許を取得するスピードにおいて米国に対して不利な状況にあります。この問題を克服するため、仮出願制度の導入が必要であると考えます。

②論文発表後でも出願を可能とする(申請期間を確保する)制度

大学あるいは研究機関の研究者は研究成果について、特許権取得より学問的成果の発表を重んじる傾向があり、その結果、特許が取得できず国際的な産業化に繋がらない場合があります。そのため、論文発表後であっても特許出願を可能とする制度の導入が必要であると考えます。

③出願後のデータ追加補強制度

現在出願後 1 年以内は、国内優先権主張出願制度があるが、追加事項の認められる米国等に比べて自由度が少ないため、出願後も相当機関(例えば2年以内)にデータを追加補強できる制度の導入が必要であると考えます。

④大学における試験研究の取扱いについて

非営利団体である大学における研究開発行為が特許法における”業”とみなされると関連する特許権者との事前ライセンス取得等が必要となり、研究開発が滞る懸念がある。そのため、大学における研究開発は、特許法第69条の「試験研究」に該当することを同法に定義すべきであると考えます。

⑤共有特許の自由実施許諾権制度

産学連携の共同研究における共有特許については、特許の死蔵を防ぎその活用を促進するため、大学と企業がそれぞれ独自に第三者へ実施許諾することを可能とする制度の導入が必要と考えます。

しかしながら、かかる大学発明の特別扱いはなかなか特許制度自体の検討の中では実現が困難かもしれない。

今回、京都大学は、産官学連携特別法という様な国の新成長戦略そのものの一翼を担う特別立法を提案し、その中において、上記の特許制度の改革も取り上げ、立法化し、実現することを提唱したい。

No.	法人・団体名
24	協同組合 音楽映像製作者協会
意見	
<p>ミュージックビデオの映像クリエイターの育成と海外展開</p> <p>昨年、マイケル・ジャクソンの急逝に際して、『スリラー』(ジョン・ランディス監督)が多くのメディアで放映されたことは記憶に新しい。</p> <p>ミュージックビデオ(MV)は、80年代米国MTVでの活用を期にわが国でも優れた作品が多く製作され、それらはBS放送やCATVなどでのMV専門局で放送され人気を集めるなど、80~90年代における若者音楽文化の振興に大いに貢献した。</p> <p>米国においては、MVの監督が実績を積んだ後に映画監督に転身して大活躍する事例も多い。一方わが国でも映像製作の有能な人材が輩出してきているものの、近年のCD(音楽)不況を反映してか、製作費予算の大幅削減にともなう製作環境の劣悪化によって若手のMV製作志願者が逡減して人材の育成に危機的な状況を迎えている。</p> <p>しかし一方でインターネット動画サイト(『ニコニコ動画』や『YouTube』など)では、個人がパソコンで制作したオリジナルな音楽に映像が付けられて多数製作され、人気を博している現象がある。これも一種のMVであり、ネットワークの背後には多数の次期“MV監督候補生”たちが育ってきていることを見逃してはならない。</p> <p>そこでわが国の知財コンテンツ戦略の一環としてMV製作人材育成を定性的目標とし、新たに製作されるMVを放送メディアや情報ネットワークで活用し、牽いては音楽産業の活性化に繋げる以下のような施策を提案する。</p>	

(提案)

1. MVコンテスト(アワード)の実施

①全国規模のMVコンテスト(オリジナル作品対象。プロ、アマを問わない)

②MVPA Awardsの開催

(現在製作されているMVを対象に、クリエイティブの面から優れた作品を表彰しMV産業(音楽業界、映像業界)の振興を図るため)

2. それらコンテストを放送等メディアを通じて広くオンエアする体制の構築

3. また海外メディアへのアプローチにより、それらJ-MV(ジャパニーズ・ミュージックビデオ)を世界に発信するコンテンツとして育成を図る

当組合は、すべてMVの製作会社23社により構成されており、現在製作されているわが国MVの約7割は当組合員社によるものである。よって、上記提案を実行するノウハウを有するものとご評価いただき、わが国知財戦略10年代の柱の一つとして、ショートコンテンツのシンボルであるMVの再着目と、MVの市場での人気回復を図ることを当組合の主導で実施することを提案する。またこの施策によって次世代の監督人材の育成を図り、ひいては音楽産業の振興を牽引することになれば、まさに一石二鳥の効果を生むと考えるものである。

No.	法人・団体名
25	社団法人 日本図書館協会
意見	
<p>《要旨》</p> <p>著作権法への権利制限の一般規定の導入について、検討が行われているところであるが、検討内容を見る限り、その範囲は極めて限定的である。権利者の経済的利益に大きな影響を与えない範囲での権利制限規定の拡大を望む。</p> <p>また、著作権法の目的である文化の発展を実現するためには、円滑な流通が担保されなければならない。保護期間延長問題については慎重な検討を望むとともに、円滑な著作権処理の促進施策を望む。</p> <p>《全文》</p> <p>知的財産の保護は重要であるが、著作物と文化の発展の関係を考えれば、円滑な流通が担保される必要があると考える。これを踏まえて、以下に意見を述べる。</p> <p>◎権利者の経済的利益に大きな影響を与えない範囲での権利制限規定の拡大</p> <p>この件については「知的財産推進計画 2009」の中で、著作権法に「権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)を導入する」と明記され、それを受けて、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の下に権利制限の一般規定ワーキングチームが設置され、検討されたところである。</p> <p>権利制限の一般規定に関しては、2011年の著作権法改正を目指して作業するとの報道もされているところであるが、「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会権利制限の一般規定ワーキングチーム報告書概要」での例示を見る限り、その内容は、従来の個別規定による権利制限と大きな違いが見られないほど限定されたものになっている。</p> <p>例えば、当協会は、インターネット上の情報の多くは商業目的としておらず、なおかつ、有用なものもあり、企業等においても印刷して利用されることがあるものと思われるが、このような行為も、現行の著作権法を厳格に適用すれば違法となることから、一定の条件のもと、インターネット上の情報について権利制限を行い、図書館等の情報提供施設で複製して利用者に提供できるようにすることの必要性を指摘してきたところである。</p> <p>このような著作物の利用は、著作権者に経済的利益を及ぼすことは、ほとんどなく、公正な利用</p>	

と言えると考えられるが、上記の報告書概要を見る限り、このような著作物の利用が権利制限の一般規定の範囲とは考えられていないようである。

権利制限の一般規定に関しては、今後、上位の法制問題小委員会、さらに上位の著作権分科会で検討が行われるものと思うが、上に示したインターネット上の情報の問題に限らず、権利者の経済的利益に大きな影響を与えない範囲での権利制限規定の拡大を強く望む。

◎保護期間延長問題の慎重な検討

著作権の保護期間については、2007年3月から2009年1月にかけて、文化審議会著作権分科会の下に過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会が置かれ検討されたところである。

その際、多くの権利者側の団体ならびに利用者側の団体から意見聴取が行われ、2009年1月に公表された文化審議会著作権分科会報告書において、「保護期間の在り方については、(中略)著作権法制全体として保護と利用のバランスの調和の取れた結論が得られるよう、検討を続けることが適当である。」と、一応の結論が出されている。

このような検討の過程を無視し、昨今、権利者側団体の会合等において政府要人が著作権保護期間の延長を約束するかのような発言をしたとの報道がされている。このような発言が事実であるなら、極めて遺憾なことである。

当協会としては、著作権の保護期間が延長されることによる、円滑な情報流通に与える影響は大きいと考えており、慎重な検討を強く望む。

◎円滑な著作権処理の促進施策

平成22年1月の著作権法改正により、国立国会図書館においては、蔵書をデジタル化して保存できるようになったが、国立国会図書館に所蔵されない資料も少なくない。

平成21年1月に公表された「文化審議会著作権分科会報告書」では、国立国会図書館以外の図書館においても、資料の損傷が激しい場合などにおいては、保存のためにデジタル化等による複製を行うことが可能と読めるが、より良好な状態でデジタル化しようとする場合などにおいては、権利者の許諾が必要となることがありえる。

権利者へ許諾を求めるルートとしては、平成21年1月に著作権問題を考える創作者団体協議会がポータルサイトを設置したところであるが、同ポータルサイトで検索できる創作者には、学術系の権利者は含まれていないことに加え、没年情報等もなく充分とは言えない。

著作物の流通促進の観点からは、著作権の保護期間内にある著作物については、円滑に著作権処理ができる環境の構築が必要である。また、既に著作権の保護期間が満了した著作物が利用されることは、新たな著作物の創作につながり、著作物の流通をさらに促進することが予測されるという観点から、著作権の保護期間を容易に知りうる環境の構築が重要である。

これらのことから、創作者のデータベースのようなものは政策として構築されることを望む。

No.	法人・団体名
26	日本書籍出版協会
意見	
<p>当協会として、知的財産戦略の推進について、意見を申し上げます。新たな「知的財産推進計画」(知財計画)の策定にあたっては、以下の1～4の事項が盛り込まれること、5については慎重な審議が行われることを希望します。</p> <p>1. デジタル時代における出版者の法的保護</p> <p>昨年来、Google社等による出版物の電子化・配信の問題がクローズアップされています。デジタル化・ネットワーク化時代の現在、出版物も、メディアの垣根を越え多様化しており、さらに相乗効果を高めていくことが重要になっております。国立国会図書館のデジタル化蔵書の利用促進等を検討している「日本書籍検索制度提言協議会」等においても、この問題は大いに議論されているところです。</p>	

しかし、出版者は著作権法上、何ら固有の権利を持たず、また著作権法に規定された著作権は、紙媒体による出版物にその範囲が限定されているため、出版物のデジタル化に際しては、専ら著作者の持つ著作権のみが働くこととなります。また、著作権法に規定されている「著作権」は本来、著作者の持つ複製権の一部であり、しかも電子媒体には適用されないとされております。このような状態では、出版物を電子化し配信するビジネスが本格的に立ち上がった場合にも、出版者が適正な利益配分を受ける法的根拠が乏しい状況に陥る危険があります。

出版者としては、自らの発意と責任によって発行し販売のリスクを負っている出版物の二次利用の高まりの中で、著作権法の権利を確立できていない状況では出版物のデジタル化事業を展開するインセンティブが十分に与えられず、それが電子配信ビジネスの展開が遅れている一因にもなっています。

出版コンテンツの保護とそのデジタル化を促進し、電子配信ビジネスを促進するという観点から、著作隣接権としての「出版者の権利」の創設が必要です。「出版者の権利」の創設に関する項目が再び知財計画の中に盛り込まれ、議論が改めて行われることを要望いたします。

2. 学術専門書出版への支援

学術専門書の出版振興については、市場では多くの売り上げは見込めないものの、日本学術振興会の科学研究費補助金(科研費)によって非常に重要性の高い学術専門書の出版が可能になっています。しかし、研究成果公開促進費、そのうち特に学術図書出版社が主に関わる「学術図書」助成の予算は年々大幅に削減されています。我が国の学術研究の水準を維持していくためには、学術研究成果が確実に公表されていくことが必要で、それが日本の基礎的な国力の増進につながるといえます。国内での充実なくして海外への展開は困難です。

新たな知財計画では、学術専門書出版の支援・増強についての項目を加えていただくようお願いいたします。

3. 活字コンテンツの振興への支援

子どもの読書活動推進法および文字・活字文化振興法の具現化を行うため、2007年10月に国民各界各層からなる「財団法人 文字・活字文化推進機構」が設立されました。この機構はその事業として、学校における「読育」の充実、企業・職場における言語力の向上等を掲げています。我が国が海外に通用する優れたコンテンツを今後も生み出し続けていくためには、国民の言語力が高い水準を維持していくことが不可欠であり、言語力の向上は文字・活字に親しむことで育まれます。「創造的な国」づくりを目指す同機構の活動は極めて重要なものであると考えます。

世界から高い評価を得ている我が国のコンテンツとして、アニメ等に注目が集まっていますが、書籍・雑誌・新聞等の出版物によって流通する活字コンテンツも同様に非常に高い評価を受け、ビジネスとしても成功を納めています。また、小説や漫画など、映画やアニメやゲームソフトの原作となっている出版物も少なくなく、活字コンテンツはあらゆるコンテンツの源泉となつていともいえます。新たな知財計画では、文芸・コミック作品をはじめとする活字コンテンツの振興への支援の項目が盛り込まれるよう、お願いいたします。

4. 海外展開を目指すコンテンツ事業者の支援

世界各地では毎年60以上のブックフェアが開催されており、わが国の出版社も、主要なものとしてはフランクフルト・ブックフェア、ポローニャ児童図書展、北京国際図書展等に出展して、海外出版社による翻訳出版の実現に努力しております。しかし、昨今の経済情勢、国内出版物の売上げの減少等により、各出版社においてはブックフェアへの出展回数を絞ることを余儀なくされる場合も出てきております。

従前の知財計画では、海外におけるコンテンツの販路拡大への支援や日本文化についての国際的な理解を増進するため、映画・放送番組等コンテンツの海外見本市への出展や海外映画祭への出品への支援や、アニメ・教育番組など我が国コンテンツの海外発信への支援が掲げられておりますが、これらに加え、文芸作品をはじめとする出版物の海外展開を行う上での支援についても言及していただくことをお願いいたします。

5. 権利制限の一般規定の導入は慎重に

権利制限の一般規定(いわゆる日本版フェアユース)については、2008年のデジタル・ネット時代における知財制度専門調査会報告書において、「個別の制限規定に加えて、権利者の利益を不当に侵害しない範囲で公正な利用を包括的に許容する権利制限の一般規定を導入することが適当である」との提言がなされております。この問題に対しては、2008年11月に当協会として同専門調査会に対し、この制度の導入は、日本の著作権法制における権利制限規定の在り方そのものにも影響を及ぼす可能性のある大きな問題であり、「公正な利用」という指標がともすれば利用の促進という方向にのみ偏して解釈されてしまうことを危惧する旨を述べ、特に慎重な議論が尽くされることを期待すると申し上げました。2009年度の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会のヒアリングにおいても、意見を表明し、一貫して導入に反対してまいりました。

2004年秋にアメリカで、Google社による無断での書籍のデジタル化に対して著作権侵害であるとして全米作家協会、全米出版社協会会員社が訴訟を提起した事件も、図書館の蔵書を権利者の許諾無しにスキャンしてGoogle社のデータベースに搭載することが「フェアユース」にあたるかどうか争われたものです。

権利制限の一般規定を導入することで、わが国においても、現在の制限規定の範囲を大きく超えた利用が権利者の許諾無しに許されるようになることとすれば、これまで築き上げてきた出版文化の担い手である著者および出版社にとって、極めて深刻な影響を与えることになると危惧するものであります。重ねて導入に反対し、慎重な審議が尽くされることを期待申し上げます。

No.	法人・団体名
27	ヤフー株式会社
意見	
<p>(1)著作権法における権利制限の一般規定の導入について</p> <p>現行著作権法は、著作権侵害の範囲が極めて広くとらえられるため、普通の生活を送っているだけで著作権侵害をしていると法律的に評価されてしまうおそれを包含している。すなわち、個人が日常的に行う行為であっても、形式的に著作権法を適用すると権利侵害となりうるという事態が生じ、その結果、人々の新たな表現活動や創作活動などを萎縮させ、阻害するおそれがあるといえる。</p> <p>また、著作権法上、禁止されている行為と許容されている行為がわかりづらいことは、青少年に正しい著作権に関する教育を行う妨げとなっている。</p> <p>従って、文化の発展の観点から、著作権者の利益を不当に害さない公正な利用を包括的に許容する権利制限の一般規定の導入を、早急に進めていただきたい。</p> <p>なお、文化審議会著作権分科会において権利制限の一般規定が検討され、『権利制限の一般規定ワーキングチーム報告書』が公表されたが、同報告書は、非常に限定的な著作物の利用を対象として想定しているにすぎず、不十分であるとの印象を受けている。導入の議論においては、著作権の保護と利用のバランスを適切に図るという観点から、過度に限定的な規定とならないようにすべきであると考えている。</p> <p>(2)違法コンテンツ対策について</p> <p>違法コンテンツ対策は、権利者とプロバイダの適切な協力関係の下で検討、実施することにより、最も大きな効果が生み出されるものと考えている。</p> <p>一方、プロバイダに、事前監視や技術的手段その他の侵害防止措置など、過度の義務を一方的に課す施策は、実効性があるとは考えられず、むしろコンテンツの円滑な流通の観点からは負の影響が大きい。また、米国など、他の諸外国においても、特定の技術を法的に義務付けるとした例はない。</p> <p>従って、違法コンテンツ対策の検討にあたっては、関係者を含めた慎重な議論を行ったうえで進めていただきたいと考える。</p>	

No.	法人・団体名
28	インターナショナル・ビジネスマシーズ・コーポレーション (IBM)
意見	
(別紙 4 参照)	

No.	法人・団体名
29	東京商工会議所
意見	
<p>1. 「個が光るイノベーション」のための知財戦略の推進について</p> <p>わが国には、優れたものづくりや先端技術など世界最高水準の技術力や、海外からも評価を受けるコンテンツ等を保持しており、その開発過程における中小企業の役割は、極めて大きい。中でも東京は、多様な産業や大学や研究機関の多くが集積し、特許の出願件数も全国の約半数を占めるなど、知的財産の一大拠点となっている。今後も産業、技術、知識、人材の集積を活用することにより、イノベーションを創出し、新たな需要を生み出していくこと原動力となるが強く求められている。</p> <p>わが国がこうした強みを活かしていくためには、「知的財産戦略」「技術開発」「国際標準化への対応等による市場拡大」のバランスのとれた推進が肝要であり、次のような政策が必要と考える。</p> <p>(1) 試作品開発、需要調査、ビジネスプラン作成等の支援制度について、中堅・中小企業が創造した知的財産をベースとしている場合は支援措置に知財関連費用を上乗せすること。(知財上乗せ制度の創設)</p> <p>(2) ビジネス拡大に資する観点から、中小企業の知財マインドを向上させるための普及啓発活動を大幅に拡充すること。</p> <p>(3) 知的財産の創造・保護に加え、さらなる結合・活用を担う人材の育成支援を強化・拡充すること。</p> <p>(4) 弁理士等の外部専門家が、知的財産を活用した中小企業の事業拡大に積極的に取り組むようインセンティブを創設すること。</p> <p>(5) 知的財産戦略への影響が大きい国際標準化活動については、官民一体となって、大幅に強化すること。特に、中堅・中小企業が、技術開発、知的財産、市場開拓等の面で迅速に対応できるよう標準化に向けた最新動向等の情報提供を強力に推進すること。</p> <p>(6) 中小企業の知財活用には、産学連携や地域クラスターとの連携が重要であることから、中小企業が参加しやすい環境整備や情報提供を積極的に行うこと。</p> <p>2. 中小企業の知的財産の創造支援について</p> <p>中小企業の知的財産創造を促進する支援策は多岐にわたり、有益な制度や事業が設けられている。しかし、いまだに多くの中小企業がこれらの制度や支援策を十分に活用できていないのが実情である。</p> <p>また、過去に見直しがなされたにも関わらず、いまだに費用負担や各種制度への対応に苦労している中小企業は多いため、次のような抜本的な改革・政策が必要と考える。</p> <p>(1) 「中小企業特許関係料金半額制度」の創設</p> <p>○中小企業出願時応援セット</p> <p>①各地の知財センターに登録している弁理士を「国選弁理士」として位置づけ、国選弁理士による中小企業の特許出願については、出願時に審査請求と早期審査請求を同時に行い、特許庁は2カ月以内に合否の結論を出すこと。なお、費用は国選弁理士費用10万円、出願料及び審査請求料を10万円、合計20万円の定額制とすること。</p> <p>②上記の特許等が認められた場合について、特許料金を一括払いする時は、特許料金全体を</p>	

半額とすること。

③適用要件は、現在赤字中小企業等に限定されているが、黒字中小企業にも拡大する。申請書類は、アメリカと同様に中小企業である旨の自己宣誓書のみとする。

(2)「特許効力安定化制度」の創設

審査・審判・裁判の判断基準や法的根拠の違いを一層明確化し、企業の予見可能性を高めるため、以下のような制度を導入すべきと考える。なお、導入にあたっては、国際的なハーモナイゼーションに十分配慮しつつ、日本の制度が国際的に認められるようリーダーシップを発揮すべきである。

①特許庁内部の審査基準を省令化すること。

②特許庁の審判官の任用試験制度を導入すること。

③裁判所は、特許庁の審査・審判の結果について、有効推定原則を導入すること。

(3)国選弁理士以外の専門家への相談等に係る費用助成拡充と申請書類の簡素化を行うこと。

(4)特許や商標における審査着手の見通し時期については、目安ではなく、具体的な時期を出願人に明示するとともに、特許庁はその期日を遵守すること。

(5)特許等の知的財産に関する審査期間の大幅な短縮を早期に図ること。

(6) 専門家に頼らずに基本的な権利化手続きが行える簡易なマニュアル等の整備を行うこと。

(7)中小企業向けに当面の間、電子出願及び書面出願の両方の提出方法を継続すること。

(8)中小企業の優れた知的財産を、資産価値として数値化・指標化する仕組みを構築し、融資等に活用できる制度を創設すること。

3. 中小企業の知的財産保護の徹底について

中小企業には、知的財産として権利化されていないが、事業活動を支える技術上のノウハウ・アイデアが多数存在している。その管理や保護を徹底し、安定した事業活動に資するため、次のような政策が必要と考える。

(1)不正競争防止法における営業秘密侵害に係る刑事訴訟手続きについては、裁判において営業秘密が公にならないよう、早期に適切な法的措置を講じること。

(2)中小企業自らもノウハウ・アイデア等の営業秘密の管理が重要であるため、営業秘密管理指針(改訂版)や知財権に関連する業界別指針、下請法の規制内容について、指導及び普及啓発を行うとともに、関係当局はサポーターインダストリーが持つ技術やノウハウが守られるよう、保護や監視を徹底すること。

(3)国内での裁判において、判決が出るまでの期間「侵害し得」とならないよう、侵害を受けた権利者に対する配慮を行うこと。また裁判に至らない場合においても、判定制度(特許法第71条)等を活用し、中小企業の知的財産を侵害する等が認められた場合は、侵害社名を公表するなどの対応を行うこと。

(4)海外における侵害の是正について、日本政府による相手国への働きかけを強化するとともに模倣品海賊版防止条約の早期締結を図ること。

(5)ジェトロによる侵害発生国・地域への監視および中小企業からの相談体制の拡充や、外国侵害調査費用等への助成制度の拡充を図ること。

(6)中小企業は、知的財産の情報や知識が不足がちであるため、結果として明細書及びその効力が不十分となることが散見されるため、親身になって相談でき、実行力のある権利取得を可能にする弁理士等の外部専門家を手軽に活用する制度を構築し、あわせてそのリストを作成・公表すること。

4. 中小企業の知的財産の活用推進について

中小企業が知的財産を活用しビジネスの拡大を図るためには、既存の市場や需要だけでなく、新たな成長分野への挑戦や海外市場への積極的な販路開拓を行うことが重要であり、次のような政策が必要と考える。

(1)日本伝統の工芸品や地域の特産品、技術力の高い製品やコンテンツなど、今までは組み合わせることのなかった新結合による新しい商品を創出し、新たな需要の掘り起こしのための支援を行うこと。

(2)日本の製品やサービスのブランド力を向上させ、情報発信や販路開拓等を、官民一体となって内外に強力に推進すること。

(例:「葛飾ブランド(葛飾町工場物語)」「板橋ファインワークス」等の取り組み支援)

(3)中小企業向けグッドデザイン賞ないしはそれに準ずるデザイン賞の創設すること。

(4)1社1品、自社デザイン、自社ブランドなどの自社知財所有運動を推進すること。

(5)中小企業の優良知財ネット見本市を開設するとともに、海外との取引がスムーズに行えるよう「海外商談コンシェルジュサービス」を創設し、海外との商談・契約等交渉の窓口はこのコンシェルジュが全て代行できる制度を創設すること。

(6)特許電子図書館と文献・権利・技術情報等を相互に連携・一元化することにより、中小企業が技術情報をシームレスに活用できるような総合的なデータベースを構築すること。

5. 海外進出における中小企業への支援について

成長著しいアジア新興国をはじめ、世界へ進出している中堅・中小企業は年々増加しており、海外における事業展開や販路開拓支援等のために、次のような政策が必要と考える。

(1)日本の知財集約製品等の国際展開と輸出強化支援をおこなうとともに、各国の標準規格(例えば、EUにおけるCQマークなど)の取得費用や安全規制に係る費用に対する補助制度を創設すること。

(2)海外に進出する中小企業向けに、進出国における安価な「商談・契約交渉・侵害対応代行サービス」を創設すること。

(3)知財保護が緊要な新興国において、中小企業の外国特許に係る特許料、翻訳料、弁理士料も含めた全ての費用が半額となるような助成制度の拡充を図ること。

(4)海外における知的財産権訴訟費用に係る政府保証付き保険制度を創設すること。

6. コンテンツ産業の振興支援について

東京には、将来の成長産業として期待されているマンガ、アニメを始めとするコンテンツ産業の集積があり、これらの集積を東京の地場産業・地域ブランドとして確立し、積極的に活用・推進することが重要であるため、次のような政策が必要と考える。

(1)海外で評価され、将来有望な成長産業であるコンテンツ産業について新たな成長目標を策定すること。

(2)劇場内で無断撮影された映像や著作権侵害映像等の違法流通の取締りを強化すること。

(3)国際見本市への共同出展など官民一体となったコンテンツの国際展開や輸出支援の強化、および模倣品・海賊版対策の強化を行うこと。

(4)日本伝統の工芸品や地域の特産品、技術力の高い製品やコンテンツなど、今までは組み合わせることのなかった新結合による新しい商品を創出し、新たな需要の掘り起こしのための支援を行うこと(再掲)。

(5)コンテンツ産業を支える人材の育成支援を強化すること。

(6)著作権や意匠権については、利用当事者にとってわかりづらい制度であるため、相談体制を充実させ、普及啓発活動を推進すること。

No.	法人・団体名
30	全国知財・創造教育研究会
意見	
<p>《要旨》</p> <p>国際競争が激化し、少子高齢化が進む日本の未来を担う人材育成のため、知的財産教育の推進について以下の通り要望する。</p> <p>(1)新指導要領の実施に向け、教員への計画的な研修を実施してほしい。</p> <p>(2)先進的な学校の知財教育を支援し、実践事例を収集し、知財教材の一般化と体系化を進め、教材集の整備や Web 活用により、教師自身が誰でも知財教育が行える体制を作してほしい。</p>	

い。

(3)教育現場での知財が権利化されたり、活用がなされる時代が近づいている。条件整備を含め、この取組を支援する体制づくりを考えてほしい。

(4)蓄積された先達の知的財産を生かせる教材づくりを進めるとともに、それを生かした教育を進める必要がある。また、グローバル化の中で国際的な感覚と理解を進める視点からの知財教育を進める施策がほしい。

(5)知財専門人材の教育現場への支援をもっと有意義なものとするために、教育関係者と知財専門人材との連携と交流の機会を設けてほしい。

(6)地域の活性化を進めるため知財教育を支える地域での産学官の連携した体制づくりが必要である。

《本文》

知的財産教育の推進について以下の通り要望する。

基本法では、“教育の振興等”“人材の確保等”を定めているが、国民の全体的な理解にはまだ距離感がある。また、厳しい国際競争を強いられる昨今の状況を考えると、より実践的な知財活用が出来る人材が幅広く必要である。

このようなことを考えると、当面した知財戦略とあわせて今後の日本を支える人材育成が重要であることがわかる。それは、これまでに言われてきた知財裾野人材の育成であり、消費者としての知財意識の向上でもある。また、将来産業に携わる人材への創造力と知財の実践力を高める教育が重要である。昨年度の小中学校の指導要領の改訂と今年度の高等学校の指導要領の改訂で知的財産権の保護や知的財産権の学習を通じた活動が明記されてきたことは評価できるが、急減に世界の変化が見られる中で、基本法に示された内容も含めて、国民的な知財人材育成と知財教育の道筋をもっと明確に示してほしい。そして、小学校段階からの普通教育における知財教育の体系化も大切である。

そのためには、以下のことを検討願いたい。

(1)新指導要領改訂が告示され、知的財産権の保護や活用が述べられている。今後教育現場で実施することになるが一般的には、現場の教員には知的財産についての知識はまだ不十分である。教員への計画的な研修を実施してほしい。

(2)専門高校を中心に知財教育の実践に成果が見られている。これらの先進的な学校の知財教育を支援し裾野を広げると共に、実践事例を収集し、知財教材の一般化と体系化を進め、色々な場面で活用できる単位教材を多くし、教材集の整備やWebの活性化などを行い、周知することで教師自身が誰でも知財教育が行える体制を作してほしい。

(3)知的財産教育は、権利取得が目的の教育ではない。しかし、高校生を中心とした知的財産の権利取得事例が多く出てきている現実がある。知財教育(知的創造学習)の過程で権利化出来ることは、高く評価できるし、実際に権利取得した事例のある学校は活性化している。学校教育では、知的財産の理解と活用が出来る創造性豊かな生徒の育成という知財教育の本質を忘れてはいけないが、教育現場にも、一般的に権利化がされたり、活用がなされる時代が近づいている。条件整備を含め、この取組を支援する体制づくりを考えてほしい。

(4)日本の知的財産の歴史は高く評価される。これまでの蓄積された先達の知的財産を生かせる教材づくりを進め、工夫や改善や創造性育成など専門高校や理系教育の具体的な支援、また、人生の生き方など文系教育や道徳分野での活用も期待できる。生活感のある事例は、普通課程や低学年には身近であり、わかりやすい教材となり、それを生かした教育を進めることが出来る。また、知的財産のグローバル化は益々進むことが考えられ、国際的な感覚と理解を進める視点から知的財産教育を進める施策がほしい。

(5)知的財産教育が進む中で、知財専門人材の教育現場への支援がこれまで以上に有機的な連携となるべきである。知財啓発のために単に知財専門人材を派遣するのではなく、教育現場の実態を把握し、知財専門人材の専門性を生かせる派遣が必要である。そのためには、教育関係者と知財専門人材との日常的で有機的な連携と相互の実態を知り得る交流や研修の機会を設けてほしい。

(6)地元の活性化など、地域の産業と連携した知財教育が進んでおり、地域での産学官連携が

重要になっている。連携により課題が具体化し、課題解決や商品開発などに繋がる取組が増えて
いる。知財教育を支える地域での産学官の連携した体制づくりが必要である。

No.	法人・団体名
31	社団法人 日本レコード協会
意見	
(別紙 5 参照)	

No.	法人・団体名
32	社団法人 電子情報技術産業協会
意見	
<p>1. 営業秘密侵害の抑止力を高めるための法制度の整備の検討 営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続きについては、裁判の公開の原則との関係について経済産業省と法務省にて継続検討されることとなっているが、公判審理において営業秘密が公になることを防止するための具体的措置の実現に向けて、可及的速やかに検討を進め、結論を出していただきたい。</p> <p>2. 知的財産権と独占禁止法の関係のあり方の検討 公正取引委員会の「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」では、競争を実質的に制限する場合、また公正競争阻害性を有する場合の考え方が具体的に示されていないので、より具体的な指針を策定していただきたい。</p> <p>3. 私的録音録画補償金制度の廃止に向けた検討について 計画2009「クリエイターへの対価の還元を適切に行うための環境を整備する」では、「ユーザーの利便性に配慮しつつ、クリエイターへの対価の還元が適切に行われるための環境について制度面・契約面の両方の観点から検討を行い、2009年度中に一定の結論を得る。」とされていたが、これらの観点で具体的な検討が進んだとは認められない。こうした検討の停滞の影響により、著作権保護技術が施されているデジタル放送のデジタルコピーのみに供する機器を巡り、私的録音録画補償金の管理団体と協力者である機器メーカーとの間で訴訟に発展する事態となっており、両当事者に不要の負担を強いている状況にあることもあり、制度上の疑義が生じる部分を明確化すべく、早期に検討を進めるべきである。 なお、計画2007で私的録音録画補償金について「廃止や骨組みの見直し、他の措置の導入も含め抜本的な検討」が必要とされている。とりわけ、著作権保護技術と補償の可否の関係については、権利と利用のバランスを確保すべく、権利保護に傾斜した現行法を改善するべきである。</p> <p>4. 技術的な制限手段の回避にかかる法的規制について 計画2009「著作権侵害コンテンツを排除するための取組を強化する」において、「被害実態等を踏まえ、コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方やプロバイダの責任の在り方、権利者が民事的措置をより迅速かつ容易にとることができるようにするための方策等、ネット上の違法コンテンツ対策の在り方について検討を行い、2009年度中に結論を得る。」とあるが、この検討の契機であると考えられる所謂「マジコン」については、同装置が不正競争防止法によって規制されるとの司法判断が示された。現行法制度に回避装置を抑止する実効性を認めることができるのであるから、規制強化の必要性はないと考えられる。今後のサービスの進展に伴って新たな法的措置が必要となるかについては、現行法制度の実効性を前提とし、より慎重な態度での検討が望まれる。 また、アクセスコントロール回避行為規制を導入することについて、ACTA(模倣品・海賊版</p>	

散防止条約)の検討に関連して議論があるが、情報の囲い込みや、却って利用の縮小が起こるとの懸念があり、規制がコンテンツ市場に与える弊害が極めて甚大となるため反対である。また、国民一人一人の権利に関することでもあって、極めて慎重な検討が必要である。

5. 権利者の利益を不当に害しない範囲での権利制限の一般規定の導入

当協会としては、かねてよりイノベーションの促進のために、著作権にかかる権利制限の一般規定が必要であるとの主張をしてきた。例えば、以下の利用を可能とするための権利制限規定は、日本の競争力強化のためにも、積極的な検討がなされるべきであると考えている。

(1)技術・機器の研究開発過程において技術・機器の評価・検証に用いるための複製、上映などの利用

(2)プログラムの研究・開発、性能の検証を目的として行う当該プログラムの必要な限度の複製・翻案

(3)店頭での機器のデモ等を目的とする上映・公への伝達

また、上記のように利用を個別的・限定的に規定する方式に加え、上記以外の利用も含め、今後の技術の進歩、コンテンツ利用環境の急速な変化に柔軟に対応出来るよう、下記(4)、(5)のような包括的・一般的な権利制限規定の導入もあわせて検討すべきと主張してきた。

(4)著作物としての享受を目的としない利用(例えば、上記の(1)などが典型的であるが、技術や市場の変化に応じた対応を可能とするため、(1)に限定しない条項の必要性は高い。)

(5)著作物の通常の利用を妨げず著作権者等の正当な利益を不当に害しない行為一般

この点、計画2009「権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)を導入する(再掲)」を受けて、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の配下で権利制限の一般規定ワーキングチームが組織され、報告書が公表された。具体的な検討が進み、一定範囲で一般規定の導入に向けた報告がなされたことは評価できる。ぜひ、ワーキングチームの報告書にある3つの類型(以下参照)について早期の立法実現を要望する。それとともに、同報告書において個別の権利制限によるべきとされている3つの類型以外の企業内での様々な利用行為について、引き続き、一般規定の導入についての検討を続けていただくことを要望する。

<3つの類型>

A. その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、その利用が質的または量的に社会通念上軽微であると評価できるもの

B. 適法な著作物の利用を達成する過程においては不可避的に生ずる当該著作物の利用であり、その利用が質的または量的に社会通念上軽微であると評価できるもの

C. 著作物の表現を知覚するための利用とは評価されない利用であり、当該著作物としての本来の利用とは評価されないもの

6. 著作権法上のいわゆる「間接侵害」の明確化に向けた検討について

計画2009「著作権法上のいわゆる「間接侵害」を明確化する」では、「行為主体の考え方を始め差止請求の範囲を明確にすること等について早急に検討を行い、2009年度中に一定の結論を得る」とされており、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会に設置されたワーキングチームにて精力的に具体的検討が進められているところではあるが、未だ一定の結論が得られるには至っていない。

いわゆる「カラオケ法理」は法的安定性に欠け、著作物の利用に多少でも関わる事業の遂行において、予見可能性及び事業設計の自由の点から大きな問題が生じているものと考えられる。したがって、利用と保護のバランス確保の観点から、「カラオケ法理」によらない新たな間接侵害規定の立法が望まれる。また、立法の際には、明確な要件の定立が必要と考える。

7. 著作権侵害コンテンツ排除のための自主的取組の支援について

計画2009「著作権侵害コンテンツを排除するための取組を強化する」では、「権利者団体やプロバイダ事業者等の行う著作権侵害コンテンツを排除するための自主的な取組を支援する」とあ

るところ、政府が支援をする場合には単なる自主的な取組とは言い得なくなる以上、支援をする場合には、当該取組の実効性を確認した上で、当該取組の主体者及び利害関係者(個人・企業の双方を含む)の意思に反した過度な負担とならないように注意しつつ、受益者負担の原則等に配慮すべきである。

8. コンテンツ流通環境の整備(プロバイダ責任制限法の責任制限範囲)について

権利侵害コンテンツの削除は、「プロバイダ責任制限法に関するガイドライン」(権利者団体とプロバイダ関係団体が設立したプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会が制定)に則って対応しており、当該ガイドラインに基づく適切な削除請求がなされれば、プロバイダは迅速な削除を行っているのであるから、現行制度で十分責任の明確化は達成できていると考える。侵害コンテンツの迅速な削除のために法改正や技術導入を義務化するよりも現行制度の延長線上で、権利者団体とプロバイダの自主的取り組みを拡大していくべきであると考えます。

権利侵害者(発信者)情報の開示についても、開示要件を緩和させる必要はなく、プロバイダを含む関係者による現行の制度の周知・啓発などを自主的取り組みとして行うことが重要と考える。もし、開示要件の変更やアカウント停止措置の新規導入といった制度変更を検討するならば、そのような制度の適否や、プロバイダの法的安定性を確保するために対象範囲や要件を明確にすることについて、関係者間で十分議論することが必要である。

権利侵害コンテンツ対策との名目で、プロバイダに対して技術的な侵害防止措置を義務付けること、及びインターネット接続機器メーカーに対して当該機器への技術的な侵害防止措置導入を義務付けることは、対策の現実性及び実効性が疑わしいこと、コスト分担が著しく不公平であること、却って新たな法的問題を引き起こすおそれがあることの各点より、反対する。

9. 模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)について

「模倣品・海賊版拡散防止条約の早期妥結を目指す」こと及び「増大する模倣品・海賊版による被害に対し、より効率的に対処するために知的財産権の執行のための効果的な国際的基準を設定」という条約の目的に関しては異論のあるところではなく、早期実現を目指すべきと考える。ただし、日本を含め各国で著作物の保護と利用のバランスに相当の配慮が必要である技術的な制限手段の回避に関する規制については、WIPO著作権条約11条およびWIPO実演・レコード条約18条の規定内容を超える内容をACTAにおいて導入することには慎重な対応が必要と考える。また、プロバイダの責任制限に関しても、日本においては現行制度で充分に対応ができていた点に鑑み、現行日本法制による以上にプロバイダに負担を課す規制の導入には慎重であるべきである。

また、技術的な制限手段の回避に関する規制は、著作物の利用者からの情報アクセスを制約するために知る権利等の国民の基本的な権利といった重大な事項に関わるのであり、プロバイダの責任制限に関する規制も、国民のインターネット利用による情報アクセスに関わるのであるから、国民にその内容を開示した上で理解を求めることが必要なはずである。しかしながら、いまだ会合の概要のみが開示されるに留まっている。2010年1月の第7回関係国会合においても「広く意見を聞く機会を設けることが重要であるとの共通認識のもと、各国でそのような機会を設け、共同で交渉全体の透明性を高めていく努力をしていくことを確認」したとされた以上、今後は、条約案を国民に開示し、広く意見表明等を行えるよう手続面における透明性の確保が急務と考える。

10. 環境技術の移転

気候変動枠組条約における検討で、途上国より、環境関連の技術移転において知的財産権が障害となっていて、強制許諾が必要であるとの主張がなされているが、そのような主張は当たらないのであるから、政府はこれに強く反対すべきである。技術移転を促進するために、むしろ各国において障害となっているライセンス規制などの撤廃に向けて、政府が引き続き働きかけをすべきである。

11. 特許法第35条の廃止も含めた改正

グローバルな知を惹きつける研究開発拠点や制度を整備する場合に、事後に発明者との関係が複雑化する日本独自の職務発明制度が諸外国の開発拠点を誘致する上で障害になる可能性があり、現在の改正法を適用しても、依然として紛争が起こるようであれば、即座に廃止を含めた改正検討に着手すべきである。

12. 技術移転を活性化する仕組みづくり

大学や企業で開発された、事業化にいたっていない技術が、日本の産業の発展に生かされるよう、技術移転を活性化する仕組みが必要である。

13. 差止請求権への権利濫用法理の適用検討

侵害行為に対する差止の認容判断において、一定の客観的な基準(米国の裁判例が提示する基準に準ずる認容要件など)に基づいて認容の可否を個別に判断していく制度・方策の検討がなされるべきである。パテントロール対策に関しても検討が必要である。

14. ライセンス・オブ・ライト制度(実施許諾用意制度)

ライセンス・オブ・ライト制度は、権利者にとってはその技術を広く社会に普及させることができる一方、第三者にとっても差し止めのリスクなく事業展開が可能となる点で両者にメリットがあり、その導入が望まれる。なお、ライセンス・オブ・ライト制度の導入により、権利者が特許権を保持しつつ、一定の条件のもと、広く第三者に無償で特許発明の実施を認める「特許commons」の普及も促進されるものと期待される。知財費用の削減にも繋がる。

15. ライセンス保護

知的財産関連の取引をより柔軟に保護し得る新たな制度枠組みの検討が求められており、個別の登録無しに契約に基づき既存ライセンスが保護される米国型保護制度の導入検討等の施策について本推進計画において更に積極的な検討が進められるべきある。特定通常実施権登録制度、通常実施権の登録制度(改良されたもの)は活用し難いので、ライセンシーの当然保護制度を導入すべきである。

16. ソフト IP 制度の検討

欧州特許庁(EPO)は、2007年4月に「未来のシナリオ(Scenarios for the future)」というレポート(compendium)を発表し、当該シナリオの中で差止請求権を必ずしも前提としない特許制度、すなわち「ソフト IP」制度の導入が紹介されている。このような制度を参考に日本でも差止請求権のあり方についての議論も深めていくべきである。

17. 特許の質(権利の安定性)

事業者が安心して研究開発に投資を行い、また事業を展開するためには、その国において、研究開発成果に対して適切な範囲で権利が設定されること、また、その権利は、その後容易には無効とならないこと(特許の質)が重要である。我が国においても特許の質を改善するための取り組みは様々な角度から更に推進されるべきである。例えば、民間におけるコミュニティの力を特許審査にも活用する、「コミュニティパテントレビュー」の取り組みが更に推進されるべきである。

18. 模倣品対策に関する中国を初めとする各国政府との連携の強化について

中国政府とは、国、省庁、関連団体等の様々なレベルで連携をして模倣品対策に取り組んでいる。しかし模倣品対策は、実際に取締りを行う地方政府機関に(行政当局の内規等の形で)裁量権が与えられている為、中央政府との交渉だけでは解決が難しい。中央政府が制定する法制度が地方政府でも同じ認識で運用されるように改めて連携を強化していただきたい。中東各国でも模倣品の被害が増加しており連携をいっそう強化していただきたい。

19. インターネット上およびフリートレードゾーンの模倣品対策の強化について

インターネットの急激な発展に乗じて秘匿性が高いネット取引が急拡大しているが、このような

新たな商流形態にはこれまでの取締り方法では対応出来ない。また、取締の困難なフリートレードゾーン(FTZ)が模倣品の完成品組み立てのための隠れ蓑として悪用されるケースも頻発し、模倣品製造/流通拠点の国際間での分業/分散化の進行が顕著である。

このような状況においては民間企業による模倣対策には限界がある為、世界知的所有権機関(WIPO)、世界税関機構(WCO)、国際刑事警察機構(ICPO)等の活動およびそれらが連携をした活動(世界模倣品・海賊版撲滅会議)等との協力によって模倣品製造のサプライチェーンを分断し、根絶するような国際的な政策協調を強化するような施策、リソース投下並びに人材育成を進めて頂きたい。

No.	法人・団体名
33	古河電気工業株式会社
意見	
<p>《要旨》 「知財計画」に盛り込むべき政策事項として、次に示す3点についてご意見させていただきます。1.知財全般(中等教育、価値評価、独禁法)、2.グローバル化対応、3.特許侵害訴訟に関する提言。</p> <p>《全文》</p> <p>1. 知的財産権全般 1)「文部科学省と経済産業省と法務省とで、中等教育段階からの知的財産/知的資産教育の充実」 2)「会計基準変更に伴う知的資産価値評価方法の標準化」 3)「知的財産権の行使に関する独占禁止法適用除外範囲の拡大」</p> <p>2. グローバル化対応 1)「日本優位技術(環境)に係わる知的財産権促進」 2)「国際標準化への参加枠組み」 前記2点において、例えば日本の強みでもある環境技術において世界初・世界最高の優位技術を特定し中小企業を含めた部品からシステムにおよぶ国際標準枠組みのアプローチが必要ではないだろうか。日本企業は国際標準に乗り遅れる過去の失敗があり民間企業任せだけではなく国策レベルの対応が必要不可欠と考える。</p> <p>3. 特許侵害訴訟に関する提言 1)立証責任 侵害立証責任は基本的に特許権者にあるが、立証責任軽減化をもっと明確にする。単純否認禁止の徹底。特許侵害の蓋然性が高いと判断される場合、①原告弁護士が被告工場等へ立ち入り、証拠の確認をする、②文書提出命令、等を迅速に実施する。 2)訴訟指揮 裁判官は段階ごとに疑問、心証を積極的に発言する。無言の指揮が両当事者に疑心暗鬼を招き、無駄な立証、ずれた主張が展開され予期せぬ結論を招いていると考える。 裁判官は訴訟指揮を、①まず、クレームの範囲を決める(専門家等のヒアリング、明細書記載内容、審査経過書類内容、外部証拠文書等を用いてクレームの解釈をする)、②次に、事実確認(先行文献との関係で特許新規性を判断、被告製品との関係で特許侵害を判断)、の順で実施する。 3)外部専門委員 裁判所は適切な訴訟指揮のもとで、適切に専門委員を活用する。即ち、裁判所はクレームの範囲を決定するために必要な専門委員、特許侵害を判断するために必要な専門委員を適切に活用する。裁判官は自身の専門分野であるかどうかを謙虚に判断し、専門外の領域は専門委員の発言を尊重し、これを判決に採用することで、裁判官の裁量範囲を明確に示す。</p>	

<p>4) 価値判断 無効性、クレーム解釈に疑問が残る場合、完全な有効／無効、侵害／非侵害判断を避け、価値を認定し、賠償額で調整する。均等侵害と文言侵害で賠償額を同じとするのは衡平を欠く(服部米国弁護士談)、圧倒的進歩性がある場合と微妙な場合で賠償額を同じとするのは衡平を欠く。また、紙一重の判断で 100%賠償／賠償皆無が分かれるのは当事者への影響が大きすぎる。</p> <p>5) 特許性判断 裁判官は明確な無効理由、新規性のみを判断することとする。進歩性判断は高度に専門的知識が必要なので、特許庁判断とする。</p> <p>6) 判決文 過去の判決文を引用することで、知財高裁の判決文は裁判官の判断根拠をできるだけ明確にし、裁判官の裁量範囲を明確に示す。</p> <p>7) 地裁の裁判官チーム 地裁の特許侵害訴訟では、専任の知財専門弁護士(任期3年、電気、機械、化学、バイオ等の大学卒で、かつ弁護士、経験年数15年以上)が訴訟指揮を執る。知財専門弁護士の育成は知財立国の重要課題。</p> <p>8) 知財高裁の裁判官チーム 3人からなる合議体のそれぞれの裁判官は、個別にチーム(チャンバー制度)を結成する。このチームは特許専門弁護士(任期3年、電気、機械、化学、バイオ等の大学卒で、かつ弁護士、経験年数15年以上)数名と若手研究生数名から成る。専任制(大学教授、法律事務所等と兼務、はだめ)で、専用の居室が割り当てられる(大学の研究室のイメージ)。</p>

No.	法人・団体名
34	知的財産人材育成推進協議会
意見	
<p>1. はじめに 市場を取り巻く環境は、経済のグローバル化、ICT技術の進展、新興国の台頭による新たな世界経済秩序の構築など、大きな変革の時代を迎えている。この変革の時代にあって我が国が持続的に成長を続けるためには、新しい価値の創造と事業の変革によるイノベーションを促進することが急務である。 イノベーション促進に向け、経済活動の制度的基盤である知財システムについても一層の進化が求められており、とりわけシステムの担い手である人材の充実を図ることが重要な課題となっている。具体的には、弁理士・弁護士をはじめとする知財専門人材の活用を促進するとともに、(1)産業界において事業戦略、研究開発戦略、知財戦略が有機的に融合した三位一体の経営の視点を有する人材を育成すること、(2)中小企業においてイノベーション促進を図る人材を確保することが求められている。また、我が国が持続的に優秀な知財人材を輩出するためには、(3)大学等において知財教育の研究及び推進に向けた取組が進められるとともに、(4)次世代を担う若年層に向けた知財教育を進める必要がある。さらに、経済のグローバル化に対応して、(5)海外の知財制度に精通した人材の育成や、海外と制度面や知財マインド面で共通の基盤を構築していくことが肝要である。 知的財産人材育成推進協議会は、上述のような認識のもと、今後の知財人材育成に関して政府の対応すべき取組や本協議会のメンバーも含む民間における自主的な取組として行うべき事項について、以下のとおり提言する。</p> <p>2. 知財人材の充実に向けて (1)イノベーションの促進に貢献する知財人材の育成 知財立国として我が国が成長を続けるためには、複雑化・多様化する知財分野の最新の知識を獲得し専門的なサービスを提供する専門家に加え、知財戦略、事業戦略、研究開発戦略の三</p>	

位一体経営に対応できる人材が必要であり、官民において様々な取組が進められてきている。

知的財産推進計画 2009 において、「イノベーション促進のための知財戦略の強化」の項目の中で、「研究開発戦略・知財戦略・事業戦略の三位一体を担う人材を啓発・育成する」が挙げられ、それを実現するために、i) 企業の経営者・経営幹部が知財を正しく理解できるよう啓発活動を行うこと、ii) 産学官連携に必要な総合プロデュース機能を担う人材を育成するという点が取上げられた。これらの取組は重要な課題であり、引き続き国を挙げて取り組むべき事項である。

知財人材においてもイノベーションの時代に求められる新たな知識・能力を身につけようという機運が高まっており、これを支援するための各種の施策を進めることが重要である。また、知財専門人材の効果的な活用に向けた方策も検討すべきである。

～具体的施策案～

○知財人材の育成が既存の知財関係者の範囲に留まることが多かったことに鑑み、今後は知財関係者に留まることなく、企業の経営に携わる関係者が知財の観点を入れて企業の経営・運営をするように啓発活動を行うべきである。これにより、我が国の知財活用が格段と進歩し、日本の国力の増大を図ることに寄与するものとする。このような国力増大に向けた知財の浸透を図る効率的な手法を検討し、実行するべきである。

○産学官連携のコンソーシアムへの知財プロデューサ派遣を進めると共に、模範事例の構築を進める。

○産学連携において知財弁護士を活用するための支援をすべきである。

○各種知財人材育成プログラムを網羅的に俯瞰する情報の提供等、体系的に我が国の知財人材育成が進められるよう情報提供する。

○事業の成功、失敗事例の収集等、人材育成プログラムの教材等を拡充するべきである。

○企業内・組織内における知財弁護士を増員するべきである。

(2) 中小企業における知的財産活動に関する支援

我が国の中小企業の中には、革新的な技術等を有していながら、知財として保護・活用する知識・経験が不足しているため、知財戦略の策定の着手まで至らず、その技術が競争力の強化につながっていないケースがある。今後は、経営者を含めた中小企業の社員が日常的に知財に関心を持ち、中小企業全体の知財レベルを引き上げることができるよう、取組を進めるべきである。また、中小企業において知財を活用して資金調達を円滑に進めるための検討にも積極的に取り組むべきである。さらに、中小企業における知財の活用を促進するために人材面からは、地域の弁護士・弁理士や知的財産管理技能士などの知財専門家の活用を推進するべきである。

～具体的施策案～

○中小企業において、経営者を含め、社員が日常的に知財に関心を持ち、社内の知財レベルを引き上げることができるよう、支援の取組を進めるべきである。

○金融機関における知財を活用した融資を促進するため、企業の強みとなる知財の評価ができる専門人材の育成・確保に向けて能力評価制度を創設するための検討に積極的に取り組むべきである。

○中小企業における知的財産管理技能士の配置を奨励し、中小企業における知財を戦略的に活用した経営が実践されることを促すべきである。

○中小企業の知財活性化に資する地域の弁護士・弁理士の活動の更なる支援をすべきである。

(3) 大学等における知財教育の充実

新たな知財専門職大学院の開校や、法科大学院、専門職大学院等における知財教育の浸透など大学における知財教育の環境は拡充されつつあるが、知財立国の基礎となる人材の更なる拡充を図るため、大学等における知財教育の現状を把握し、知財教育カリキュラムの充実を進めるべきである。また、企業内の三位一体の知財活動を実効あるものにするため、経営学的な視点から調査研究等も進めていく必要がある。さらに、実践活動を通じた人材育成を推進するために大学等から産業界へのインターンシップの充実化や、我が国の知財教育水準を世界トップレベルにするためのアカデミアの国際的な交流等を推進していくことも重要である。

～具体的施策案～

○法科大学院、専門職大学院、理系文系大学等における知財教育の現状を把握し、将来の課題を把握すると共に、より充実した知財教育のあり方を検討すべきである。

○企業内の三位一体の知財活動を実効あるものにするため、大学において経営学的な視点から体系的な調査・研究を行うよう奨励すべきである。

○大学等から産業界へのインターンシップについて、大学等教育機関独自の取組みのみでは限界があるため、産官との協力を推進し実業界等との交流を積極的に行い、双方向の実践活動を通じた人材育成を充実させるべきである。

○我が国の知財教育水準を世界トップレベルに引き上げるために、知財教育実践の国際交流、知財教育学に関する国際的な研究交流等を進め、知財教育環境の充実、知財教育水準のレベルアップを推進すべきである。

(4)一般人・学生の知財民度の向上

我が国国民が知的財産に対して正しい認識を持つためには、小・中学生から大学生や社会人まで広い範囲を対象とした、知財に関する普及啓発活動を行うことが望ましい。

中学・高校の新学習指導要領では、知財が様々な教科で取り扱うこととされるなど、知財教育は制度的に充実しつつある。他方で、知財教育の実施にあたり、現状では各学校や各教員の意識の高さに頼る部分が多いことから、今後、知財教育のより一層の浸透を図る必要がある。

また、知財民度の向上について、これまでは、その活動の中心は国であり、自主的な活動はわずかしかないのが現状で、細かい対応が必ずしもできていなかったと思われる。企業やNPOが、自発的な知財シチズンシップ活動を行うよう環境を整備し、知財民度の向上に向けた活動をさらに活性化させるべきである。

～具体的施策案～

○新学習指導要領において知財の取り扱いが拡大したことを踏まえ、より具体的な知財教育を推進すべきである。

○企業やNPOが、自発的な知的財産シチズンシップ活動を行うよう奨励し、特に単独の企業等では実施の意欲があっても資金面、人材面で十分なことができない場合も多いことを踏まえ、複数の企業、NPO等が連携をとって当該活動を行えるような仕組みを構築すべきである。

(5)グローバルな視点による知財人材の育成

日本経済と関係の深いアジア諸国においては、国民の知財への関心は相対的に低く、知財の専門家は少ないのが現状である。模倣品問題も依然深刻である。これらの国では、司法制度を含めた制度面は整備されつつあるが、執行面では体制が十分ではない上、専門人材(審査官、弁理士、弁護士、大学関係者等)が少ないことから、結果的に日本企業の経済活動が阻害されている。

一方、アジアの知財の専門家や知財人材育成機関(国、大学、弁理士会等)からは、日本を含めた先進国からの知財に関するノウハウの提供や人材育成に関する支援のニーズが寄せられている。また、制度・運用等の調和を進めるためには、海外の実務家に対する研修等を整備していくことが望まれる。加えて、アジア諸国の知財人材育成機関と連携を図り、その交流の機会等を利用して、アジア諸国等における知財マインド醸成等を進める取組や、我が国において国際的な実務に対応した人材育成を進めることも重要である。

～具体的施策案～

(海外人材向け)

○アジア諸国・地域の司法制度の充実、すなわち裁判官の育成が、知財立国支援の喫緊の課題であり、その人材育成に対し、来日プログラム、日本企業訪問、司法における研修、特許庁における研修等を整備すべきである。

○アジア諸国では、法制度が確立したが執行面で体制が不十分である点や、専門人材が少ないことから、我が国を含めた先進国から知財に関するノウハウの提供や人材育成支援のニーズが高い。これらの国の知財人材育成機関と連携を図り、アジア諸国等における知財の人材育成に協力し、国際的な知的財産の普及・知財マインドの向上を図る。

(国内人材向け)

○海外の人材育成機関と互いに学び合い高め合えるよう、海外の人材育成機関の取組の情報収集や、我が国の知財人材に向けた国際的実務に対応した研修の実施等の相互協力を進める。

No.	法人・団体名
35	在日米国商工会議所 知的財産委員会
意見	
<p>1. よりクリーンな技術に関する知的財産権保護の推進および同推進の諸外国への働きかけについてのコミットメント</p> <p>在日米国商工会議所(ACCJ)は、日本が先進国を牽引することを可能とする政策や、クリーン技術の発明者や革新者に認められた知的財産は強制的なライセンススキームによって脅かされるべきではないとする方針を知的財産戦略本部が推進することを提唱します。また、ACCJは、知的財産戦略本部が、クリーン技術の知的財産権の確かな促進に関して同じ理念を共有するその他の国と協力することを奨励します。</p> <p>温暖化は全世界が直面している共通のグローバルな問題です。この問題への実行可能な解決に、公共と民間部門の双方の協力が不可欠だということは明確です。鳩山首相による 25%の温室効果ガス削減は厳しい目標ですが、ACCJはこの実現に向けて努力いたします。</p> <p>25%の温室効果ガス削減目標の実現には、国の公共部門と民間企業による多額の投資が必要となります。国の公共部門は、インフラに対して投資をすることが求められ、民間企業は、新しい技術、製品、またはビジネスモデルに投資することが必要とされます。もし、クリーン技術の発明者や革新者の発明に対して、“非クリーン”技術よりも弱く、さらに限られた権利と保護が与えられるようであれば、発明者や革新者は、温暖化ガスを減らすのに必要な革新的技術の開発意欲を妨げられることとなり、かつ/または、まず手厚い保護を受けられる国において開発と展開を進めることになるでしょう。</p> <p>ここ 100 年のより新しく、より良い製品や技術の著しい発展と普及は、発明者や革新者の知的財産権に対する手厚い保護によって実現されました。この手厚い保護なくしては、投資意欲も減退していたと思われるし、模倣や便乗も増加していたと思われる。よって、歴史は、知的財産権の保護こそが革新的な技術の発展促進に不可欠であることを証明しています。</p> <p>鳩山首相の提案を実現させるために、日本はクリーン技術に関する知的財産権の保護を推進することを明確に公言すべきです。さらに日本の近隣諸国で、クリーン技術がより強い保護を与えられれば、日本企業は国際的な競争相手と比べ不利になり、市場およびマーケットシェアを失うことは避けられません。</p> <p>環境保護以外にも、クリーン技術とクリーン技術の商業化は新たな産業を生み出し、従来の産業の再生と成長を可能にします。従って、日本企業によるクリーン技術の技術的および商業的リーダーシップは、鳩山首相の 25%の温室効果ガス削減目標達成だけでなく、日本の国民に雇用機会を与え、より良い仕事をより多く提供するためにも重要です。</p> <p>2. 特許の対象や審査基準の共通化</p> <p>ACCJ は、特許庁が、特許審査ハイウェイ(PPH)や出願様式の共通化などの世界的規模での特許制度の調和を実体面でさらに一段と推し進め、同じ発明については全世界で実質的に同じクレームで特許が取得できるように、特許の対象や審査基準の共通化に向けてなおいっそうのイニシアチブを発揮されることを要望します。</p> <p>例えば、特許の対象については、米国では医療方法も特許の対象となるのに対して、日本では医療方法は特許の対象から除外されています。これは、日本では、医療方法は、「産業上利用することができる発明」に該当しないとされているからです。このような違いによって、出願人には、同じ一つの発明について、日米欧でそれぞれ別の特許クレームを準備する必要を生じさせています。</p> <p>また、審査基準・判断についても、日本の特許庁、米国特許商標庁、欧州特許庁の間で十分な</p>	

調和が図られているとは言い難く、例えば、サポート要件・実施可能要件などについて、日本の特許庁では欧米に比べて著しく厳しい基準・判断が適用されています。同じ記載内容の出願について、日本では欧米と同じクレームで特許を取得することができず、クレームを大幅に限定せざるを得ない事態が少なからず生じています。

そこで、日本においても、米国と同様に、医師の免責規定等の必要な措置を講じた上で医療方法全般を特許の対象とし、サポート要件・実施可能要件等について欧米と同様の審査実務に緩和するなど、同じ発明については全世界で実質的に同じクレームで特許が取得できるよう、特許の対象や審査基準の共通化に向けた取組みを知的財産戦略本部が積極的に促進していくことを強く希望します。

3. 司法による営業秘密の保護

情報技術(IT)ネットワークにより情報の入手・移転が容易となった今日のような状況において実効性ある営業秘密の保護は重要です。

日本では、司法手続における営業秘密保護の水準が相対的に低いことから、日本で事業活動を営んでいる、または製品をグローバル市場で販売するために日本で研究開発活動を行っている日本企業および外国企業は、不利益を被っています。その結果、日本企業のグローバル市場における競争力は、米国、欧州連合等の海外の競合先に比べ、営業秘密の保護水準が相対的に低いことによる悪影響を受けています。

特に、営業秘密の保護に対する大きな制約として、営業秘密の不正使用に関わる事件で営業秘密の内容を刑事裁判所における審理の過程で公にする必要があることが問題となっています。こうした要件により、多くの企業が、法に基づく営業秘密の保護を求める権利を行使しないこととなるでしょう。我々は、刑事訴訟における公開を禁じた非公開聴聞や非公開手続などの検討を含め、刑事訴訟において営業秘密を保護する手段に関して議論が継続されることを望みます。

4. 商標法に基づく「新しいタイプの商標」の保護

ACCJ は、知的財産戦略本部が、商標法において「新しいタイプの商標」を保護することを承認し、動きの商標、ホログラム商標、輪郭のない色彩商標、位置商標および音の商標を保護することを求めます。これは、新しいタイプの商標の保護を認めようとする国際的な趨勢および日本のユーザーの要求に合致するものです。これらの種類の商標は識別性を持ちうるものであり、したがって、本質的に識別性を有するものとして、または、必要な文脈、程度および使用期間により、商標として有効に機能すると考えます。

また、「トレードドレス」の保護についても検討することを求めます。「トレードドレス」は、複数の要素の「複合体」であり、おそらく、それらの要素はいずれも単独では識別性を有しないかもしれませんが、全体として独特の「外観」を消費者に示しうるものであり、日本でも保護されるべきです。例として、レストランの内装および外装や、様々なソフトウェア・プラットフォームおよびアプリケーションのグラフィカル・ユーザー・インターフェース(GUI) 全体の外観を挙げることができます。「トレードドレス」が消費者に識別性あるものとしての印象を与えているとの多くの証拠があり、したがって商標としての意義を有する可能性があり、実際に有しています。ACCJ は、特許庁が、このような複数の要素の「複合体」を日本の商標法に基づき登録可能であると認めることを歓迎します。

No.	法人・団体名
36	日本弁理士政治連盟
	意見
(別紙 6 参照)	

No.	法人・団体名
37	財団法人 デジタルコンテンツ協会
意見	
<p>《要旨》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国は、日本製コンテンツが 2020 年までにアジアのコンテンツ需要の一定割合を獲得することを目標に掲げ、アジアの市場規模調査、参入障壁等に関する調査、規制緩和に向けた当該国との政府間対話、共同製作やプリセール等を、官民をあげて実行する必要があるのではないか。 ・今後の需要拡大が見込まれる3Dコンテンツ分野について、日本のコンテンツがアジアを中心とするグローバルマーケットに展開することを目標に掲げ、産官学をあげて(産においては、3D コンテンツ制作者、3D 機器メーカー、放送事業者、設備導入利用者等すべての立場が参集)、世界最先端の3D コンテンツ制作環境の整備に急ぎ着手するとともに、人材育成事業を加速化させる必要があるのではないか。 ・日本を舞台とした映画や放送番組などの外国における放映がきっかけとなりアジアをはじめとする諸外国からの観光客が増加する事例を調査し、その分析結果を踏まえ、外国人観光客による経済波及効果、及び、親日感情の醸成や地域の文化振興など様々な政策目的への裨益が大きなものとなるよう、官民が一体となって取組むべきではないか。 <p>《全文》</p> <p>1. アジア市場の獲得について</p> <p>我が国は、日本製コンテンツが 2020 年までにアジアのコンテンツ需要の一定割合を獲得することを目標に掲げ、官民をあげて下記をはじめとする具体的な方策を実行する必要があるのではないか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①アジアの需要を取り込むことを目標に掲げるにあたり、その前提として、アジアの市場規模を把握する必要がある。まずは中国、韓国の市場統計を把握することからはじめ、数年のうちに ASEAN 諸国を含むアジア全体の市場規模を把握することが肝要である。 ②日本のコンテンツ企業が、アジアの特定の国に進出する際に必要になるビジネス基盤情報(基礎情報、外国作品規制、商慣習等)を急ぎ整備する必要がある。上述した市場統計同様、中国、韓国のビジネス基盤情報を把握することからはじめ、数年のうちに、ASEAN 諸国を含むアジア全体のビジネス情報基盤を整備する必要がある。 ③中国をはじめ外国製の表現作品に対する様々な規制が存在する国について、官は規制緩和に向けた当該国との政府間対話を、民は共同製作やプリセール等により海外市場を獲得する取組みを、それぞれ推進することが必要である。 <p>2. 3Dコンテンツ分野における人材育成と国際的イニシアティブについて</p> <p>今後の需要拡大が見込まれる3Dコンテンツ分野について、日本のコンテンツがアジアを中心とするグローバルマーケットに展開することを目標に掲げ、産官学をあげて(産においては、3D コンテンツ制作者、3D 機器メーカー、放送事業者、設備導入利用者等すべての立場が参集)、世界最先端の3D コンテンツ制作環境の整備に急ぎ着手するとともに、人材育成事業を加速化させる必要があるのではないか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①3D 映像からの視覚情報が脳や身体に与える影響等については、民が行うべき競争領域の研究開発ではなく、官が中心となって主導できる協調領域の研究開発である。官民の連携により制作ツールの開発、生体安全基準の策定等を世界に先駆けて行うとともに、開発された制作ツールや策定された安全基準等が国際標準(事実上の標準を含む)となるよう働きかけることが肝要である。 ②3D 分野における人材育成カリキュラムを早期に策定し、世界中の様々な制作プロジェクトに参加できる3Dクリエイターを数多く輩出することができるよう、人材育成事業を加速化させる必要がある。 	

③3D映像は、今後、様々な産業分野で大きく発展し、産業振興の核となる可能性を秘めている。3Dの体系的な技術的評価を行った上で、これまで個別に行われてきた研究開発を統合的な戦略のもとで再評価し、関係省庁が連携をはかった横断的なサポートを強く期待する。

3. コンテンツの発信を起点とする外国人観光需要の獲得について

日本を舞台とした映画や放送番組などの外国における放映がきっかけとなりアジアをはじめとする諸外国からの観光客が増加する事例を調査し、その分析結果を踏まえ、外国人観光客による経済波及効果、及び、親日感情の醸成や地域の文化振興など様々な政策目的への裨益が大きなものとなるよう、官民が一体となって取り組むべきではないか。

①コンテンツの発信が起点となって外国人観光客が増加した事例について、観光業等の周辺産業に対する経済波及効果はもとより、雇用への効果、様々な政策目的への裨益を含めた調査を早急に実施する必要がある。ここでは、市場で取引されない様々な政策目的への裨益について、一定の価値測定手法に基づき数値化をする必要がある。

②公開予定のコンテンツについて上記調査報告に基づき経済波及効果や他の政策目的への裨益を予測した上で、それらが最大化することを目指し、当該地域の地方自治体、商工会、学術研究機関等が一体となってプロジェクト事業を推進し、その成果を次のプロジェクトにつなげていくことが重要である。

③外国人観光客が、言語の壁を超えて我が国の有する豊かな地域文化財へアクセスするためには、多言語化されたナビゲーションシステムの活用が効果的である。地域コンテンツ制作の機会提供と併せて、地域の観光・経済の活性化に貢献するナビゲーションシステム等のインフラ面の整備を急ぐ必要がある。

No.	法人・団体名
38	ロージナ茶会
意見	
(別紙7参照)	

No.	法人・団体名
39	社団法人 日本インターネットプロバイダー協会
意見	
(別紙8参照)	

No.	法人・団体名
40	楽天株式会社
意見	
(意見) ソフトウェア特許の保護を各国に求める方針を知的財産推進計画に具体的に盛り込んでいただきたい。	
(理由) ◎現在ヨーロッパ、中国を中心として旧態依然とした「ソフトウェア特許」否定の姿勢に米国の「ソフトウェア特許」排除に傾く姿勢が同調し、ソフトウェア保護が希薄になる恐れがあります。 ◎一方で著作物としてのソフトウェア保護は手厚くなる方向にあります。これはソフトウェアの具体的な外的表現形式のみの保護、即ちデッドコピーに対してのみ保護する方向となり、アイデア、	

コンセプトに関する保護が手薄になる結果、フリーライドを促進し、ハード及びソフトを両輪とするコンピュータ技術の片輪としてのソフトウェア技術開発を停滞させる可能性を示唆しているものと危惧します。
 ◎現在、最もソフトウェア特許に関する先進国である日本が中心となって適切な保護を各国に求める方針を知的財産推進計画に具体的に組み込んでいただきたい。

No.	法人・団体名
41-1	日本弁理士会東海支部 地域知財政策検討委員会
意見	
<p>(1)特許権等に関する訴えの一審の専属管轄につき、その効果を実証し、さらにその専属管轄化の理念を、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所から離れた地方においても浸透させ、地方に対する利便性を向上させる制度を設けるべきである。</p> <p>平成16年に施行された現一審専属管轄制度は、専門的・技術的事項について十分な審理を尽くすことができるように調査官制度を充実させて裁判所の専門的処理体制を強化し、裁判の予見性を確保することにあつた。</p> <p>一方、改正前の競合管轄制度に比べると、地方に在住する者にとっては、利便性の欠如や専属管轄裁判所が遠隔の地にあるための経済的損失があり、ひいては、裁判を受ける権利を侵害するという欠点が指摘されているところである。</p> <p>新制度の施行後、地方の企業や、経済的余力がない個人や中小企業にとってみると、専属管轄裁判所が居住地から遠隔の地にあることによる時間的損失及び経済的損失のために、有効な特許権を取得しておきながら、特許権侵害の訴えを断念した事例があることは予測するに難くない。また、この事情は、提訴圧力が抑制されることから、円滑な実施契約の締結を阻害したり、隠れた侵害を増長させる原因ともなる。</p> <p>逆に、上記理由のために、経済力がない企業者が訴訟に应诉することを断念し、特許権を侵害していないにもかかわらず、不合理な実施許諾契約を締結せざるを得ない事例もあり得る。</p> <p>これらのことは、現一審専属管轄制度には、有効な知的財産権を創成しておきながら、その知的財産権が十分に活用できないという弊害があることを意味する。地方に在住の企業において、知的財産権を新たに創成する意欲を喪失させ、疲弊した地方を活性化させることの阻害要因になっていると思われる。</p> <p>「新成長戦略(基本方針)」において、科学・技術立国戦略が標榜されているが、現制度は、知的財産権の十分な活用ができないことから、日本国全体における新規技術開発の意欲を喪失させ、科学技術創造立国に向けた活動の障害になるものと思われる。</p> <p>現専属管轄制度には、判決の予見性、画一性などの利点があるけれども、特許権の積極的な活用を奨励し、地方の企業や中小企業を育成し支援することを知的財産推進計画の精神としておりこと及び中小企業基本法第3条に規定する中小企業の保護及び育成に関する基本理念を考えると、未だ、十分ではないことを意味している。</p> <p>そこで、以下のことを提案したい。</p> <p>(2)専属管轄地方裁判所を拡充する。</p> <p>この6年間で、専門性を有する裁判官、調査官などが充実してきていると思われるので、これらの人材を活用し、各高等裁判所の所在地に所在する各地方裁判所を専属管轄地方裁判所に加えることを提案する。</p> <p>あるいは、これらの地方裁判所を専属管轄にした上で、これらの地方裁判所の何れにも提訴できるようにすることを提案する。</p> <p>とりわけ、名古屋地方裁判所は、改正前の競合管轄制度の下では、知的財産権関係の訴訟が特定の民事部に集約されて審理されていたことから、判決の予見性、画一性が実現されていたとの経緯がある。</p>	

したがって、名古屋地方裁判所を、第一審の専属管轄とすることに、それほど問題はない。

この提案の制度は、どこの裁判所に判断を仰ぐかをユーザの選択に委ねる制度である。控訴審の裁判管轄が専属管轄である東京高等裁判所であり、控訴審は、知的財産を専門的に処理する知的財産高等裁判所において高度な専門性の下に判断されるので、一審を専属管轄化した趣旨は十分に担保される。

したがって、これらの制度は、専属管轄化の趣旨を担保しつつ、ユーザフレンドリーな訴訟制度となるので、地方における知的財産権の活用及び地方における企業の育成を促進するものとなる。また、このような提案の制度とすることは、最近の地方主権を重視する施策とも合致する。

なお、裁判外紛争処理を利用することを促進すべきとの意見も見られるが、被請求人に対して応諾することの強制力がなく、かつ、上記した一審専属管轄の欠点から、提訴される可能性も低いとの判断から、被請求人が応諾しないために、現実には、調停に至る事例が少ない。

このような場合においても、一審専属管轄裁判所から遠隔の地に居住する者が、地方裁判所において裁判し得る環境を整えることで、逆に、裁判外紛争処理が促進されることも予想される。

また、日本知的財産仲裁センターは、全国の各高等裁判所所在地に支部又は支所を設けて、知的財産に関する裁判外紛争処理が、地方住民にも配慮してユーザフレンドリーな制度になるように拡充している。このことを考えても、特許権等に関する一審の裁判管轄も、各高等裁判所の管轄地域毎に設けられるように拡充拡張し、その制度が、知的財産権の保護及び活用の面及び中小企業の支援及び育成の面から、地方住民にとっても、ユーザフレンドリーな制度になるように配慮されるべき時期であると考えます。

No.	法人・団体名
41-2	日本弁理士会東海支部 地域知財政策検討委員会
意見	
<p>〔結論〕</p> <p>特許法第104条の3の規定を廃止ないしは修正して、侵害裁判所が行う特許の有効性判断は、キルビー最判にいう「明らかな無効理由」、主に新規性の理由等についてのみ判断するものとすべきである。</p> <p>〔理由〕</p> <p>(1)理由の要旨</p> <p>特許法第104条の3の規定(制度)から生ずる様々な問題点は、侵害裁判所が、キルビー最判理論をさらに押し進めて特許無効の理由のすべてについて、とりわけ進歩性欠如の理由について判断を行うことができる、としたことに大きな要因があることは明らかである。一方において、キルビー最判は、明治の大審院判例以来争われてきた無効理由を有する特許権の効力の解釈に決着をつけたものとして高く評価され、その妥当性についても一般国民の大きな支持を受けているところである(〔参考文献1〕参照)。</p> <p>そうであるとする、現行制度において生じている様々な問題を解消するためには、特許法第104条の規定を廃止ないしは修正して、侵害裁判所が行う特許の有効性判断は、キルビー最判にいう「明らかな無効理由」、主に新規性の理由等についてのみ判断するものとすべきである。</p> <p>(2)特許法第104条の3の問題点</p> <p>(ア)特許法第104条の3の規定(制度)の新設により、特許権者が特許侵害訴訟の提起を躊躇することはとみに指摘されているところであるが、特許制度の最も重要かつ重大な運用当事者である特許権者(発明者)が利用をためらうような規定(制度)は、特許権の保護が十分に機能していないというほかに、根本的な欠陥があるというべきである。</p> <p>(イ)本規定は、侵害訴訟において、被告側となる侵害(被疑)者に訴訟手続上異常なアドバンテージを与えており、特許制度を利用して、労力、時間、費用をかけて特許権を取得した善意の権利者と、特許発明の模倣により経済的利益を手に入れようとする悪意の侵害(被疑)者との間のバランスが極めて悪い。勢い、特許侵害訴訟の場が、被告(と裁判所)による「無効理由</p>	

漁り)(特許のアラ探し)に終始し、不毛な争いとなりかねず、特許制度の健全な運営を妨げる嫌いがある。

(ウ)本規定は、結果的に、侵害訴訟の場で、特許庁での審査を再審査することになり、特許権の信頼性が低下し不安定化し、特許権の価値の低下を招き、ひいては審査主義、権利主義が変質するおそれがある。一つの例を挙げれば、当支部会員事務所のクライアントは、時間と費用をかけて特許権をやっと取ったところで、どうせ権利行使の際に裁判所の再審査を受けるのだから、そうならば、時間と費用のかからない無審査の実用新案権を取っておいても変わらない、としてあえて無審査による実用新案を選択するという実例がある。

(エ)本規定は、しばしば裁判所関係者から「紛争の1回限りの解決、早期解決」を目的とするものであると説かれるのであるけれども、特許制度の利用者は、必ずしも「1回限りの解決」とか「早期解決」だけを望んでいるのではなく、誤りのない、適切な紛争の解決、処理を望んでいる。また、特許庁の審判の審理は以前と比べ相当早くなっている(無効 10 ヶ月、訂正 2 ヶ月)。

(3)対策

上記した本規定の問題点は、侵害裁判所が、キルビー最判理論を「さらに押し進めて」特許無効の理由のすべてについて、とりわけ進歩性欠如の理由について判断を行うことができることに大きな要因があることは明らかである。一方において、キルビー最判は、明治の大審院判例以来争われてきた無効理由を有する特許権の効力の解釈に決着をつけたものとして高く評価され、その妥当性についても一般国民の大きな支持を受けているところである([参考文献1]参照)。そうであるとすると、現行制度において生じている様々な問題を解消するためには、侵害裁判所が行う特許の有効性判断については、キルビー最判理論に戻して、「明らかな無効理由」、主に新規性の理由等についてのみ判断するものとすべきである。(なお、[参考文献2]参照)

(ア)特許に「明らかな無効理由」が存在するときには、無効審判と関係なく、侵害裁判所が判断する(キルビー判決理論)。

特許に「明らかな無効理由」が存在するときとは、主に「新規性欠如」を理由とする場合である。これはキルビー判決以前の「全部公知」の特許の場合に該当する。

また、「冒認」についても、事実認定の問題であるから、「無効理由が存在することが明らかである」という事実認定及び判断をすることができる。

(イ)無効理由あるいは事案ごとに微妙な場合には、侵害裁判所は判断を避けるべきである。権利の有効性を推定し、特許無効の立証は被告側にあることを明らかにすべきである。

「進歩性欠如」のような無効理由の存否が微妙な場合には、無効審判の判断を待つべきである。被告が無効審判を請求しない場合や明らかに理由のない場合にはその無効抗弁は棄却すべきである。

(ウ)無効審判が継続しているときは、審判の判断(特許庁の第一次的判断)を待つべきである。審判の審理は相当早くなっており(無効 10 ヶ月、訂正 2 ヶ月)、裁判の迅速処理にはそれほど影響を与えない。

(エ)技術的範囲の属否判断で請求棄却する場合、「明らかな無効理由」が存在する場合を除き、無効判断が微妙なときにはその判断を差し控えるべきである。

以上

【参考文献1】

高部眞紀子「工業所有権法学会年報 27」2004 年より抜粋(下線は筆者)

(キルビー判決の趣旨について)

「権利濫用の判断に関し、主観的要素(加害の意思)は必ずしも必要ではなく、客観的な利益衡量により判断するのが通説、判例であるところ、本判決は、無効理由があることが明らかで将来遡及的に無効とされることが確実視されるような特許権に基づいて、形式的に特許権が存在することをもって、差止めや損害賠償請求をすること自体が衡平に反するものであるということができ、登録された特許権に明らかな無効理由があるという事情がある場合の特許権行使を権利濫用の典型的場合の一つとすることが、権利濫用の法理を違反するものでないとしたものである。」

(「明らかであるとき」の解釈について)

「第1に、特許権は、特許査定という行政処分によって発生し、行政処分は、仮に違法であっても、取消権限のある行政庁又は裁判所において取り消されるまでは、何人もその効力を否定することはできない。…(中略)…

権利濫用は客観的利益衡量を必要とするところ、無効理由があることが明らかな権利の行使は衡平を欠くものであるが、これが明らかでない場合にも権限ある行政庁の判断を経ることなく権利の行使を許さないとするのは、特許査定及び登録という過程を経た特許権者にとって法律上認められた権利の行使が許されないという重大な不利益を与えることになる。それゆえに明白性が必要であるとされたものと解される。

第2に、(中略)…無効審判のルートにおける判断と侵害訴訟の判断とが齟齬を来すと、法的安定性を著しく害するおそれがある。仮に明白性が不要であるとすると、無効審判では請求が成り立たないとする審決が確定しても、侵害訴訟においては、無効理由があるとして特許権者の権利行使が認められないという事態が出現する可能性がある。このような事態が生じないようにするためにも、明白性の要件が不可欠であると解されたのであろう。」

【参考文献2】

司法研究所「特許権侵害訴訟の審理の迅速化に関する研究」2003年より抜粋(下線は筆者)

「(3)無効理由の主張がされた場合における裁判所の措置及び考慮事項

被告が無効理由を主張して、権利の有効性を争っていても、裁判所が、被告製品(被告方法)は特許発明の技術的範囲に属しないと判断した場合には、そのことを理由として、請求を棄却することができる。

被告が無効理由を主張して、権利の有効性を争っており、裁判所が、被告製品(被告方法)は特許発明の技術的範囲に属すると判断した場合には、次のような選択肢がある。

① 最判平成12年4月11日(富士通半導体最高裁判決)がいう「特許に無効理由が存在することが明らかでないとき」に当たると認めて、特許権に基づく請求を、権利の濫用に当たるとして、原告の請求を棄却する。

② 特許法168条2項により、無効審判請求が係属していることを理由に、訴訟手続を中止する。

③ 原告の請求を認容する。

以上のうち、どれを選択するかはもちろん事案によることになるが、複雑かつ微妙な判断を迫られることになる。

(4)無効理由ごとの考察

ア 新規性がない場合(特123条1項2号、29条1項)

新規性がない場合については、…いずれも、主として、新規性の有無という事実の存否が問題となる場合であるから、裁判所が「無効理由が存在することが明らかである」という事実認定をすることについての支障は少ない。…(中略)

イ 進歩性がない場合(特123条1項2号、29条2項)

進歩性が欠如している場合にも、権利濫用として請求を棄却することがあり得る。進歩性の判断は、前記のとおり微妙であることが多く、実際には、特許権侵害訴訟において、進歩性の欠如を理由として、請求を棄却できる場合は限られているものと思われる。しかし、進歩性がないといっても、新規性がない場合に近い場合や、東京高裁において、既に進歩性がないという判断が示されている場合などには、特許権侵害訴訟において「無効理由が存在することが明らかである」という認定判断をすることができよう。…権利濫用とまではいえないが、進歩性の観点から無効になる蓋然性が高い場合には、訴訟手続を中止することもある。特に、特許庁において無効との判断が出されたような場合には、中止することが考えられる。

ウ 冒認の場合(特123条1項6号)

冒認かどうかということは、事実認定の問題であるので、特許権侵害訴訟を審理する裁判所が、「無効理由が存在することが明らかである」という事実認定及び判断をすることができるであろう。…(中略)

エ 明細書等の記載不備(特36条4項、6項違反)の場合(特123条1項4号)

明細書等の記載に要件違反があるか否かという点は、侵害論における技術的範囲の確定と、密

接に関連している。特許請求の範囲の技術的範囲の確定において、記載不備と判断しないまでも、不明瞭な記載については、不明瞭な記載を含まないものとして、限定解釈する例は少なくない。また、意味が不明である以上、被告物件が技術的範囲に属するという判断ができないとする場合もある。そのような意味では、無効理由が存することが明らかであるとまでいわなくても、判断が可能な場合も多いと思われる。…(中略)

オ 補正、訂正が許容されない場合(特 123 条 1 項 1 号、8 号)

この場合も、進歩性と同様に、判断は必ずしも容易ではない。進歩性が欠如している場合と同様に考えることができよう。」

No.	法人・団体名
42	社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会
意見	
(別紙 9 参照)	

No.	法人・団体名
43	社団法人 日本音楽著作権協会
意見	
<p>《要旨》</p> <p>知的財産に係る施策として、知的財産基本法の目的が「知的財産の創造、保護及び活用に関する施策」であることに鑑み、(1)著作権保護期間の延長、(2)戦時加算制度の解消、(3)私的録音録画補償金制度の見直し、(4)違法利用対策、(5)知的財産に関する学校教育や広報への取組、(6)コンテンツ流通促進に向けた取組の支援、を行うべきです。</p> <p>《全文》</p> <p>新たな「知的財産推進計画(仮称)」の策定に向け、以下のとおり意見を述べます。</p> <p>1 これまでの知的財産に係る施策について抜本的に見直すべき点</p> <p>知的財産に係る施策は、知的財産基本法の目的に立ち返るべきです。</p> <p>知的財産基本法の目的が「知的財産の創造、保護及び活用に関する施策」であるにもかかわらず、これまでの施策は知的財産の活用には偏っていました。</p> <p>新たな「知財計画」の策定に当たっては、同法の目的に立ち返り、知的財産の創造及び保護と活用とのバランスのとれた施策を講じるべきです。</p> <p>2 新たな「知財計画」に盛り込むべき政策事項等</p> <p>(1) 著作権保護期間を著作者の死後 70 年までに延長すべきです。</p> <p>著作権保護期間については、文化芸術の保護や発展、国際的な競争力を持つ優れた作品の創作のため、早急に先進国並みの著作者の死後 70 年までに延長すべきです。</p> <p>現状のままでは、日本がコピーライト・ヘイブンとして先進諸国から批判を浴びたり、Google Book Search のような国際的なサービスの台頭により、著作権が消滅した我が国の著作物がその中で一方的に利用されてしまうこととなります。</p> <p>(2) 戦時加算制度を解消すべきです。</p> <p>戦後 65 年が経過した今、日本だけが片務的に負わされている戦時加算制度の解消を国として図るべきです。</p> <p>(3) 私的録音録画補償金制度を抜本的に見直すべきです。</p> <p>補償金制度については、文化審議会著作権分科会での審議が暗礁に乗り上げたまま時間が経過しております。</p> <p>補償金制度の立法趣旨を踏まえ、私的録音録画の実態に即した新たな制度を早急に定めるべ</p>	

きです。

(4) インターネット上の違法利用対策としていわゆる「スリー・ストライク法」の検討を開始すべきです。

違法利用への強い抑止効果やエンフォースメントとしての実効性に期待することができる制度として、警告を無視する侵害行為者について、インターネット接続の切断を認めることなどを内容とするいわゆる「スリー・ストライク法」の検討を開始すべきです。

(5) 知的財産を尊重する学校教育や広報に取り組むべきです。

知的財産に関する基本的な知識が学校教育の場で広く児童、生徒たちに身に付くような取組に加え、そうした知識が社会常識として認知されるような広報活動に、国として取り組むべきです。

(6) コンテンツ流通の促進に向けた取組を支援すべきです。

知的財産の活用を図るべく、インターネット上でのコンテンツの流通促進のため、次に関する取組を支援すべきです。

ア 権利の所在に関する情報の集中化
 イ 著作物の分野に応じた権利処理の集中化(ワンストップショップ)
 ウ 権利者不明著作物の利用に関する裁定制度の見直し

No.	法人・団体名
44	社団法人 日本映画製作者連盟
意見	
<p>①インターネットによる著作権侵害対策について</p> <p>ファイル共有ソフト並びにUGCサイト等によるインターネットを介した著作権侵害によって権利者が深刻な打撃を被っていることは周知の事実である。</p> <p>近時、デジタル技術の急速な発達により、侵害はますます拡大し、その態様も複雑化している反面、フィンガープリント等の対抗手段も著しい技術革新によって確立され、それに伴いインターネットによる著作権侵害の摘発が随時行われ、逮捕者も続出している。</p> <p>このような状況は、権利者にとって僥倖といえるが、個社としての対応については自ずと限界があるため、特に、官民一体となった下記の施策に対する政府の支援を強く要望するところである。</p> <p>A. 警察庁が運用を開始した「P2P観測システム」 B. 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)が構築する「自動コンテンツ監視・削除センター(仮称)」 C. 著作権団体と電機通信事業者が設立した「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会(CCIF)」</p> <p>(参考)過去10年間の関連データ(映連、日本映像ソフト協会調べ)</p> <p>下記のとおり、過去10年、興行収入及び映画鑑賞人口がほぼ横ばいであるのに対して、ビデオソフトの落ち込みが30%台にあることから、違法流通の影響があることが推察される。</p> <p>①劇映画のビデオソフトによる販売推定</p> <p>小売店店舗 最高値 2002年 5,194億円→2009年 3,261億円(▲37.2%) メーカー売上 最高値 2002年 3,068億円→2009年 2,012億円(▲34.4%)</p> <p>②興行収入 最高値 2004年 210,914百万円→2009年 206,035百万円(▲2.3%)</p> <p>②デジタルシネマ導入への支援について</p> <p>日本映画産業統計によると昨年末の日本全国のスクリーン数は3396スクリーンである。この内、デジタル機器を備えたスクリーンは440スクリーンであり、3D対応が351スクリーンとなっている。</p> <p>昨年末に「3D映画」として鳴物入りで公開し、わずか39日間で興行収入の世界記録を樹立した「アバター」の爆発的なヒットにより、日本国内でも「3D映画」という新しいジャンルの人気が確立された。今年は、この新たな映画鑑賞形態への観客のニーズが高まるものと想定されるが、先述</p>	

したとおり、いまだ約3000スクリーンは、デジタルに未対応のままである。スクリーンのデジタル化は、多額の費用がかかるため映画館は大きな負担を強いられ、簡単にデジタル化に着手できない事情もある。

このような状況に際して、わが国の映画産業も速やかにデジタル対応しなければ、地上デジタル放送同様、世界標準から大きく後れを取るおそれがあるとともに、市場のニーズに応えることはできない。「3D元年」となる本年、日本映画界は、スクリーンのデジタル化、そして、3D化の推進を喫緊の課題としている。映画館のフルデジタル化の早期実現に向けて、政府の直接、間接的な支援を強く要望する。

また、デジタルシネマのデータ保存と超長期的なアーカイブについては、フィルム(ネガ)保存の数十倍の維持管理費用がかかると同時に、記録媒体の寿命も不確かであり、加えて原版を記録する媒体の移行(例えばHDからフラッシュメモリーへのマイグレーション)への対応など諸問題が山積している。

また、世界的にも認められた数々の名作のフィルムをデジタルアーカイブ化する際にも同様の問題が発生する。

世界標準としての映画のデジタル化並びに世界マーケットにおけるマネタライズ化の推進のためには、映画館のデジタル化とともに、これら諸問題の解決に向けての技術革新に係る調査研究を促進し、デジタルシネマのデータ保存を適切に行える環境整備を政府として支援する必要がある。

③人材育成について

コンテンツの国際展開の重要性が高まる中、日本のポップカルチャーは、「Cool Japan」として世界的に評価され親しまれている。

また、映画では「おくりびと」が第81回米国アカデミー賞外国語映画賞を受賞した。

グローバルな市場が日本のコンテンツに注目している今こそ、優れたコンテンツを創造し、世界市場をターゲットに適正な収益を獲得する好機であるといえる。

このためには、優秀なプロデューサーの育成が必要不可欠であることはいうまでもないが、特に映画製作においては、国際的にも活躍できる人材の育成が喫緊の課題となっている。

プロデューサーには、法務、財務会計、マーケティングといったビジネス関連知識に加えて、人的資源管理能力やプロジェクト・マネジメント能力、そして、英語による国際的なコミュニケーション能力など高度なスキルが求められる。

世界市場のニーズに応えるためには、映像産業振興機構が取組んでいる中期的な視点からの国際的なプロデューサーの育成に対して、政府による継続的な支援を要望する。

④観光立国実現手段としての日本映画について

現在、政府においては、観光立国の実現に向けて諸施策が積極的に行われているところだが、映画は、外国人に対してわが国の文化への興味を喚起し、ひいては日本への観光客を増加させるための契機であり、それは米国のハリウッド映画や近年の「韓流」TVドラマが証左しているところである。

過去、日本映画についても、多くの韓国人が小樽に大挙して訪れた『Love Letter』等の事例があるが、その数はまだまだ少ない。今後、海外における日本映画の鑑賞機会を増やし、効果的なプロモーションを展開すれば、観光立国の実現のために必ずや貢献できるものと考えている。中でも特にアジア諸国については、国民性における親和性、地理的条件、加速度的な経済成長等の要素を考慮すれば、そのチャンスは小さくないのではないかと考える。

また、世界各国で実施されているロケ誘致をわが国でも活性化するため、ロケーションに関連する税制の軽減、優遇措置、また、撮影許可の緩和、入国手続の簡略化、外国人向けのインフラ設備等の施策を政府として早急に検討する必要がある。これが実現した場合には、日本と諸外国の合作による映画製作を促進し、日本映画のマーケットをグローバル化する相乗効果が期待できる。

No.	法人・団体名
45	(非公表)
意見	
<p>日本において公共の利益を目的とした特許技術の特別な実施は、特許法第 93 条に基づく裁定によって保障されておりますが、制定から現在までその裁定は一度も実施されていないと聞き及びます。それはひとえに、国内各特許権者が公共の利益に資する権利行使を実現してきたお蔭と思われる。</p> <p>しかしながら昨今は、製造業を含む国内各企業における財務リスクを背景に、特許活用は必ずしも技術実施に力点が置かれるとも限らず、NPE(non practice entity)と呼ばれる非実施法人に特許権が譲渡されることで、技術実施による公共の利益の確保が揺らいでいるのではないかと懸念されます。</p> <p>米国では、NPE が関与する特許について、一元的且つ自動的な権利行使を認めることは無いとされ、また、自由競争を害さない限り、公共の利益を目的にした実施に関する対処としては、強制実施などがコモンローに従って司法で判断されることは周知のことと存じます。当然ながら、民間から政や官へ特許権を譲渡/国有化することで、公共の利益に資する実施形態を確保するという手法の採択も御座いますが、バイドール法に基づき特許に対し公的資金の関与によって生じる介入権(march-in rights)については、特許権者が税制優遇にある small business や非営利であることに本来限定されるため、すぐさま容易とはならない手法かと理解されます。</p> <p>結果、公的機関へのライセンス契約が米国特許庁データに記録されるケースを、パブリックな情報として目にするものの方が多いことかと思われま。</p> <p>一方日本では、NPE が特許権者として権利行使することに特別の取扱いは見られず、また、公共の利益を目的として特許を実施する場合には、コモンローではなく大陸法に拠る日本法制度の性質からして、司法判断の前に特許法を中心とした法令が有効であるかと存じます。</p> <p>日本国特許法第 93 条に規定の裁定制度が有効かどうかは、その適法手法について議論する必要もあると考えられます。</p> <p>例えば、裁定実施権と言え、特許法第 83 条や同法第 92 条にあるような特許庁長官による裁定、営利活動を前提とした請求、といったものが議論の中心になりがちで、多くの事業者は営利法人であるからして、同法第 93 条に規定される公共の利益を目的とした経済産業大臣による裁定は、営利活動にある中では適法とし難い場合が多いのではないかと推測されます。</p> <p>また、知的財産権に関する関係省庁会合議事録等拝読させて戴く限り、特許法第 93 条裁定と公共財化(パブリックドメイン)による対処との区別が、専門家の方々の間でさえ困難であるということも伺えます。</p> <p>このように、市場の自由を維持しながら、公共の利益を目的として特許権が行使されるための政策を考えてみると、特許法の有効性ととも NPE の活動に対する判断はヒントのひとつであるかと思われま。</p> <p>NPE と言うと、「パテントロール」や「Intellectual Ventures(以下 IV)」を想像する場面も多いことと存じますが、Allied Security Trust、RPX、各種パテントプール等会員制組織に加え、Ocean Tomo 等特許オークション会社や、Acacia 等訟務志向の組織、さらには非実施という広義によって、大学等研究機関も実は NPE にカテゴライズされております。</p> <p>但し、実態における違いを見ると、権利行使の効率化、訴訟リスクの回避、節税、積極的提訴、特許債権金融、そして研究開発など、十人十色であってつまりは特許取得目的が異なると言ってもよいでしょう。(その目的が複合的である民間非営利等の場合、その組織の本質は複雑か</p>	

もしれません。)

前述のうち日本国外 NPE は非内国民として日本特許に携わることもあれば、日本に現地法人を設立したり、更には別名義法人として出願することも御座います。

例えば IV の場合、多くのシェルカンパニーを有しその数はおよそ 300 と言われますが、それらシェルは特許をファミリーごとに保有しており、当然日本国特許庁にも出願しております。なお、どの法人が IV のシェルなのか常に判別される訳ではないので、保有特許資産の確定は困難です。

その上、IV に限った事ではございませんが、シェルカンパニーの多くは LLC の法人形態にあり、米国、欧州一部、英領諸国、シンガポール等における LLC は日本国会社法に規定の各種法人とは類似せず、例えば米国 LLC の場合、「国や州への登記や登録はせず、編成契約書の提出を法人存在の基礎とする」、「法人住所や準拠法確定については特別なエージェントが代理する (LLC 固有の登記住所は無い)」、「結果として登記簿謄本は無い」などの問題があり、商業登記法を有する日本には馴染み難い組織形態かと存じます。一部証券取引委員会等への手続によっては所在や代表者が確定できる LLC も御座いますが、多くのシェルカンパニーは日本の法人登記簿に匹敵する情報を確定できるだけの条件を揃えているかどうか個別の判断を要するかと考えられます。

よって、こうしたシェルが特許権者として存在する場合、公益に配慮した運営を自動的に望むことは難しいため、条約や国際合意における批准済みの条項にも照らし合わせ、日本国内における公共の利益をどのように確保するのか検討を要すると思われれます。

また、米国特許制度でさえも、出願手続において特許譲渡契約はそのすべてを届出る義務はなく、所有実態や契約金額が秘匿可能であるため、正当な価額算定や各法人の納税問題にも波及します。

日本では特許庁方式審査便覧 45.23(中間手続-11)において、数次の譲渡の場合、最終譲受に至る過程を届出るとはありますが、prima facie としての自発的手続を期待するため、特許法第 29 条第 1 項に鑑みた同法第 49 条適用のプロセスに類似して、手続人による譲渡証明は性善説的であるかと存じます。つまりは、財産権として昨今の特許は、米国同様、税務にも影響を及ぼしているという懸念が御座います。

さらには、医療特許では後発薬発売延期を促す補償金契約 (Pay-for-delay) の問題に対する米国特許庁見解に見られるように、特許付与後の民間取引としての独占禁止法に係る事態が日本でも予測されます。そして、パテントプールによる独占禁止法違反については、自動的な合法性をパテントプール組織に認めないとの決定が、連邦政府の機関である国際貿易委員会 (ITC) が関与する最近の判例に見られます。従って、日本国内 NPE に関する独占禁止法の指針にも影響が生じるかと存じます。

加えて、各国特許庁との連携による審査ハイウェイは審査業務上必要である一方、個々の実施における法的判断が一元化される要素を含むかどうかとも検討に値すると思われれます。

米国州裁判所ごとの準拠法と陪審員の差異から来る影響 や、欧州特許庁付与特許の実施につき欧州特許条約第 74 条に見られる準拠法の問題なども参考に、審査ハイウェイが実施条件の法的合意と切り離せるかどうか、連邦制や連合における国家と日本の相違点に着目しつつ、審査制度についても併せて精査して戴きたく存じます。

このようにして、特許法による規定だけでは特許活用の実態に対応した政策が簡素とは為り得ず、特許法、商業登記法、各種税法、独占禁止法、さらには公益法人のあり方とも相互作用する、より効果的な対策が望まれております。

公共の利益を確保するための施策が適切に策定されるよう、これからもご期待申し上げます。

No.	法人・団体名
46	コルベール委員会
意見	
<p>1.インターネットオークション上の模倣品取引防止対策の強化</p> <p>1-1 携帯オークションサイトへの対策強化</p> <p>インターネットオークションを利用した模倣品の取引は、一部大手オークションサイトにおいては模倣品取引排除のための審査・監視体制の強化等が図られたこともあり、以前に比べて改善されております。</p> <p>その一方で、最近では携帯電話上のオークションサイトでの模倣品の取引が急増しております。近年の携帯電話端末機能の高度化、通信速度の高速化に伴い、携帯電話のコンテンツとしてネットショッピングの利用が急速に普及する中、特に若年層の消費者が、その手軽さも相俟って携帯オークションサイトを利用し、「本物」の商品を購入したつもりが実際には模倣品が郵送されてくるといふ被害が多く見受けられます。携帯電話のオークションサイトの事例の特徴としては、被害者に若年層が多い他に、携帯電話の画面が小さく、消費者の側において、出品されている商品の真偽の確認が困難であることが挙げられ、そうした状況を悪用して模倣品を堂々と販売する悪質な出品者がいるものと推測されます。</p> <p>このような悪質な出品者から消費者、特に若年層の消費者を保護する観点から、携帯オークションサイトのオークション事業者において、模倣品の出品の監視活動を強化し、違法な出品が確認された場合かかる違法出品の削除や同出品者の ID を利用停止する等、迅速な措置が講じられるための対策の強化についてご検討下さいませようお願い申し上げます。</p> <p>1-2 出品者の正確な本人確認の徹底</p> <p>インターネットオークション上でいわゆるブランド品を一時点で20点以上出品している出品者は、特定商取引法の規制対象となる「販売業者」となり、当該オークションページに氏名・住所・電話番号の表示が義務付けられますが、依然として架空又は虚偽の情報が表示されているケースを確認しております。</p> <p>このような虚偽情報の表示を放置した場合には、仮に、権利者が模倣品の出品を確認し、然るべき手続によってオークション事業者から出品者情報が開示されたとしても権利者は違法出品者に対して適切な法的措置を講じられず、ひいてはこのような悪質な違法出品者をいつまでも排除できない懸念があります。</p> <p>つきましては、(一部の大手オークション事業者では既に実施されているものもありますが、これにとどまらず、)全オークション事業者に対して特定商取引法の規制対象となる「販売業者」の本人確認方法として運転免許証やパスポート等公的証明書の提示を求めると、且つ、住所や電話番号についてはそれが実在すること、及び提示された本人確認資料との照合を実施するよう周知徹底下さいませようお願い致します。同時に、特定商取引法の表示義務に違反した「販売業者」に対しては、然るべき行政処分や罰則の運用の強化を併せてご検討いただきたく存じます。更に、同一の「販売業者」が複数の ID を利用して模倣品を出品する行為を防止すべく、同一「販売業者」による複数の ID 取得を排除するような本人確認情報管理の徹底をご指導下さいませようお願い申し上げます。</p> <p>1-3 オークション事業者が遵守すべき基本則の策定・採択・実施</p> <p>インターネットオークション市場から模倣品取引を排除するためには、オークション事業者自身による規制が不可欠であります。幸いなことに、現在大手オークション事業者の模倣品撲滅に対する意識は高く、各社積極的に対策を強化されておられます。その一方で、一部の中小オークション事業者(携帯オークション事業者を含む)においては、未だにこうした意識が薄く、自社オークションの模倣品氾濫の状況に対し何らの手段も講じていないケースが多々見受けられます。</p> <p>そうした状況を受け、ルイ・ヴィトン等を取扱うLVJグループ株式会社では、本委員会を代表し、オークション市場からの模倣品排除を図るべく、知的財産権の権利者、オークション事業者並び</p>	

に關係政府機関との間で議論を重ね、以下の「知的財産権を保護するための基本則(案)」を作成致しました。もし全オークション事業者によってこの「知的財産権を保護するための基本則(案)」が採択・実施されれば、オークション市場から模倣品取引が駆逐され、オークション市場の安全性が高められるばかりでなく、権利者の知的財産権の強化にも繋がるものと思慮致します。つきましては、貴本部並びに關係各省庁の強い指導の下、このような具体的手続きにまで踏み込んだ基本則を策定し、全てのオークション事業者に対しその採択・実施を義務付ける仕組みをご検討頂きたくご提案申し上げます。

日本のオークションサイトにおける「知的財産権を保護するための基本則(案)」

A) 出品者に関する制限：

1. 出品に際し、日本政府認定の写真付身分証明書(運転免許証、学校の身分証明書、パスポートなど)を提示の上、ISPへ登録することを義務付けます
2. 1人の出品者に対し1つのクレジットカード番号及び銀行口座に限定します
3. 出品者は日本に居住している者に限ります(海外からの出品を禁止します)
4. 20点以上のブランド商品を提供する出品業者に関しては、フルネーム、住所、連絡先電話番号を、オークションページに記載することを義務付けます
5. 通告を受けたあるいはリストから削除された出品者との取引に関してはすみやかに閉止します。又エスクローサービスを採用している場合は、送金された代金が出品者の元へ直接届かないよう、別口座による管理システムを徹底します

B) オークション取引に関する制限：

1. 制限時間の短いオークション(24時間以内)は一切認めないものとします
2. キーワードスパムとは当該商標と関連のない商標を使用する行為であり、商標を複合した形で使用することも含んで、これを禁止します
3. 商標権を侵害する商品のオークション掲載/販売にあたり、免責文を掲載することで責任を回避する行為についてもこれを禁止します
4. 販売者を商標侵害の責任から回避するような紛らわしい表示を禁止します。「レプリカ」「フェイク」「コピー」「偽造品」などの単語を用いることをいずれの部分においてもこれを禁止します
5. 同様に、「～風」「～タイプ」「～スタイル」「～系」などの単語を用いることをいずれの部分においてもこれを禁止します

C) 雑則：

1. 「知的財産権を保護するための基本則」はオークションサイトのトップページに、わかり易く表示するものとします。

2. 模倣品の個人使用目的の購入、所持、輸入の禁止

2-1 模倣品購入の禁止

模倣品購入の禁止については、かねてより意見をご提出しておりますが、引き続き本年においても要望として申し上げることと致します。

本委員会が模倣品の購入を禁止すべきであるとする理由は、主に次の3点であります。

ア. 模倣品購入者自身が(価格、購買時の状況等から)模倣品であると認識してそれを購入するケースが大多数を占める現況を鑑みれば、模倣品を購入する者は盗品を盗品と知りつつ購入した者と共通する点があり、かかる盗品購入については盗品譲受罪として刑事処罰の対象となっております(刑法256条2項。10年以下の懲役及び50万円以下の罰金。因みに、同条第1項では盗品の無償譲受でさえ刑事処罰の対象となっております)。又、この盗品譲受には窃盗という犯罪を助長する側面があるわけですが、模倣品購入も模倣品の製造・販売という商標権侵害罪を助長する点において共通すると言えます。従って、模倣品を模倣品と知りつつ購入する行為は、個人使用の目的であったとしても、盗品譲受罪と同様の当罰性があるものと考えられます。

イ. 模倣品の製造・販売は組織的犯罪として行われていることが多く、又、国際テロ組織等の犯罪組織の資金源となっているとの指摘も現在多くされております。従って、模倣品の購入を禁止

することはこれらの反社会的組織の資金源を断つ手立ての一つとなり得るものであります。
 ウ. 模倣品については、中国、韓国等の製造・輸出国でも、輸入国である我が国でも、その排除・摘発のために膨大な人力と国費の浪費を余儀なくされております。これらの浪費の根本的原因の一つは、模倣品を模倣品と知っていてもそれを購入することが自由とされていることにあるものと思慮致します。

更に、海外の状況を顧みれば、ご存知の通り、以前より引用しておりますフランス「ロンゲ法」では、模倣品購入は禁止されております。

又、イタリア法2005年3月14日の法に準ずる政令第35号、2005年3月16日付ガゼットオフィシエル一般62号の第1章「国内市場の拡大と開放」第1条「税関体制の強化、模倣品対策並びに国際化のための生産の支援」の第7項において、

「どのような名目であろうとも、商品の品質を鑑みもしくは提供する者や価格から、原料・原産地・知的財産権の規範を犯すと思われる物品を購入した者、もしくは譲渡を受けた者を、その行為が他の犯罪を構成しない場合において、10,000ユーロ以下の行政的罰金刑に処する」との行政処分が決定されております。

上記に掲げた理由等から、我が国においても模倣品の購入を禁止することが必要と思慮致しますので、関係法令の改正等について以前にも増した前向きなご検討をお願い申し上げます。

2-2 模倣品の個人使用目的による輸入の禁止

個人使用目的による輸入の是非については、これまでも専門委員会等様々な場で議論が為されて来た課題であると理解しております。そのような状況下で、現在日本の各税関では、(職員の人員不足も謳われる中、)輸入の点数により個人使用かどうかの判断は為されるべきではないとの認識で、例え1点であろうとも差止めの対象としてご処理頂いており、この点について、本委員会として心より感謝申し上げる次第であります。

一方、この個人使用を目的とする輸入についての法的な規制は論議が行なわれているものの、法による規制は未だ確立されてはおりません。その結果、税関で差止めが行われたものの、輸入者より個人使用を目的とした輸入であるとの意見書が提出されることにより通関が認められるケースが著しく増加しております。

因みに、本委員会会員である知的財産侵害物品の多い上位3社のデータを例にとれば、2007年は6月から12月の半年間で3社合計69件の個人使用目的輸入であるとの意見書が輸入者より税関へ提出されたのに対し、2008年は年間を通じて3社合計436件、2009年は同合計781件の意見書の提出が為され、その件数は年々増加の一途を辿っております。この意見書が提出された輸入物品のほとんど全てが模倣品であるにも拘らず、結果的には通関されております。これらの中には、数量的に見ても明らかに個人使用の範囲を超えていると思われるものもありますが、輸入者から「知人に頼まれた」「家族へのプレゼント」等何らかの言い訳的な主張が為された場合、税関や権威者において輸入者の主張を否定し得る証拠を用意するのが極めて困難であることから、これら主張の真偽の立証が為されないまま通関を余儀なくされているのが現状であります。

もちろん実際に個人使用を目的として輸入されるケースもあることは否めませんが、模倣品を国内で販売することを目的として、この「個人使用目的」が悪用されるケースが多々あることも事実であります。この個人使用目的を隠れ蓑として通関させる手口は、輸入者のみならず販売者側も自らの販売サイト上で「税関で差止められた場合の対処方法(通関させる方法)」として掲載するなどして悪用しており(添付資料②をご参照)、こうした状況をそのまま放置すれば、個人使用目的を隠れ蓑とした海外からの模倣品輸入が横行し、その結果、国内において模倣品の流通が氾濫する事態になることにもなりかねません。

このような事態を回避するためには、輸入目的の如何を問わず全ての模倣品の輸入を禁止して頂くことが必要不可欠であります。直ちに禁止のための法制を整えることが困難な場合には、個人使用目的を主張する輸入者に対し、1人年間1点までの輸入を許可する等の制限(この点数制限の方法は、米国における偽造品の輸入制限規則(19CFR 148.55)を参考に致しました)を段階的に実施することなどにつきまして、併せてご検討頂きたく存じます。

3. 模倣品売買斡旋の法による取締り

経済活動がグローバル化されている現在、模倣品の売買もインターネットの利用により世界各国で取引が行なわれております。

日本の警察の取締りが強化されていく中、模倣品業者も如何に取り締まりの対象とならないかを模索しながら、日本への模倣品流通手段を考案しているようであります。その中で現在問題となっているのが、模倣品売買の斡旋業であります。日本国内で商品を買えば警察の取締りの対象となるため、商品は主に中国や韓国といった海外の模倣品製造国から消費者が購入決定後直接送付し、金銭のやりとりのみ日本にいる仲介人が取り仕切っております。税関で少量の模倣品が輸入されているケースの増加を見てもこの事実を十分にご理解頂けるものと思っております。

これらの模倣品売買はインターネットオークションのみならず、堂々と模倣品販売のホームページを作成しているケースも多く見受けられます。これらホームページ上には、法律上の規制が一切ないのいいことに、堂々と「仲介サービス」、「代行業」と謳って日本での模倣品斡旋を行っております。

これら「斡旋」「仲介」が法律で取り締まられることがなければ、今後このような事例は増加の一途を辿ることは明らかであります。

そこで、本委員会としては、商標法に「仲介」「斡旋」を侵害行為(侵害みなし行為)として加えて頂くことを強く希望致します。

なお、これら「仲介」については、2007年2月7日付の議会で決定が為されたフランスの模倣品対策法計画の中でも、制裁の可能性を認めることが含まれております。

法計画第10条では、知的財産権法 L.615-3条の見直しとして下記の内容補足がされております。

「裁判所は、仲介業者が提供するサービスが、権利者に授与されている権利を侵害する目的で模倣品業者に利用された場合、仲介業者に対してこれらを停止すべく全ての処置を命令できる」

上記内容は今後のフランス国国会での検討事項ではありますが、仲介・斡旋の制裁は現在の社会現象を考慮するに非常に進歩的な内容であり、今後の知的財産活動に大いに役立つものと思慮致します。

4. 国民への啓発活動の更なる強化

この課題も、2009年知的財産推進計画の中に盛り込まれている内容の1つではありますが、この啓発活動を更に強化しご推進下さいますようお願い致します。

模倣品の社会的悪性につきましては上記各所において申し述べさせて頂いたとおりですが、一般に、模倣品の問題は「買う人がいるから売っている」と言われており、これはある意味的を射た表現であります。突き詰めれば、模倣品の製造・販売は、知的財産権に対する意識の低い購入者によって引き起こされるとも言えます。翻るに、日本(国民)の知的財産権に対する意識はまだまだ低く、企業レベルにおいて一部高まりがあるものの、消費者レベルにおいては未だ希薄であると言わざるを得ません。

知的財産立国を標榜する我が国にとって、特に次代を担う子供たちの知的財産権に対する意識の向上を図ることは急務ともいえる課題であり、そのためには、学校教育の現場でしっかりと知的財産の問題を取り上げて頂くことが肝要と考えます。本委員会と致しましては、中学・高校教育のカリキュラムの中で年数回の授業を知的財産に関する授業にあてることを義務化して頂く方法を具体的にご提案致しますので、是非ともご検討下さいますようお願い申し上げます。

5. 中国政府に対する働きかけの更なる強化(中国内における模倣品の生産・販売取締り強化)

関税局発表の「平成20年における知的財産侵害物品の差止状況」統計資料(2009年3月発表)によれば、2008年度中に税関で差止めが行われた知的財産侵害物品の内、点数ベースで約74%、件数ベースで約82%が中国を仕出国とする物品であり、警察庁発表の「過去5年間の偽ブランド品海外仕出国別押収状況」統計資料(2009年3月発表)によれば、2008年度中に押収された偽ブランド品の内、実にその95%以上(点数ベース)が中国を仕出国とする物品であ

りました。

また、上記「3. 模倣品売買斡旋の法による取締り」の項において述べましたとおり、インターネット上では中国発の模倣品販売サイト(中国から発信される日本人向け日本語模倣品販売サイト。購入者に対し模倣品を中国より直送。)が氾濫しております。これらのサイトについては司法管轄の問題で法的に限界があることから、警察当局が取締りを実施することが困難であり、それが更なる中国発模倣品販売サイトの発生を誘発させるという由々しき状況を作り出しております。その皮肉な結果として、日本発の模倣品販売サイトや模倣品販売店舗等は淘汰され、日本における模倣品販売市場は中国発模倣品販売サイト(もしくは、この手法に準じたインターネット販売)に集約されつつあると言っても過言ではありません。

こうした重大な知的財産侵害問題を根本から絶つためには、中国政府自身が中国国内の模倣品の生産・販売や中国からの模倣品の輸出に対する取締りの方針を強化する以外に有効な手立てを見出すことができませんが、中国政府がこの問題に本腰を入れて取り組もうとする姿勢は一向に見受けられません。

「侵害発生国・地域に対する具体的要請の強化」は、2009年知的財産推進計画に掲げられた一項目であり、現在関係各省庁はそれぞれのプランの実現に向けてご尽力されておられ感謝を申し述べるところであります。中国政府に強い圧力をかけるためには、主要各国の政府が一丸となり共同して働きかけを行うことが最も効果的であると思慮致します。

つきましては、各国との首脳級会談(会合)の場で、「模倣品・海賊版拡散防止条約」(ACTA)への参加要請の件等を含めた上記の対応に関し、)中国政府に対して連名で要請を行うこと、或いは、各国間の情報交換を通じて足並みを揃えた要請を行うことについて具体的に協議いただくなど、首脳外交レベルでの積極的な後押しの方策につきまして更なるご検討をお願い申し上げます。

No.	法人・団体名
47	マイクロソフト株式会社
意見	
<p>【1】政府は知的財産戦略大綱に則り日本の「知的財産立国」構想を継続して推進すべき わが国の少子・高齢化社会を見据え、個々人の労働生産性の向上と産業の根本的な構造転換を進めるためにも、知的基盤社会への変革は不可欠。マイクロソフトは2002年7月に取りまとめられた知的財産戦略大綱に則り、政府が引き続き知的財産の創造・保護・活用を重視する知的財産立国構想を堅持し、推進することを期待し、全面的に協力していきたい。</p> <p>【2】汎用パーソナルコンピューター上のアイコン意匠保護の早期実現 2007年4月に施行された意匠法改正において、アイコン等の意匠に関する保護が拡充されたが、携帯端末等の特定機能を実行する物品については適用される一方、汎用PC画面上のアイコンの保護は未だ手当されておらず、欧米各国に比し対応が遅れているため、早急な検討が必要。</p> <p>【3】著作権権利制限の一般規定(日本版フェアユース)の導入は慎重であるべき 現在文化審議会法制問題委員会で議論が続いている著作権権利制限の一般規定(いわゆる日本版フェアユース)の導入については、可能な限り個別既定の拡充等により対応する等、企業が安心して事業を行う環境を損なわないよう、極めて限定的な対象範囲とすべきであり、導入の是非について慎重な議論の継続が必要と史料。</p> <p>【4】リバースエンジニアリングにおける著作権権利制限の拡大は慎重であるべき リバースエンジニアリングに対する著作権の権利制限は昨年度の文化審議会の議論により相互運用性並びに脆弱性の発見等の限定的な目的において手当がなされる方向で結論づけられたが、イノベーション促進を理由にさらなる広範囲な適用を求める声があると承知している。このような動きは結果として他国への技術流出を国内において促進する動きにもつながりかねず、知的財産を適切に保護する立場から極めて慎重な議論が必要であり、さらには日本におけるグローバル企業の活動展開を妨げることのないよう、国際的調和の枠組みに足並みをそろえるべきと</p>	

思料。

【5】教育における著作権権利制限の対応

学校現場等における著作物の利用に関する著作権法第 35 条の権利制限は、旧来型のメディア・教育施設を想定するに留まっており、e-learning 等ITを活用した先進的かつ効率的な教育の推進においては不十分であるとの指摘は、2004 年当時から文化審議会にて議論されているが、関係者の意見を待ったまま結論を見ることもなく先送りされていることは教育そのもの及び教育産業全体において問題であると思料。新しい教育の在り方に適応する権利制限を含む法改正や簡便な著作権処理の枠組みについて官民連携の上早急な解決が望まれる。

【6】新しい商標、なかんずくトレードドレスの導入について検討すべき

産業構造審議会商標制度小委員会において新しい商標の導入についての議論が進んでいるが、米国や欧州共同体商標意匠庁等において保護されるトレードドレスについての検討が残されている。PC上のグラフィックユーザーインターフェースの保護等において当該保護は重要であり、中国等を含む商標保護対象拡大が進む中、トレードドレスの商標保護拡大については早急に検討すべきと思料。

【7】gTLD 拡大に対する積極的な研究・関与が必要

ICANN において gTLD(Generic Top-level Domain)の無限拡大を許容する議論は、民間及び政府双方において多大なリスクへの懸念を巻き起こしている。ブランド保持者はもとより、ルートゾーンにおいても多大な技術的問題を惹起することとなる。それでも拡大を実行する際には、ICANN が gTLD 承認において商標保護のメカニズム等を組み込んだ慎重かつ方法論的な対応を行える準備を十分行う必要がある。日本政府も関係部署の協力により当該問題の解決に向けた調査と国際機関等の場における積極的な関与が求められる。

【8】特許制度の国際的調和及び審査の協力等の加速

特許の質を確保する国際的特許制度の調和促進と、特許審査における国際的ワークシェアリングや PPH 等による審査の迅速化・均質化において、引き続き特許庁の強いリーダーシップによる早期の実現を期待する。

また、2010 年の APEC 議長国である立場からも、当該問題を優先課題として取り上げることが期待する。

【9】開発途上国等における知財制度の構築において日米政府が協力すべき

世界の知財制度の調和においては、急激な特許申請の増加などに注目が高まる中国の知財制度設計・整備が重要な課題となっている。特に、自国産業の育成のために先進国の知財を用いた製品・外国企業を排除し、自国発明を優遇する新しい施策等は日本を含む先進国にとって大きな問題である。このような新興諸国の知財制度の形成においては、日本政府は米国他の特許庁等と協力し、適切な創造・保護・活用が図られるよう、関係諸国政府等との意見交換を推進することが必要と思料。

No.	法人・団体名
48	日本知的財産協会
意見	
(別紙 10 参照)	

特許制度に関する政策提言

「審査、審判と裁判のそれぞれに相応しい専門性の向上と周辺制度整備」

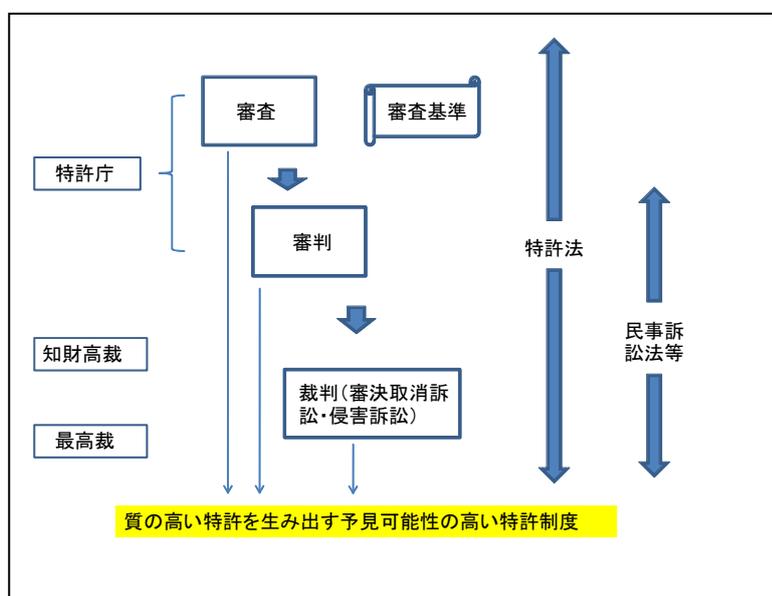
社団法人日本知財学会
科学技術と知的財産戦略委員会
平成 21 年 9 月 20 日

1. 提言に至る背景

1. 1 審査、審判、裁判にそれぞれにおいて必要な専門性

科学技術を産業競争力に結実させるイノベーションシステムの実現のためには、優れた発明を適切に保護するための予見可能性が高い特許制度が求められる。特許権に関わるプロセスは、特許庁によって行われる審査、審判と裁判所において行われる訴訟における三者の判断によって構成される。この 3 つのプロセスにおける的確な判断においてはそれぞれ技術的知識、特許法等の法的知識、さらに準司法として位置づけられる審判と訴訟においては民事訴訟法、行政事件訴訟法等の知識が必要である。

従ってこれら審査、審判、裁判の 3 つのそれぞれにおける的確な判断が有機的に組み合わせられてはじめて予見可能性の高い優れた特許制度が実現できる。



1. 2 最近の経緯

知的財産重視の国家戦略の中で、審査体制の強化や審査基準の充実などがはかられてき

たことに加え、裁判制度に係る仕組みは知的財産高等裁判所設置などによって大きく変化した。以下にその代表的な事項を上げる。

・2000年 キルビー最高裁判決

侵害裁判において無効理由の存在が明らかであるか否かの判断を認める（2000年までは裁判所は特許の有効性を直接判断せず、その判断は技術専門性を有する特許庁の専権事項（職権審理による判断）とされていた）。

・2004年 専門委員制度導入等

2003年の民事訴訟法等の一部を改正する法律（特許等に関する訴えの専属管轄化、専門委員制度の創設等）の成立を受けて専門委員制度がスタートした。

・2004年 知的財産高等裁判所設置法

知的財産高等裁判所設置法、裁判所法等の一部を改正する法律 成立

・2004年 調査官の権限拡大

裁判所法等の一部を改正する法律によって、口頭弁論において訴訟関係を明確にするため当事者に問いを発することが可能となる等の改正

・2005年4月1日 知的財産高等裁判所設置

知的財産高等裁判所が設置された

・2005年 特許法第104条の3の施行

特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者は相手方に対してその権利を行使することができない。

・2005年 特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律

この法律をもとに、特許審査能力増強のため、任期付き審査官を毎年100人ずつ5年間、計500人採用が進められた。

また特許審査に関しては、この他先行技術文献調査外注の拡大や審査基準を専門委員会で審議することにより透明性を高めるなどの改革が進められた。

1. 3 改革後の問題点

企業の知財戦略の強化に伴って特許出願数が増加し、かつ早期の権利取得のニーズが高まったことなどから、特許庁の審査の遅延や不透明な審査基準のあり方などの問題点にユ

ユーザーの注目が集まり、審査機能の抜本的改善を求める声が高まった。その結果審査期間の短縮や審査基準の制定などに関する様々な改革が行われた。今後も審査の一層の効率化を進め、審査基準についてはさらに予見可能性・透明性を高めより明確な根拠で運用できるような施策を講じるべきである。

このような経緯で特許の審査機能が充実してきたところであるが、これに伴い準司法手続きである審判機能の重要性が益々顕在化しつつある。審判手続は、専門官庁によりなされる準司法的手続であることを考えれば、審判官には実体法と手続法という双方の法律知識に加え、当事者系の審判では、当事者対立手続きを円滑に進行するなどの総合的能力が求められる。しかしその機能に関しては予見可能性に問題があるとするユーザーも少なくない。このような審判機能の向上に関してはこれまでの過程で施策の検討が十分なされておらず、依然重要な問題を残していると考えられる。

そして2005年に設置された知的財産高等裁判所に関しては、設置後4年が経過し、当初期待された役割を果たしているかどうか検証すべき時期に来ているものと考えられる。

審査、審判、裁判という一連の機能について、制度ユーザーの立場から指摘されている最近の重要な問題点としては以下の3点がある。

①審判や裁判の予見可能性が低い

審判や裁判の結果が、豊富な経験を積んだユーザー企業や法律家にとっても全く予測できない結果になることが少なくない。職権主義が適正に運営されないために、不安定な審判手続きや審判官の判断のばらつきが生じ、予見可能性を低下させる一因となっていると思われる。また裁判所においては、的確な事実認定が行われていないことが予見可能性を低下させている一因であると思われる。結果として、特許庁と裁判所で同一の理由と証拠から異なった結論を出しているケースもみられる。審査、審判、裁判のプロセス全体を総合した、技術的専門性と、実体法・手続法の双方の法的専門性が、バランスよく求められる。審判官、裁判官、そして裁判官の補佐を行う制度などによって、これらの専門性を過不足なく充実させる必要がある。審判手続きおよび訴訟手続の双方について、手続に相応しい、かつユーザーに信頼される総合的な専門性の向上を図るべきである。

加えて制度面での改善策として、審査基準の位置づけの明確化が重要である。現状では、裁判所における判断に際して、審査基準が参酌される法的根拠はない。審査基準の法的位置づけを明確化して裁判に反映させる仕組みを整える必要がある。

②ダブルトラック問題

特許法104条の3の導入に伴い特許庁の審判及びその審決取消訴訟と、特許権侵害訴訟の2つのルートが並列し特許の有効性を判断する、いわゆる「ダブルトラック」の問題が

生じている。いったん勝訴判決が確定しても、その後被告は何回でも無効審判請求を繰り返せるため、特許権者にとって特許訴訟が割に合わない制度になっている。このことで提訴件数の減少につながれば司法の空洞化を招く。紛争解決が迅速に行われる制度を検討すべきである。

③特許権者の勝訴率が低すぎる。

特許権者が裁判でなかなか勝てないという問題も指摘されている。権利者が勝てないことでも提訴件数が減少して司法の空洞化を招く恐れがある。この点、2008年の知財高裁の判決には、従来の進歩性の判断に関して変化が見られ、権利者に有利な考え方が行われるようになったのではないかと指摘（The Lawyers Sep 2009,p6-p14）や、有効審決の審決支持率は以前にくらべ、2008年には上昇しているのではないかと指摘もある。よってこの問題点は改善されていく可能性があるが、今後の裁判の推移を注意深く見守る必要がある。

このような現状を踏まえ、以下の改革を行うことを提案する。

2. 提言

2.1 審判制度の法的側面の水準向上

審決取消訴訟においては、特許庁の審判が準司法機関である。審判官は技術や産業財産権法については詳しい一方、民事訴訟法や行政事件訴訟法に関する知識が十分でない場合が多く、準司法という位置づけにふさわしい手続き運用が十分行われていない。

審理をより充実したものにするため、また準司法という位置づけにふさわしい審判制度にレベルアップするための審判官研修の機会を設け、さらに法曹資格者を審判官に任用し、審判制度の手続きを規格化し透明性を高めるべきである。

2.1.1 審判官研修とインターン制度の必要性

新たに任用される審判官に対しては、民事訴訟法、行政事件手続法等の研修の履修を任命の要件とする。現員の審判官については追加研修の受講を義務化する。また研修の一環として裁判所または弁護士事務所などへのインターン派遣によって学ぶ機会を設ける。

2.1.2 審判官の法曹資格取得支援の必要性

技術的な知識に加え、法律的知識と法律実務の経験の豊かな審判官が司法に準じた充実

した審理を行うことが望まれる。資質に優れた審判官が法曹資格を取得するような支援を行う必要がある。

2.1.3 法曹資格者の審判官任用の必要性

2.1.2 とあわせて、法曹資格者を審判官に任命することも必要である。審判制度の法的側面を早期にレベルアップする。

2.2 調査官、専門委員制度の改革による裁判官の技術面でのサポート制度の充実

科学技術、先端技術を扱う裁判官を補佐する調査官、専門委員制度を改革し、制度の活用を進め、知財司法における技術面での水準を向上させる

2.2.1 調査官の増員

調査官は技術の知識をもっているが、訴訟における技術事項を検討して裁判官に報告するには、相応の準備時間が必要である。人数が足りないため、時間がなく、検討が不十分になっている。これを充実させるために調査官を増員する。さらに、利益相反に配慮した任用を前提として、非常勤の調査官も任用する。

2.2.2 調査官の公募による充実と専門委員制度の運用改善

調査官を広く一般から公募することで、特定の出身母体に偏ることなく、従来専門委員に任用されていた専門家の中で法的知識を備え優れた資質のある人材を含む、様々な経歴の人材が調査官の業務に従事できるようにする。また専門委員については、法的知識を必要としなくても、高度な技術的知識についての助言を行うことができるような運用を行う。

2.2.3 共同調査制度

現在、事件毎に1名の調査官が指名される制度になっているが、特許訴訟の場合、高度な技術の認定や進歩性判断など微妙な問題については、より充実した体制が必要となる。1事件に複数の調査官を指名し共同調査をすべき。

2.2.4 裁判官付き調査官

裁判官3人又は5人の合議体で判断する場合に、複数の調査官が調査することで、調査

報告の内容が偏ることを防ぐとともに、技術的判断に関する裁判官の独立性を高め、裁判官相互の合議を充実した体制とするために、米国C A F Cでのシステムと同じく、事件単位で調査官を付けるのではなく裁判官ごとに調査官を付け、複数の調査官が同一案件の調査を行う。

2.3 知財高裁・地裁知財部裁判官について

2.3.1 知財部裁判官を知財専門家、準専門家として養成する

知財事件の審理には専門性が求められるため、意識的に知財専門家の養成をしないと、知財訴訟の専門能力の高い裁判官は育たない。裁判官のローテーションを工夫し、知財事件を多く経験する裁判官を意識的に増やすことで、専門家、準専門家を養成する。専門家とは、裁判官全経歴の3分の2程度を知財部で執務し知財事件に従事しているキャリアを、準専門家とは、同3分の1程度を知財部で執務し知財事件に従事しているキャリアをそれぞれ指す。

2.3.2 弁護士任官、裁判官の出向・留学

知財訴訟の経験豊富な弁護士が裁判官に任官すること、および裁判官が民間の知財部門に出向・留学することを制度化する。

2.4 知財裁判の予見可能性の向上

知財制度ユーザーである企業にとって、知財に関する裁判の予見可能性は非常に重要である。しかし現在の日本の知財司法は予見可能性が乏しいといわれている。知財司法の空洞化を招くことのないよう、制度ユーザーにとって予見可能性を向上させる施策を行う必要がある。

2.4.1 技術分野ごとの先例データベース（進歩性判断、技術的範囲の解釈）

裁判所が他の中立的機関と協力するなどして、進歩性判断やクレーム解釈の基準について、技術分野ごとの先例データベースをつくり、これを公表するとともに、裁判で活用すべきである。

2.4.2 審査基準の法令化（委任立法、規則）

知財訴訟の予見可能性を高めるために、審査基準の法令化を行うべきである。審査基準の法的な位置づけをより明確化することで、特許に関する司法判断を安定化させることができる。審査基準のどの範囲を法令化し、どの範囲を裁判官の裁量にゆだねるかは立法裁量であるから、これを積極的に検討するべきである。

2.4.3 有効推定の原則等の制度を検討する

ダブルトラック問題の解消に向けた制度を検討するべきである。例えば米国で定められているような、特許有効推定の原則を設けること、さらには行政庁の認定した事実につきこれを立証する実質的証拠があるときは裁判所を拘束する実質的証拠法則を採用して、特許庁の審判の事実認定については、明白に証拠が欠けている場合以外は特許庁の事実認定を争うことができない仕組みなどを検討する。

2.4.4 裁判統計データの整備と公開

特許権者の勝訴率の推移などを判断するためには、有効審決の審決支持率、無効審決の取消率、侵害訴訟での特許権者の勝訴率、和解に至った事件数等の統計データは重要である。特許裁判の統計データの整備と早期公開を進める。

2.5 知財裁判の国際調和を牽引する

知財制度は国際的な調和が不可欠であり、裁判制度もその過程にある。知財裁判の国際調和をさらに推進するため下記の施策を講じる。

2.5.1 知財（特許）裁判所長官会議の主催

知財司法制度の国際調和に向けた制度作りを進めるため、制度作りに重要な職責を担う知財（特許）裁判所長官の会議を、定期的で開催する。

2.5.2 知財裁判官会議の主催

知財司法制度の国際調和に向けた実務上の諸問題を共同研究するため、知財裁判官会議を定期的で開催する。その際、パネルディスカッションの方法に加え、知財判例比較研究、国際模擬裁判の方法も活用する。

2.5.3 知財裁判官の相互派遣

知財制度の国際調和のためには、各国の知財裁判官が、相互に他国の制度を知ることが有意義である。特に、裁判制度の運用は、実際に各国の裁判を見聞することで、理解の度合いが深まる。

2.5.4 知財判例の英訳配信

わが国の知財判例は、日本語の特殊性により、外国で理解・研究されることが少ない。判例の英訳配信を進めることにより、諸外国における理解を深めることができる。

2.6 理工系出身の法曹資格者を増員する

理系の素養も有するダブルメジャー判事は米国C A F Cには少なくない。日本でも自然な形で理系の素養のある判事が育成されることが望まれる。この意味で法曹資格者に理系人材を増やすことは必須の施策であると考えられる。

この面で重要であると思われた法科大学院への理工系出身者の入学状況については、平成19年文部科学省調査報告によると文系以外の入学者が5767人中486人(8.4%)となっており、この比率が増えていくことでダブルメジャー型の人材育成が期待された。しかしその後の法科大学院が必ずしも期待通りの役割を果たせていないなどの問題の指摘もあり、理工系出身者が法科大学院を目指しやすくするための理系枠を設けるなどの動きもあったものの、理系の入学促進と知財分野への関心も思うように高まっていないものと思われる。

一方理系出身者が法曹資格を取得して裁判所に任用されても、専門知識が評価されて知財部に配属されることもない実情から、理系出身者にとってのメリットもない状況となっている。

現在の法科大学院から、将来産業財産権に関わる理系出身の知財人材の輩出を可能とするため、法曹資格者における理系の役割を明らかにする調査・検討を行った上で法科大学院の理系枠の一層の拡充などの施策を行うとともに、裁判所においても知財に関する専門性を考慮したローテーションを行う。

以上

■参考 諸外国の特許裁判における専門性向上に関する施策

①米国

1. 連邦巡回控訴裁判所（CAFC）の裁判官は12名。経歴や専門性は多様で、元特許弁護士、USPTO 審査官経験者も多く、理系の素養のある裁判官が多い。
2. 裁判官を補佐する常勤職員として技術のバックグラウンドを有する3名のロー・クラークを配置している（職務の内容は日本の調査官に近いが、各裁判官に3名が配置されており、事件ごと1名の日本と異なる。）。

②英国

1. 特許および意匠に関する事件を扱う特許裁判所の裁判官（5名）のうち特許担当の4名は理系のバックグラウンドがある（弁護士として特許訴訟の実務を経験しているなど）。
2. 調査官制度に相当する仕組みは見当たらない。

③ドイツ

1. 連邦特許裁判所における無効手続きは、2名の法律系判事と3名の技術系判事からなる合議体が判断する。
2. 技術系判事は法曹資格者を要件とせず、特許審査官から任用される。
3. 裁判所の補助者として鑑定人を任命することができる。
4. 調査官制度に相当する仕組みは見当たらない。

④韓国

1. 特許法院（1998年開設）には、3つの裁判部に所属する判事に加え9名の技術審理官が配置されている。
2. 特許法院の技術審理官は、特許庁で10年以上審査業務に従事した経歴を有する。
3. 技術審理官制度は、特許法院における専門性に対する疑問等からドイツの技術判事制度導入の是非が議論された結果として導入された経緯がある。

（参考文献）

大淵哲也他「知的財産訴訟制度の国際比較」商事法務（2002）

李 会基「韓国特許法院の運営現況に関して」早稲田大学 21 世紀 COE《企業法制と法創造》総合研究所（2004）

特許庁資料 <http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/kenkyukai/tokkyoseidokenkyu.htm>

平成22年2月15日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

日本弁理士会

知的財産戦略の推進について

当会は、新たな「知的財産推進計画（仮称）」の策定について、下記のとおり意見を提出いたします。

記

I. はじめに

知的財産の分野において、我が国は米国、欧州に並ぶ三極の一つとして認知され、世界をリードする存在であったことは間違いない。その地位は、我が国が持つ高度な科学技術力、技術開発力、生産加工能力等、さらには経済成長に伴う我が国の消費市場の拡大とセットでもたらされたものであった。しかしながら、現状はどうであろうか。生産拠点は続々と海外に流出し、科学技術力、技術開発力の低下も叫ばれて久しい。さらに、国際的に一人負け状態とも言える経済低迷により消費市場は冷え込む一方である。こうした流れの反映であろうか、我が国の知財力を図るバロメータの一つである特許出願、あるいは商標出願の件数は顕著に減少し、日本において特許等を取得する価値はもはや低いとの指摘も聞く。もはや我が国は経済大国とは言い難い。

このような状況を打破し、今一度国家を成長軌道に戻すためには、まずは国家の主導者らが国民に現状を認識させ、強力なリーダーシップの下に、我々が目指すべき国家の姿を示していく必要がある。さらに、個々の戦略をバラバラに実行するのではなく、全ての戦略を横断的に束ねて進捗を管理する仕組みが必要であろう。

我が国の施策は、これまでともすれば公平性を意識するあまり、悪平等とも言い得る状況に陥っていたと思われる。中国が名実共にアジアのリーダーとして存在感を高める中で、経済力、人口規模からみて、もはや我が国があらゆる分野で満遍なく競争力を確保するという総花的施策では意味がない。そこで、この際、思い切った選択と集中を進めることを期待したい。

II. 意見

1. 第3の道として、「需要」からの成長が主唱されているが、その柱として挙げられている「環境」、「健康」、「観光」の3分野を重点分野として捉え、それらの分野に関連した知的財産を戦略的に保護すべきである。

- (1) 重点分野の出願を原則として全件審査とし、ファーストアクションを優先期間内等の早期に発するようにし、国際出願の見極めの容易化を図るべき。
- (2) 重点分野に関連した先行技術情報に対するアクセス性を改善し、当該分野の先行技術情報を容易かつ安価に取得できる仕組みを導入し、出願前の検討を促進させるべき。例えば、特許庁の審査リソース、あるいは IPCC などのサーチ機関の検索能力を活用

して先行技術情報を一元的に集積し、無償でユーザーの利用に供する。最適化計画で検討されているコンセプトサーチ等も当該分野に関して先行して提供する。

- (3) 既に構築されている相談体制、訪問型指導において、重点分野を優先すべき。また、重点分野に精通した専門家チームを政府主導で構築し、ユーザーからの事前相談に対応すべき。
- (4) 重点分野を対象とした知財関連費用の軽減を図るべき。すなわち、国内審査手数料の減免範囲の拡大と手続の緩和を図ると共に、出願段階・審査請求段階での手数料の猶予、成功報酬型の手数料徴収制度を導入すべき。また、外国出願に関しては、国際的な権利が取得できなければ意味がないことから補助の必要性が極めて高い。重点分野認定制度等を導入し、国、自治体等の公的補助、助成の優遇対象とすべき。
- (5) 医療、介護、観光分野における無形資産を知財として保護する仕組みを検討すべき。環境・エネルギー分野は技術開発先行型の施策であり、特許制度を初めとする既存の知財制度に比較的馴染みやすいが、医療、介護、観光といったサービス産業の分野は知財と無縁のように受取られがちである。しかし、医療・介護の従事者の効率的活用、事業主体の運営といった分野でも無形のノウハウの蓄積があるはずであるし、観光産業においても、顧客満足度を高めるべく各種の工夫が試みられているはずである。こうした無形資産も可能な限り知財として保護する仕組みを考えるべきである。我が国が先例を示すことにより、国際的な保護制度が構築できるならば、他国における介護、観光産業に対して我が国の仕組みを輸出し、収益を見込めるはずである。

さらに具体的には、保護対象にビジネスモデル等を含める、ノウハウ保護の実効を図る制度を導入する、あるいは、ソフトウェア関連出願の運用実務を見直すといった対応をお願いしたい。余談であるが、ヤクルトの販売システムは既に30カ国に輸出されていると聞く。こうした流通、サービス産業の無形資産は、果たしてこれまでの知財制度によってどこまで保護できているのであろうか。

2. グリーン・テクノロジーに関する知的財産は国際的に適切に保護すべきである、という日本の姿勢を諸外国に対して明確に打ち出すこと。

省エネ技術に代表されるグリーン・テクノロジーに関する日本の技術力の高さは内外国において周知の事項であり、日本では各種制度によってその技術の普及や発展を後押ししているところである。ところが、昨今では、諸外国特に発展途上国を中心に、強制実施許諾等をグリーン・テクノロジーに関する知的財産に適用しようという考えが出始めている。これは一見すると、省エネ技術の導入資金に乏しい途上国への導入を促し、温暖化防止に寄与するよう感じられる。しかしながら、この制度を無闇に認めることは、日本のグリーン技術力を減衰させ、却って地球温暖化を促進するものである。

グリーン技術の開発には多額の投資が必要であり、投資が回収できなければ技術開発が行われず、産業の発展が極端に遅くなるため、長期的には確実に温暖化が促進される。特許制度は、適正且つ代替不可能な投資回収制度である。

日本での特許が保護されても、諸外国で適切に保護されなければ日本企業の開発意欲は減衰する。一方、外国でも適切に保護されれば、より規模の大きい投資・共同開発等

が促され、日本発のすぐれた技術が生まれる機会が多くなる。

特許等を独占することにより温暖化防止が阻害される弊害はない。すなわち、今日の技術は複合的であり、単一の企業が一つの技術を独占して実施することは不可能である。むしろ特許を保有することにより、複数企業の技術の交換が促進され、より良い技術の実現につながる。また、外国においてビジネスを進めるとき、情報化社会においては企業の名声は最も重要な成功のための要素の一つである。このため、ある企業が独占的な技術を持っていたとしても、最終的には必ず適切なコストでの導入となる。

日本の企業が安心してグリーン・テクノロジーの開発を継続して行うことができなければ、政府が唱える温暖化ガス1990年比25%削減は到底達成することはできない。

したがって、グリーン・テクノロジーに関する知的財産は国際的に適切に保護すべきである、という日本の姿勢を諸外国に対して明確に打ち出し、主導的な立場によって牽引すべきである。

3. グリーン・イノベーションの開発の担い手として重要な役割を担う地域（自治体等）、中小企業に対し、開発への助成、優先調達等の政策を講じ、開発された日本発の技術を国際的に普及させるために、これらの技術の知的財産権を内外で確立し、国際標準化するための国家戦略を構築すると共に、その知的財産権を、発展途上国等への技術供与を含めて日本の外交戦略手段として活用すること。

（1）はじめに

「新成長戦略（基本方針）について」中では、グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略を打ち出されている。グリーン・イノベーションに掲げられている技術の多くは、商業的にはともかく、ほぼ技術的には実用化できる段階といえる。今まで、その大半はコスト的に石油等の安い燃料の存在で、普及していないものである。これが普及するか否かは、政策の選択の問題であるとも言える。

一方、太陽光発電等の新エネルギーは分布密度が薄い（単位面積）ことから、これらの研究開発、及び生産の担い手は、その地域に合致した地道で小規模の開発が必要であり、組織としては大手企業ではなく、地域に根ざしている地場の中小企業、森林組合、米作生産組織等の小組織が最適であり、効率的でもある。国、地方自治体は、人材の育成、技術・経営上の援助、市場を提供するだけで良い。実際の技術の実用化、実施には、無数の中小企業者等の創意工夫が活かされて実現するものであり、これらの技術、システムを効果的に保護、育成する必要がある。

他方、担い手の規模が小さいこと、有用な小技術が多い等から、特許制度のみでは十分な保護が難しいので、実用新案登録制度等を拡充してノウハウ、方法等を保護する新たな制度の構築も検討されるべきである。

（2）温室効果ガスの削減技術による経済成長

政府は、2020年までに、1990年における温室効果ガスの排出量に25%の割合を乗じて計算した量を超える量を削減することを公約した。一部には経済成長を制約するのではとの危惧もある。しかし、日本の省エネルギー、新エネルギー技術は、過去

2回の石油ショックを克服したように、世界最先端を走っており、国際競争力があり、温室効果ガスの削減目標の達成と経済成長は、二律背反ではなく、技術革新で克服できる。

省エネルギー、新エネルギーの開発、普及は、日本に新たな産業、雇用創出のためのキーテクノロジーを生み、特にその性質上、前述したように地方にその波及効果が大きい。一般的にも言われていることであるが、温室効果ガスの削減目標の達成は、省エネルギー、省資源技術が重要であり、日本は既存の省エネ、省資源技術のみで、産業分野によってはこれをシステム化するだけでも達成できる。

とはいえ、省エネルギー、新エネルギーは、細かい技術、創意による改良技術による地道な開発による以外に解決策はなく、この開発の担い手は、地域（自治体等）、地方を中心として中小企業の役割が重要であり、これらの技術は模倣が容易な小技術とも言えるものであり、更に、安易な技術流出を防ぐ意味からも、これらの助成、優遇策と共に、新たな枠組みによる保護策も検討すべきである。

（3）国際貢献

アジアを主力として、今後のエネルギーの需要は減ることはなく大きくなることが予想されている。日本各地で開発され、地域に根ざして開発されたグリーン・イノベーションによる環境・エネルギーは、先進国は勿論であるが、対策が遅れている発展途上国でもコストの低減等により最適化すれば通用できるものである。特に、気候、風土、文化が類似し、人口の多いアジア諸国には多大な貢献ができる可能性が高い。

（4）地球温暖化対策技術、技術標準及び知的財産

内閣総理大臣を本部長として、地球温暖化対策本部が設置されている。ここで日本国の平和的な外交戦略の武器として、日本発の優れた技術（知的財産）を活用すべきである。近年、新幹線、OS（トロン）、ハイビジョン規格、携帯電話、公害防止関連技術等、日本の技術は最先端技術であっても、国家としての戦略不足で、デファクトスタンダード、標準化等で国際的な駆け引きで敗れ、大きな市場を失う結果になっている。

日本国民の大きな負担と努力で実用化され、開発される無数の地球温暖化対策技術は、日本国民に固有の知的財産であり、我々の子供達への遺産でもある。政府は、日本が過去に世界に誇った液晶技術、プラズマ技術等の現況を鑑みつつ、子供の笑顔あふれる日本国を取り戻すためにも、日本発の優れた技術を平和的な外交の武器として用いるべきである。

（5）日本発の技術、知的財産の無用な海外流出を防ぐため、新規立法を含めた新たな枠組みで保護、育成のための政策を検討すること。

前項記載の通り、地球温暖化対策、その他、国際標準となり得る可能性がある日本発の優れた技術は、特許、ノウハウ等として十分に保護しつつ、日本の平和的な外交の武器として用いるべきである。例えば、地球温暖化対策技術については、ODA対策、米国、中国等のように地球温暖化対策に慎重な国との環境外交に際しての武器として活用すべきである。その場合において、無為な技術流出、ノウハウ漏出を防ぐべく、日本

版経済スパイ法も視野に入れ、国家的に重要な技術を保護し、戦略的に活用するための保護策を検討すべきである。

4. 国家の主導者らが国民に現状を認識させるための取組として、従来行われていた審議会等の諮問機関に加えて、知財制度に関するすべての関係者による定期的な会合（年数回）として、政治家、担当官庁、司法機関、ユーザーが一堂に会して、必要な事項（問題提起、改革提案等）について議論する会議を設けるべきである。

世界各国の熾烈な生き残り競争の中で、我が国の生き残り戦略の道筋は混沌としていると言わざるを得ない。生き残り戦略の1つである技術力の重要性を国家的認識として十二分に高め、技術力を高揚させるための国策としての知財戦略の重要性に対する国家的認識を高めるべきである。

戦後日本の復興を支えた高い創造力を潜在的に有する日本の技術者の意識改革を誘発し、イノベーションの底辺を広げることが肝要である。我が国は、世界に冠たる知財政策を推進し、世界に冠たる制度の構築を行い、もって、その認識を世界各国に浸透させることにより、我が国を世界の知財流通の拠点としなければならない。

そのためには、政府が提唱する国家戦略を、直接かつ迅速に制度改革に反映させ、官庁横断的な議論が大所高所から可能となる組織が必要である。

5. 知的財産権の安定性・予見性の確保を通じて、更なる活用をはかるべく、権利付与前における公衆審査制度の創設を検討すること。

現状、特許権付与に先立つ審査は特許庁審査官が行っている。しかし、特許庁審査官による審査には限界が存在し、権利付与後、特許無効審判により無効にされ、又は、侵害訴訟において104条の3が適用されることがある。そして、その数は増加している。

その一方、特許権付与前において、公衆による情報提供制度も存在するが、特許法、その他の法律において規定された制度ではない。あくまでも施行規則である。

日本企業が技術力の強みを発揮しつつ世界各国へ進出していくに際し、その進出国における産業財産権の確保は不可欠であるところ、せっかく進出国で産業財産権を取得し、その優位性を利用して事業を展開したとしても、肝心の日本国特許が無効になってしまえば、その優位的地位は消失する。かような事態を防ぐためには、日本国特許が脆弱であってはならず、より一層の権利の盤石化が必要である。

そのためには、特許権付与前に、様々な情報を有する者から広範な情報の提供を得て、その情報を踏まえた上で特許権付与する制度を、法律において採用すべきである。

6. 我が国の知財庁、司法機関が少なくともアジア地域において、将来的にも最も信頼性のある組織として各国に認識されるように、審査・審判の精度を向上させ、迅速かつ納得感の高い紛争処理の仕組みを構築すべきである。

我が国の審査結果が他国でも覆ることがないように、審査・審判の信頼性を高めるこ

と（特許のレベルを上げるということではない）、行政と司法との間の役割分担の適正化が必要である。そのためには、我が国の法制度、運用を積極的に見直すべきである（例えばダブルトラック問題など）。我が国の知的財産関係機関の魅力が高まれば、技術も知財も当然に我が国に流入し、国家の繁栄に通じるが、逆に魅力が薄れれば技術も知財も我が国を素通りし、ひいては知財関連人材の流出、枯渇をもたらし、日本発の科学技術も枯渇するであろう。

7. 日本の企業等の国内特許出願に関し、それに対応する外国出願が存在する場合の出願審査請求料の減免等を検討すること。

ビジネス環境の国際化により、発明の国際的な保護の重要性が高まっている。しかし、昨今の経済情勢により、個人発明家や中小企業に限らず、大企業も生き残りを賭けて大幅なコスト削減の必要性に直面し、そのコスト削減のメスは知的財産権取得費用にまで及んできている。このような状況の下、国際競争力を強化するため多くの国で多くの特許出願等を行うことは、大企業といえども現実問題として容易ではなく、出願国の数を削減することや、出願件数自体を削減することが必要となっている。

かような事態を放置することは、海外での模倣のハードルを低くし、日本企業の海外における競争力を著しく低下させることが明白である。

また、経済対策の一環として、2009年に特許審査請求料の支払猶予制度が導入された。この制度自体は十分に評価に値するものであるが、それとて、猶予期間後の審査請求料の支払自体を免れ、軽減されるわけではなく、依然として出願人にとっては大きな負担となっている。

ところで、昨今は各国特許庁との審査協力が進展してきている。国内特許出願に対応する対応外国出願が存在する場合、審査協力によって各国特許庁による審査処理のための負担は軽減される場合が多いといえることができる。

この点に関し、国際調査、国際予備審査を採用する国際特許出願においては、一定の条件の下、審査請求料を安くする措置が取られているが、個別の外国特許出願は、審査負担の軽減効果が期待できるにもかかわらず、日本にのみ出願したものと同額の審査請求料の支払いが求められている。例えば、日本の企業等の国内特許出願に関し、対応外国出願が存在する場合における出願審査請求料を減免等する制度を導入することは、日本国特許庁の審査負担や財政に大きな負担を強いることなく、日本企業の海外における競争力を向上させる効果を発揮するものである。

8. 出願審査請求料の減免等、中小企業の利便性を向上させる支援策の見直し、利用者の観点で速やかに行い、必要なものについては直ちに実行すること。

かねてより、多くの中小企業は慢性的な不況に喘いでいたものであるところ、その状況は、所謂リーマンショックの後、更に深刻な状況に陥っている。中小企業の多くは、ものづくりの過程において優れた技術開発等を行ってはいるものの、経済的な問題によって知的財産権を確保することができていない。

ここ数年来、特許庁に対する各種手数料の内、所謂登録料、出願料は、従前に比して安価になってきている。しかし、依然として、もっとも高額である出願審査請求料については、何ら有効な施策が講じられていない。もちろん、減免制度は採用されているが、これを受けるための中小企業要件は極めて厳しく、且つ、手続も煩雑である。

さらに、平成21年度には、暫定的措置として、出願審査請求料納付繰延制度が採用された。そのこと自体は十分に評価するべきであるが、この制度とて、後日、満額を納付しなければならず、中小企業の経済的負担を軽減させることには繋がらない。

現在、幾つかの「市」においては、市内中小企業者が特許権等の取得に際して補助制度を講じている。

それらは、概ね、市税納付を主たる条件としつつ、出願審査請求料を含む特許庁費用、弁理士費用の総額の50%程度を補助するものである。

このような補助制度を講じている「市」は、市内事業者が特許権等を取得することで活性化し、その特許権が財産的に利用されることによって更なる雇用創出／技術開発につながり、最終的には地場の振興や市税増収を期待するものであって、決して裕福とは言えない「市」の財源をやりくりして特許権等の取得を推進しようとするものである。

しかしながら、このような制度は、すべての「市」で講じられているものではない。隣接する「市」間において、一方の市の事業者は補助制度を受けることができ、他方の市の事業者は補助制度を受けることができない、という地域格差が生じている。

さらにまた、国（特許庁）に支払うべき手数料を、一部の「市」が肩代わりするのは不思議な現象である。最低限、国に納める特許庁手数料については、国政レベルで十分な対策を講じなければならない。そして、「市」が中小企業に補助すべきは、より優れた特許（大企業の特許明細書／請求の範囲に比して何ら見劣りしない内容／権利範囲）を取得するため、中小企業が知財専門家である弁理士に支払う手数料に充てられるべきである。

知的財産を国家戦略と位置づけるのであるならば、国家の基盤を形成する中小企業による特許権等の取得支援を、国政で行わなければならない。一部、知的財産を重要事と認識する市政に任せておくべきことではない。

知的財産の取得／活用を通じて中小企業が元気になることは、技術の発展のみならず、雇用の創出、税収増加につながるものである。

中小企業の出願審査請求料を半額にすることによって一時的に特許特別会計収入が減ずるかもしれない。しかし、それは特許権等の取得／利用によって収益を上げた中小企業からの税収によって十分に賄われるはずである。

中小企業に対する優遇策は、かねてより知的財産推進計画中で提言されている。知的財産推進計画2009の重点施策の一つに「中小・ベンチャー企業に対する特許手数料減免制度を見直す」（項目番号309）がある。ここには、「（本施策は）2009年度中に可能なものから着手する」と規定されていたが、少なくとも現状において「見直され、着手された結果」は示されていない。

これは、本施策が「特許特別会計の収支の状況、利用者ニーズ、他の利用者に与える影響等を踏まえつつ、～」というスピード感に乏しい内容になっていること、そして、前記の通り「～可能なものから着手する」という消極的な規定ぶりになっていることに

原因がある。

もはや、中小企業の疲弊は限界に達している。したがって、来る知的財産推進計画においては、「中小・ベンチャー企業に対する特許手数料減免制度を見直す」ことを重点施策の一つとしつつ、その内容については、もはや「検討や可能なものから」という次元ではなく、「中小企業の出願審査請求料を半額にする」という具体案を示し、且つ、その時期についても「遅くとも2010年度中に実行する」というようにスピード感を持たせるべきである。

9. 所謂産学官連携に際し、地方、中小企業、ベンチャー企業等、市場に近い組織を中心に、それらに官学が協力するニーズ主導型の政策を検討すること。

(1) 問題の所在

科学技術基本計画により過去の第1～3期（平成8～21年）に亘って膨大な公的資金が投入されたが、イノベーションを起こしたかという意味で、具体的な成果は見るべきものがない、といわざるを得ない。この原因は種々指摘されているが、学・官（大学、国公立の機関等）によるシーズ型主導により市場のニーズとのミスマッチによるところが大きいと見るべきである。即ち、地域の特性、企業の規模を軽視し、研究開発成果そのものをシーズとした市場の軽視型が多い。

研究開発により発明された技術が、商品化され、普及（販売）して、はじめてイノベーションが完成したことになるが、問題は限られた予算で効率的なイノベーションを起こすにはどうすれば良いかである。

(2) 予算の配分と人材養成

今後の予算の優先度は、市場ニーズを基に判断されるべきである。即ち、古くから地域に根付いている伝統産業、各地方の地場産業、又は例えば大田区、東大阪等の特定地域に集積している企業が所有し、得意としている技術、技能、商品、サービス等は、経済的、歴史的に困難の中で生き延びてきたことから理解されるように、一般的には規模は小さくても人材が豊富で、市場の支持があり、地域の特性に最適化されたものである。

また、革新技術でなくても積み上げられたこれらの商品、製品、技術、サービス等をブラッシュアップするだけでもその裾野が広く、雇用への効果も大きい。従って、中小企業、地域対策として、予算配分は官学ではなく、最初に地域（地方自治体等）、中小企業にイノベーションのための予算を重点配分すべきである。ただし、中小企業が良いアイデアがあっても、研究開発のための人材が足りない、営業力が足りない等の理由で普及させるといふ点で失敗する事例が多い。

一方、不況の影響で大学卒業生、ドクター修了生が就職できず社会問題となっている。また、日本の大学生は米国に比べて、安定志向でベンチャー企業を起業する確率が低く、近年日本企業の新陳代謝が遅いという指摘もなされている。日本企業の活性化のためには、大学はアカデミズムから脱しベンチャー企業家を直接養成するような教育が必要である。

そこで、地域、中小企業を活性化するために、中小企業の主導、発意で、地域の大学、

公立の試験研究機関を利用する。即ち、このとき、思い切って、リーダー以外は新卒等の若い人材を登用し、かつ韓国、中国等で行われているように大学、公設機関等の研究施設、研究機器、人材等の公的インフラを自由に外部にも利用させるべきである。なお、その支援のための人材配置は、雇用対策として経験のある中高年を中心に考慮されるべきである。

新卒等の若い人材を活用することで、人材のトレーニングになり、しかも中小企業が抱えている課題の理論化・分析、弱点の克服等を行い、しかもオンザジョブによる専門家の養成ともなる。しかも地域等に根差した中小企業のテーマであるから、地域、市場に近いこともあり、今までの技術移転政策と違って、上滑りすることも少ない。

10. 模倣品・海賊版の個人所持禁止法制、通関手続きにおける取締りの強化を図るべきである。

後を絶たない模倣品・海賊版の氾濫には辟易とする。過去にフランスのロンゲ法のような模倣品・海賊版の個人所持禁止法制の導入が叫ばれ、(財)知的財産研究所において検討されたことがあったが、産業財産権法における「業として」の要件が問題となって、検討は沙汰止みになったと聞く。内閣の調査結果によれば、我が国の国民は依然として模倣品・海賊版の購入に対して必ずしも否定的ではないという結果が出ていることから、抜本的な啓発・対策が必要である。個人所持禁止法制の抑止力としての効果に期待して、今一度検討すべきであろう。

また、税関における通関手続きでは、「業として」の輸入でなければ権利侵害でないと判断され、差し止めが行なわれないのが現状である。このため、個人輸入を偽装した輸入や、インターネット経由で購入した個人宛に海外から直接貨物を送付するといった個人輸入による不正商品の輸入が相当数あるものと思われる。商標法等の規定において「業」要件を課している状況において、通関手続きでは「業としてでない」輸入も輸入差し止め対象にする、というのは「権利侵害ではないが輸入は禁止」という状況に陥ってしまうことになる。

このため、商標法等において「個人輸入も侵害になる」という状況を作り出すことが好ましい。例えば、商標法第37条に、「業として」でなくても、「事情を知って」輸入する行為を侵害とみなす旨の規定を導入することを検討するなど、抑止力となり得る措置について積極的に検討すべきである。

11. 初等・中等教育の過程において、教科書に知的財産権の重要性を明記し、啓発する教育体制を構築することについて検討すること。

政府は、これまでの知的財産推進計画に則り、様々な「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を行っている。しかし、それらの多くは、既に自身の価値観を形成するに至った大人に対して警鐘を鳴らすものであって、そもそも、何故、模倣品や海賊版が悪であるのかを啓発しようとするものではない。知的財産が国家戦略の大きな柱として機能するためには不断の人材教育が不可欠であり、初等・中等教育の過程において、発明するこ

との重要性、無形の財産である知的財産権を尊重する心、を十分に理解させなければ、如何に前記キャンペーン等を行ったとしても意味をなさない。

「新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～」において、政府は、「成長の原動力として何より重要なことは、国民全員に質の高い教育を受ける機会を保障し、様々な分野において厚みのある人材層を形成することである。すべての子どもが希望する教育を受け、人生の基盤となる力を蓄えるとともに、将来の日本・世界を支える人材となるように育てていく。」と明言している。

初等・中等教育の中で、人生の基盤となる力として、子ども達が知的財産権マインドを蓄えることは、資源に乏しい日本が、将来、世界の中で重要な地位を占めるために不可欠である。

したがって、初等・中等教育の過程において、教科書に知的財産権の重要性を明記し、啓発する教育体制を構築するべきである。

1 2. 大学等の基本・基盤技術を適切な知的財産として保護を強化するとともに、その重要度を判断した上で、国が積極的に国際的な権利化を支援すること。

知的財産推進計画が策定されるようになって以来、国家予算が投入される大学等の研究テーマが産業に直結されるテーマを指向する傾向が見られるが、産業界が大学等に真に期待する多くは基本・基盤技術の創出であり、産業界が出来ないかかる基礎研究に重点的に政府資金の投入を行うべきである。また、政府の資金を大学等に投入すると共に世界中の、特に近隣諸国の優秀な研究者が集まり、民間の資金や人材の活用も合わせたオールジャパン体制での基本・基盤技術の創出とかかる実用化促進体制を構築し、日本の研究・知財のレベルが世界最高峰となるようなインフラ整備をすべきである。

そして、大学や産学連携のアウトプットとして得られた成果である基本・基盤技術を知的財産として適切な保護を強化するとともに、その重要度を判断した上で、国が積極的に国際的な権利化を支援することが必要である。更に、生み出された成果の普及・活用については、大学等の枠を越えて国家政策としての検討をより推進すべきである。

1 3. 医療行為に関する特許要件、医師による医療行為に対して特許権が及ばない旨の法律上、明文化について検討すること。

医療方法については、産業上利用することができる発明に該当しないとされてきたが、現行特許法には医療方法が不特許事由とされる明文規定は存在しない。特許・実用新案審査基準の解釈運用に委ねられているのが現状である。具体的には、特許法第29条第1項柱書に規定する「産業上利用することができる発明」に該当しないものの類型の一つとしての「人間を手術、治療又は診断する方法」に関する解釈運用を通じて特許で保護される範囲を規律し、医療・医薬分野における技術開発の進展等に伴って解釈運用を漸次改訂することがなされている。一方、現行特許法の下では、医師の行う医療行為について特許権の効力が及ばない旨の明文規定は存在しない。

かかる前提に立って、特許で保護される範囲と特許権の効力が制限される範囲との関

係について、日本における高度・先端医療の開発を促進し、世界をリードする水準の医療サービスを国民に提供するためには、医師、研究者及び企業が医療分野での技術開発に要した巨額な投資を回収できる環境を整備すべきであり、そのためには医療方法全般を特許の対象としつつ、医師の行う医療行為には特許権の効力が及ばないことを明確に規定するならば、医療方法全般を特許の対象とすることに伴う医療の影響や懸念が回避されるだけでなく、医療機器又は医薬に関する特許発明を医療行為として実施した医師が特許権侵害に基づく差止又は損害賠償を求められる可能性があるという現行特許法の問題点も解消される。

医療行為と特許（発明）との関係については、知的財産戦略本部の先端医療特許検討委員会において検討されたものであるところ、今後も、継続して調査等を行い、必要な場合には再度検討すべきである。

1 4. 知財専門人材である弁理士資格制度の適正化を図るべきである。

弁理士試験の適性化を求めたい。知財人材が不足するとの声の下に、弁理士試験を容易化し、合格率が緩和された。しかし、その結果はどうであったか。悪貨は良貨を駆逐するの典型例である。弁理士数の増加と逆比例するかのように弁理士の報酬は顕著に低下し、その結果、弁理士資格の魅力が低下し、期待する人材が集まらない、という悪循環に陥っていることは明らかである。そもそも、弁理士の本来業務に要求される能力、適正、資質と、知財関連の各分野で求められる人材像との整合性の検証をすることなく、弁理士という単一の資格制度により知財人材を闇雲に補充しようとした施策に誤りがあったと言わざるを得ない。高度な仕事を委ねるべき資格にはその取得に対して高いハードルを科すのは当然であり、安易に容易化すべきではない。

知財の分野では技術の高度化、特許要件等の厳格化、国際的な視点での業務処理の必要性の増加等が相俟って、業務処理に要する能力、体力は従前とは比較にならないほど高まっている。現在必要なのは、知財分野において求められる人材の検証と、業務内容に応じたハードルの設定である。

以上

「知的財産戦略の推進（仮称）」についての意見

《要旨》

- I) 海外に所在するサーバーにホスティングする商標権侵害物品販売サイトから日本国内に多量に流入する商標権侵害物品対策について、所謂「日本方式」を世界スタンダードとすべく提唱・普及させ、海外諸国に問題となる商標権侵害物品販売サイトを迅速に閉鎖できる体制・制度を構築させるように努めると共に、国内においては、個人使用目的での所持・輸入を法令等によって規制することにより消費者が商標権侵害物品を購入することを抑止すべきと考える共に、問題となる商標権侵害物品販売サイトの多くが代金の支払先として日本国内の銀行口座を使用していることから警察等から銀行に対して使用されている口座の凍結を依頼できるスキームを構築すべきと考える。
- II) 特定商取引法について、衣服のブランド品でも靴・腕時計等のブランド品と同様に商標権侵害物品が存在することを鑑み、経済産業省が策定されているインターネット・オークションにおける「販売業者」に係るガイドラインにおいて、「特定のカテゴリー・商品」で「いわゆるブランド品」に「衣服」を加えるべきと考える。
- III) 水際対策について、写真電送可能範囲の拡大等により認定手続や他手続の簡易化は推進されているものの、より一層の簡易化・迅速化を図るべきと考えると共に、商標権侵害物品の輸入行為抑止を目的により効率的な関係情報の権利者への伝達を考慮したスキームを構築すべきと考える。また、輸入差止申立に必要な侵害情報の蓄積のために通常の認定手続をより強化すべきと考える。

《全文》

I) 海外商標権侵害物品販売サイトについて

A) 現状

特に中国が中心となるが、海外のサーバーにホスティングしている商標権侵害物品販売サイトは多数存在している。当該のサイトは、日本人向けに日本語で記載されており、商標権侵害物品は、EMS等の国際郵便システムにより、少量を個人使用の名目で送付するのが普通であり、代金は日本国内の銀行口座へ支払うものが多い。

被害状況は以下の考察により推測できる。

関税局の発表によると平成20年度の商標権侵害物品の差止点数は、685,529個である。また、一般貨物と郵便物との比率は、47.3%対52.7%と発表されているので、約361,273個が郵便物での商標権侵害物品の差止点数になるはずである¹。

ブランド品以外の商標権侵害物品を10%、問題とされるようなサイトで購入していない場合を20%等と考えても、70%の252,891個がいずれかの問題とされるサイトで販売され国内に入り込もうとして税関で止められたと考えられる。税関の検査率は、人員等の条件から100%ではないはずで、検査率を、20%²と見積もっても、252,891個の4倍の数量である1,011,566個が販売され日本に流入したと考えられる。

この数値は、一個35,000円が真正品としての価格平均としても、354億円以上の金額に相当する。

販売者が日本国内に所在する場合であれば、プロバイダ責任制限法第3条運用ガイドラインに基づき、発信情報停止処置をISPに対して依頼できるし、発信者情報の開示をISPに求めた上、発信者に対して法的措置を講ずることも可能である。また悪質な場合は警察などによる取り締まりを期待できるが、サーバーが国外にあり販売者が国外にいる場合は如何ともしがたいのが現状である。

以上は、日本に流入する商標権侵害物品、要するに海外著名ブランドの被害についての記載であるが、著作権侵害の分野でも問題は同じであるし、消費者が粗悪な侵害品を購入するために支払っている金銭や、水際の阻止のために税関が割いている労力は甚大であることを鑑みれば、国としての利益が損なわれていると考えるべきと思われる。

B) 講ずるべき方策

a) 「日本方式」の世界スタンダード化

国内の主要オークションにおいての「画面情報から判別できる商標権侵害物品」³の存在率（100個の出品物の内幾つが商標権侵害物品であるかの率）は、平成16年の60%以上とい

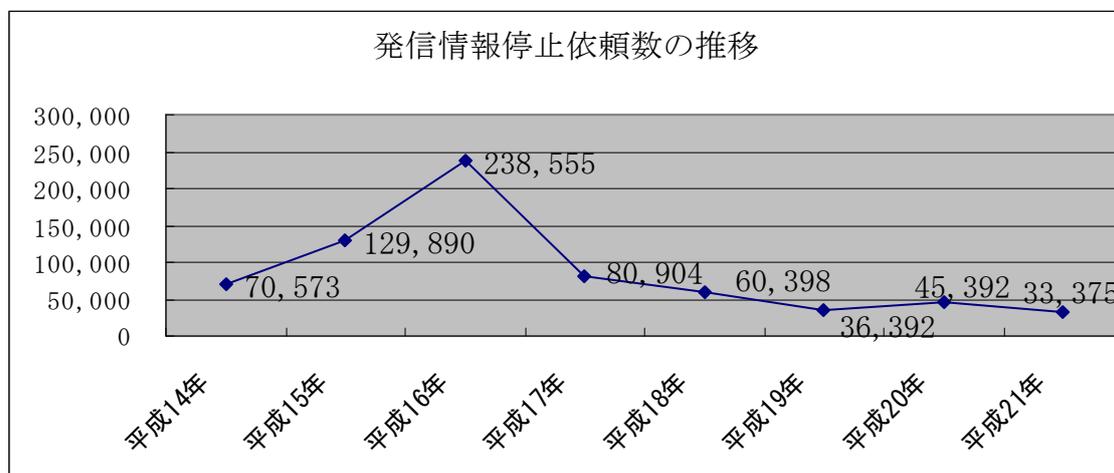
¹ 関税局発表資料「平成20年における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）」を参照した。

² 税関の検査率は公表されていない。通常であるならば、多めに見積もって10%と考えて良いが、EMS等による侵害品輸入は検査の対象として税関も強化しているものとして20%で計算した。10%としての数量は、2,276,019個が日本に流通したと考えられる。真正品の平均価格が、1個35,000円として、796億円の被害金額になる。

³ 一般市場の商標権侵害物品は、「侵害品であることを前提として消費者に販売されているもの」と「侵害品であることが前提とされないで消費者に販売されているもの」に大別され、インターネットでは、「画面情報から判別できる商標権侵害物品」と「画面情報からだけでは判別できない商標権侵害物品」に大別している。「画面情報から判別できる商標権侵害物品」は、権利者などの判別情報を持っている者にとっての意になり、「侵害品であることを前提として消費者に販売されている侵害品」より幅が広い。

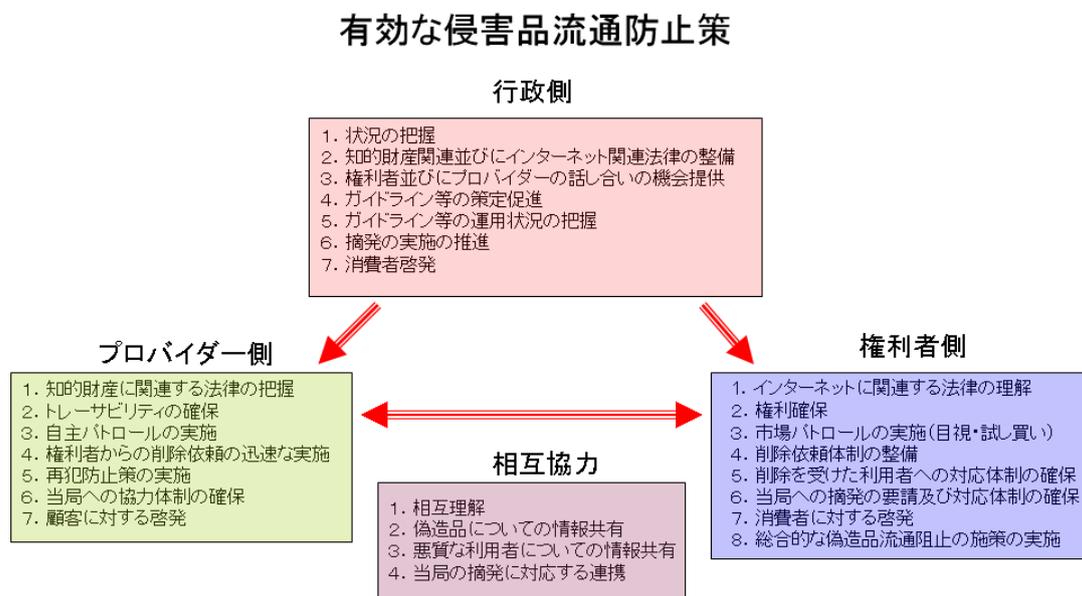
う数値から1%内外程度となっており劇的に改善している。

状況の改善は、弊法人会員が行うプロバイダ責任制限法第3条に基づいた発信情報の停止依頼の数値にも確認できる。



上記の減少の主たる原因は、第一に、関係省庁が法律を整備し、販売の場所を提供している者の責任を明確にし、その法律の運用に関わるガイドラインを策定することをISP及び権利者に示唆し話し合いの機会を提供したこと、第二に、ISP及び権利者が相互の立場や状況を理解し、利用者の利便も鑑みた上で各々やるべき事を実施したことが挙げられる。

図にすると次の通りとなる⁴。



一方、欧米における係争例に目を移すと、未だ下級審の判決しか下されておらず、上級審での結論に至っていないと思われるが、インターネット関係の係争について近時判決が下

⁴ 平成21年12月4日付けヤフー(株)並びにルイ・ヴィトン・マルティエ間の覚書参考として作成した。

された事件の主要なものは、下記の通りとなる。

オークションについて侵害品問題

フランス エルメス VS イーベイ エルメス勝訴

LVMH VS イーベイ 提訴平成 18 年 12 月 4 日 LVMH 勝訴

アメリカ ティファニー VS イーベイ 提訴平成 16 年 6 月 18 日 イーベイ勝訴

ベルギー ロレアル VS イーベイ イーベイ勝訴

検索有料リンク問題

フランス LVMH VS グーグル 未決、平成 21 年 9 月の欧州裁判所法務官意見は反 LVMH

LVMH VS イーベイ LVMH 勝訴

侵害品販売サイトホスティング問題

アメリカ LVMH VS Akanoc Solutions LVMH 勝訴

Etc.

フランス政府は、平成 21 年 12 月に ISP 並びに権利者と話し合いを行わせガイドラインを策定し、EU 委員会は、ISP 並びに権利者との話し合いの場所を提供しガイドラインを策定しようとしている⁵。

欧米では ISP 並びに権利者のいずれを勝者・敗者とするのかの結論も、インターネットのあるべき姿も明確にできない、どうにか係争という名の戦いの後についての模索が始まった段階にあるということになる。

言うまでもないことだが、「日本方式」はオークション問題を中心として作り出されたものだが、サーバーにホスティングさせる ISP に置き換えたとしても何らの差異のないものである。

時間を浪費しない有効な商標権侵害物品等流通防止策が何であるのかは、明々白々と結論づけられると思量する。

日本としてこの方式を海外諸国に提唱し普及させていくことは、訴訟などに無駄に費用・時間を割くことなく、海外のサーバーにホスティングしている商標権・著作権侵害物品販売サイトを消していくことに有効であり、日本企業の商標権を侵害する物品を売買させている主要オークションを浄化することについても有効である。即ち、国益に守ることにもなろうかと思われるので検討をしていただきたい。

b) 商標権侵害物品の個人使用目的所持・輸入の法令による規制

平成 18 年の関税法基本通達等の一部改正で「輸入貨物の数量が 1 個であるか複数であるかは「業として」に当たるのか否かを直ちに決定するものではない」とされ「数量の多寡にかかわらず認定手続きを執る」事としていただき個人使用目的での輸入を行うのが難しい状況にして頂いたが、皮肉なことにこれと呼応して「個人使用目的であると言えば輸入できるし、違法ではない」との噂が流布され、上記の通達改正が無効化されつつあると認識している。

⁵ 各々のガイドライン案は、「日本方式」がベースとなっている。

上記の問題は税関での現場対応等が誘因となったものではなく、法が商標権侵害物品の個人使用目的の所持や輸入・購入を規制していないのが抜本的問題だと思慮する。

商標権侵害物品の個人使用目的所持についての商標法改正を検討いただいた際には、「経済法である商標法で経済活動ではない個人のそれを律するのは問題がある」、「他の知的財産権法、著作権法等とのバランスの問題がある」、「商標権侵害物品と真正品との区別困難性の問題と既に所持している物品に関する法的安定性に欠くおそれがある」、「個人使用目的での所持禁止は行き過ぎ」等の反対意見が有識者の諸先生方から頂戴したと認識している。

しかしながら、インターネットが発達した現在は、販売する者と購入する者が違う国に所在し、購入する者しか所在しない国、販売する者を律する法しかない国は何らの手を打つことができないで放置するしかないというのが実体であり、現行法は、片手落ちになっているとしか言いようがない。海外商標権侵害物品販売サイトによる諸被害を鑑みていただき、商標法もしくは他法令等による個人使用目的での商標権侵害物品所持もしくは購入の規制を検討していただきたい。

また、仮に個人使用そのものの規制が関連各法令との整合性から直ちには困難であると判断されるとしても、現行法上、何が個人使用に該当するのかの基準が不明確であるため、認定手続において輸入者が個人使用であると主張した場合、権利者はこれに反駁する有効な手段を持ち得ないという現状に鑑み、個人使用に該当しない場合の推定規定を設ける等、個人使用を装った業としての輸入を規制する方策を検討していただきたい。

すなわち、認定手続において、疑義貨物は商標権を侵害するとの権利者の鑑定に対し、輸入者が提出する抗弁は、①真正商品の並行輸入②個人使用に大別されるが、①に対しては、権利者は、輸入者の提出したインボイス等を調査するなどして、比較的容易に輸入者の抗弁をつぶすことができるのに対して、②においては、輸入者は特段証拠の提出を要求されておらず、「家族へのプレゼントである」といった安易な主張のみ行えば良く、これに対して、権利者が何を主張立証すれば業としての使用と認定されるのかが明確でないため、ほとんどの場合輸入者の抗弁が認められて疑義貨物が通関してしまうのが現状である。これは、①に関しては最高裁判例により基準が明確になっているのに対し②については裁判上で争われた事例がほとんど無いと思われること、①は客観的事実の認定であるのに対し②は主観的目的の認定という困難が伴うこと、も影響していると考えられるが、ともあれ、通達が改正されると共に②の主張が増加し、みすみす通関を許す事態となっていることは、憂慮されなければならないと考える。

また、侵害品であるものの個人使用と認められ輸入が許可された際に税関は、譲渡しない旨を記載した誓約書を提出させているのが通例ですが、当該誓約書に反し譲渡した場合、刑事罰の適用があり得ることを輸入者に周知させていただきたいと考える。

c) 銀行口座の凍結

商標権侵害物品販売サイトの多くが代金の支払先として日本国内の銀行口座を使用している。民間でスキームを構築することは可能であるが、犯罪の取締機関である警察庁の方より銀行協会等への働きかけを行い犯罪に使用される口座凍結のスキームを構築していただければより有効であるので検討していただきたい。

また、振り込め詐欺に使用された口座の公表が行われていることに鑑み、消費者が騙されて商標権侵害物品を購入しないよう、かかる口座の公表を検討していただくことも一考に値すると思われる。

II) 特定商取引法

特定商取引に関する法律等施行についての通達（平成19年4月12日）や経済産業省が策定されているインターネット・オークションにおける「販売業者」に係るガイドラインでは、特定商取引法の規制対象として、「特定のカテゴリー・商品」で「いわゆるブランド品を一時点において20点以上出品している場合」をあげている。「いわゆるブランド品」とは何を指すのかは添付されている表を参照することになるが、その表の中に「衣服」と記載されていない。正確には、更に別表を参照する事になるが、参照として別表第1-35の「衣服」は記載されていない。

衣料品の商標権侵害物品の流通被害は鞆類や時計等のそれと比べても決して少ないということもなく、1個の物品が20万円30万円ということも珍しいものではない。消費者が受ける被害も大きいことを鑑みていただき、将来されると思われる同法の通達改正もしくはインターネット・オークションにおける「販売業者」に係るガイドライン改定の際には、「衣服」を「いわゆるブランド品」に加えていただくように是非お願いしたい。

また、平成18年1月31日付けインターネット・オークションにおける「販売業者」に係るガイドライン策定は、知的財産権侵害物品の販売抑止を目的として含む特定商取引法の表示義務の順守の推進であったと理解を致しているが、その厳格なる運用をISPに対して指導しているとは言い難い現状にあり、むしろ指導を受ける側のISPからより強化した運用を求められている状況にあると認識している。については、積極的な運用強化について検討をしていただきたい。

III) 水際対策

A) 差止申請手続きについて

差止申請手続について提出部数の軽減他の簡易化の処置が必要に応じて執られ、輸入差止申立のドラフトのやりとりが電子メールでできるようになり、申立手続が迅速化されたものと感謝している。

しかし、同手続に際して「侵害品と認める理由」と題される書類の提出が求められるようになって戸惑いを隠せない。上記書類は、「権利者自らが、自らが有する商標に類似すると思量する標章の事例を記載したもの」で、輸入されようとしている物品に付されている標章が登録された商標に類似するか否かについての判断は、認定手続においては税関がされることで、必要があれば特許庁等に問い合わせが可能であることも考慮すると、当該書類の存在の必要性からして疑問視せざるを得ない⁶。

⁶ 申請手続の段階では、侵害物品は存在しない。侵害物品を想定して、それに付されるであろう標章が類似するか否かについての論議は、仮定が迂遠である。そもそも、権利者は自らが製造・販売等した物品であるかどうかは判断できても、その物品に付されている標章が登録されている商標に類似するか否かについて判断するのは、認定手続においては行政機関たる税関であり、最終的には司法機関たる裁判所である。

上記の件について、考察をしていただきたい。

B) 認定手続開始の際の輸入者情報開示について

輸入者に係わる情報を認定手続開始時に権利者側に通知して頂いている。しかし、輸入者が記載している内容が虚偽である場合が多いというのが実情である。しかし、輸入者は、税関当局からの連絡は受けたいと考えていると推測するので、電話番号は正確である場合が多いと推測できる。従って、商標権侵害物品の輸入行為抑止を目的により効率的な関係情報の権利者への伝達という観点から、認定手続開始の際には、輸入者の電話番号も通知すべきだと考える。上記の件について、考察をしていただきたい。

C) 通常の認定手続の強化について

簡易の認定手続が導入され、権利者の点検の負担が著しく軽減されたことは感謝している。

しかしながら、簡易の認定手続に付すことができるのは、権利者が予め予測して輸入差止申立に記載した品目だけであるので、今まで予測しなかったような商標権侵害物品が来た場合は、職権で通常の認定手続を取っていただくことになる。

この点、税関としても、輸入差止申立の対象外の品目については、商標権を侵害するかどうかの情報が不足しているため、万一真正品と判断された場合のリスクを考えると、積極的に差し止めることに躊躇を覚えざるを得ないことは理解できる。しかしながら、輸入差止申立の品目を増やすには、現実には差し止められた商標権侵害物品を点検鑑定し、侵害品情報を蓄積することが極めて重要である。従って、通常の認定手続についても、より一層強化していただきたいと考える。

2010年2月15日

新たな「知的財産推進計画（仮称）」の策定についての当社意見

インターナショナル・ビジネスマシーニズ・コーポレーション（IBM）

I 概観

1. 序
2. “Made in Japan” を超えて “Made with Japan” へ
3. 我が国の「環境力」による “グリーンイノベーション” の推進
4. 結び

II 知的財産制度における課題と施策

1. イノベーション創出のための知的財産制度の強化
 - 1-1. 権利の在り方の見直し：排他性への制限
 - 1-2. 適切な知的財産制度の確保：「特許の質」の維持
 - 1-3. 市場変化への対応：ライセンス保護
 - 1-4. イノベーション創出のためのその他の施策：新たな産学連携の在り方
2. 環境分野等の技術革新を促進する施策
 - 2-1. 知的財産のオープンな活用：ライセンス・オブ・ライト制度、特許 commons
 - 2-2. 堅牢な知的財産制度の維持

I 概観

1. 序

昨年までに策定された「知的財産推進計画 2003」乃至「同 2009」においては、我が国の技術成果を国際的に広く普及・発展させていく基盤形成のための知的財産政策が積極的に推進されてきた経緯があり、同計画の実施により実質的な成果が産業界にもたらされているものと考えます。また、同計画による各国特許庁との審査手続き面でのハーモナイゼーション促進の諸施策（特許審査ハイウェイほか）についても、知的財産制度の国際的な協

調への積極的な取り組みとして高く評価されるべきものと考えます。

IBM は、知的財産戦略本部による知的財産政策への先進的な取り組みと国際的なハーモナイゼーションへの努力を称賛するものであり、今後も引き続き強くサポートする立場にあることを表明いたします。

今般の新たな「知的財産推進計画」（以下、「本推進計画」とします）の策定にあたっては、これまでの推進計画における取り組みの成果を踏まえ、我が国の技術成果の普及・発展のための知的財産政策が引く続き強く推進されるべきと考えます。

加えて、社会におけるイノベーション並びに知的財産制度をめぐる情勢は大きく変化（知識の増大と拡散、グローバル化の進展、オープンな協力によるイノベーションの台頭など）しつつあり、このような変化に対応すべく、これまでの知的財産政策は次の段階へと深化すべきことも、本推進計画の策定にあたっては考慮されるべきものと考えております。

今日に至るまで、IBM は情報技術の研究開発、設計製造、サービスの分野において世界的なリーダーであるとの評価を得ております。そして、その知的財産をライセンスすることにより、90年代の半ばから毎年数億ドル以上もの利益を得てきました。技術成果のライセンスを最も重視する企業の一つとして、当社は必要な場合には自己の権利を確実に行使できる状態が適切に維持されるよう強く希望しております。

また同時に、世界中で幅広い革新的な製品やサービスを提供しているグローバル企業として、当社はしばしば他者からの権利行使に対して自身を防御してきました。

このように、権利を行使する立場、逆に権利行使から防御する立場のいずれもよく理解する当社は、本推進計画に対してバランスのとれた客観的なコメントができるものと考えております。

2. “Made in Japan” を超えて “Made with Japan” へ

近年の技術の融合や複雑化を背景として、一国で技術を囲い込み、クローズドな研究開発を行うことは、高負担かつ非効率となる可能性が高く、また開発成果においても必ずしも高付加価値なものとはならない恐れがあります。

イノベーションのあり方が進化しつつある現在のグローバルな開発環境下においては、ある一国に特定技術を囲い込むような従来の垂直統合型モデルのみならず、他国の技術・開発資源を現地においても活用しつつ、各国が協働して研究開発を進めていく、グローバルレベルでのオープンな水平分業型モデルの重要性がより高まりつつあるものと考えます。

かかる状況下における我が国の新たな成長戦略のためには、製品からソリューションへと言う流れも踏まえ、いわば“made in Japan”を超えて、“made with Japan”という視点（もしくは“collaborated with Japan”と言い換えることもできます）が重要となってくるものと考えます。すなわち、他国の技術者・研究者が、障壁なく我が国での国際的な研究開発プロジェクトに参画できるよう、日本を障壁の少ない、魅力的な研究開発拠点としていくことが望まれます。

加えて“made with Japan”という観点からは、我が国がリーダーシップを発揮して、世界の様々な地域において、各国との研究開発におけるグローバルな協業関係をより積極的に牽引して行くことも望まれるものと考えます。

以上のとおり、21世紀における我が国の成長戦略を推進していくためには、世界市場における最適なパートナーとの連携により、グローバルな研究開発環境にて最大限の成果を実現し、世界規模でその技術成果を普及させビジネス展開を行うことにより、グローバルマーケットの成長を我が国が牽引し得るような新たな成長戦略構想が必要とされると考えます。

なお、新たな成長戦略構想の推進にあたっては、国際的な技術標準の戦略的な普及も必要となりますが、前述のような研究開発段階におけるグローバルで戦略的な協業関係の促進は、標準化過程においても各国との積極的な連携を容易にすることを意味するものと考えられます。すなわち、各国との研究開発における連携は、我が国が牽引する開発プロジェクトの技術成果が国際的な技術標準として広く受け入れられることにも繋がる結果をもたらすものと考えます。

3. 我が国の「環境力」による“グリーンイノベーション”の推進

持続可能な社会を構築する共通基盤技術として迅速な技術革新が期待され、「新成長戦略」の重点課題の一つとしても掲げられている“環境分野”の技術に関しては、我が国は過去の公害問題等への対策の経緯から、課題解決のための技術革新と制度整備の経験が蓄積されており、世界におけるリーディング・カンツリーのポジションにあります。その競争力は「環境力」として表現されるように、我が国が世界に積極的に貢献できる水準にあるものと考えます。

我が国の「環境力」を活かした環境分野での“グリーンイノベーション”の推進にあたっては、当該分野における知的財産権の保護とその活用が、プロプライエタリとオープンとのバランスを適切に調和させた形にて実現され、最も効率的にイノベーションを促進するものでなければなりません。

この点、現在の堅牢な知的財産制度の下で知的財産を適正に保護する枠組みが、依然として新たな技術革新を促進するための重要なインセンティブの源泉として維持されるべきである一方、知的財産権の積極的かつオープンな活用もあわせて求められることとなるものと考えます。

4. 結び

以上のとおり、我が国における“made with Japan”という視点を踏まえた新たな取り組み、並びに、環境分野における“グリーンイノベーション”の推進のための諸施策を実現していくにあたり、日本のあるべき知的財産政策として以下の事項が本推進計画に盛り込まれることが望ましいものと考え、当社意見として提出させて頂ければと存じます。

II 知的財産制度における課題と施策

1. イノベーション創出のための知的財産制度の強化

1-1. 権利の在り方の見直し：排他性への制限

(1) 背景

他国の技術者・研究者と協働するグローバルな研究開発体制を推進していくためには、我が国の知的財産制度がその遂行を妨げるものであってはなりません。我が国がリーダーシップをとるグローバルな協業体制の構築にあたっては、その参入にあたり過度の障壁が存在するものであってはならず、またその技術成果は長期にわたり安全に利用可能となるものでなければならないと考えます。

かかる観点より、旧来からの知的財産権制度が前提としてきた権利の排他的効力については、適切な形で見直す必要があるものと考えます。過度に強度の排他性が知的財産権に付与されることにより、他国とのグローバルな協業による研究開発が抑制されることがあってはならないと考えます。

また、特に今日の高度技術の発展に伴い、IT分野等の市場においては、その市場構造が相互に関連する重層的なものとなっていることから、差止請求権等による権利の行使により深刻な影響を受けやすい特質を有するものとなっています。かかる特質を奇貨として、権利の有効性が必ずしも明確でない知的財産権を投機的に利用し、その実施者から法外な実施の対価を取得しようとする新たなタイプの権利者が出現しつつある状況があります（IP-Centricカンパニーまたはパテントトロール等とも称されます）。

この点、発明等の創作へのインセンティブとして本来付与されている差止請求権の行使が権利保持者に対して無条件に認められることにより、市場における過度の参入障壁またはリスクとなり、我が国の研究開発におけるグローバルな協業体制の進展、ひいては我が国の技術成長戦略が抑制されることがあってはならないものと考えます。

(2) 排他性の制限に関する議論

以上のような問題意識を背景として、権利の排他性への制限については、以下のような施策について議論がなされている状況があります。本推進計画においても、権利の過度の排他性が成長戦略の進展を抑制するものと考えられる分野については、かかる諸施策の検討が積極的に推進されることが望まれます。

(2-1) 短期成果目標(2010年内)：差止請求権への権利濫用法理等の適用

権利の侵害行為に対する差止請求の認容判断において、権利濫用法理等を根拠として、一定の客観的な基準（米国 E-bay 事件 最高裁判例が提示する基準に準ずる認容要件など）に基づいた判断を個別に行うアプローチについて検討が進められるべきとの提言が、特許庁「イノベーション促進に向けた新知財政策」（08年8月）等においてもなされている状況があります。

(2-2) 中期成果目標(2014年迄)：ソフト IP 制度の導入検討

ソフト IP 制度とは、イノベーションをめぐる環境の変化に対応するため、特に環境分野等の技術について導入が提唱されている、差止請求権を必ずしも前提としない新しい柔軟な権利体系として紹介されております。

例えば、欧州特許庁（EPO）においても、07年4月に「未来のシナリオ（Scenarios for the future）」というレポートを発表し、当該シナリオの中でソフト IP 制度が差止請求権を必ずしも前提としない特許制度として紹介され、環境分野等における導入の可能性についての仮想シナリオが描かれております。

このような新たな制度に関する議論を参考として、日本でも差止請求権のあり方についての議論を深めていくべきではないかと考えます。

1-2. 適切な知的財産制度の確保：「特許の質」の維持

(1) 背景

自己の有する権利が信頼性の高いものであることは、各社の事業戦略の策定にあたり極めて重要な前提となっています。また他国の企業・研究機関等と協働するグローバルな研究開発体制を推進していくためにも、不安定な形で存在する第三者の権利によって、我が国が牽引する研究開発並びに事業計画等の進展が妨げられるものであってはなりません。

我が国がリーダーシップをとるグローバルな協業体制の構築にあたっては、高い信頼性・安定性を有する「特許の質」が確保された知的財産制度の確立が不可欠の前提となってくるものと考えます。

すなわち、質の低い特許に排他的な権利が付与される場合には、本来付与されるべきでないクオリティの技術に独占権が与えられることとなります。この場合、本来利用が開放されるべき技術についての企業・研究機関等による利用は困難となり、また、質の低い特許は権利が不安定であることから市場に無用の紛争を招くこととなります。結果として、期待されるあるべきグローバルな協業と研究開発の進展が抑制され、イノベーションの促進が阻害される恐れがあるものと考えます。

この点、米国においてもオバマ米大統領は、その公約にて「次世代のための技術とイノベーション」を目標に掲げ、知的財産については「国際競争力を確保する上で、適時の高品質

質な特許が不可欠」であり、「特許の予見性と明確性を高め、米国のイノベーションを促進する環境を構築する」と明言しております。

かかる提言を受け、米国特許商標庁では、特許審査の質を測定するとともに、付与された特許の質を改善する手続きを目下策定しつつあり、当該手続きの策定にあたり一般公衆からの意見を求めている状況があります。

以上の状況に鑑み、我が国においても「特許の質」を改善するための取り組みが更に積極的に推進されるべきものと考えます。特に我が国においては、民間におけるコミュニティの力を特許審査にも活用するコミュニティ・パテントレビューの取り組みが引き続き推進されるべきと考えます。

(2) 短期・中期成果目標：コミュニティ・パテントレビューへの取り組み

コミュニティ・パテントレビューとは、オープンな特許審査プロセスであり、特許出願の審査の過程における先行文献の収集等に関し、オンラインによる公衆の集合知によって特許庁の審査を支援し、効率的で質の高い審査の実現に資することを目的とします。

米国特許庁においては、既に2007年6月より稼動していたパイロットが成功裏に完了しており、また我が国においても、2008年10月より特許庁における産業財産権制度に関する調査研究の一環としてかかるコミュニティ・パテントレビューに関する最初の試行が実施され、同様に成功裏に完了しております。さらにオーストラリアにおいても現在パイロットが試行中の状況であります。

かかるコミュニティ・パテントレビューへの取り組みは、「特許の質」を確保するための施策の重要な第一歩であり、今後も引き続き積極的に推進されるよう、更なるサポート体制についての提案が本推進計画に盛り込まれることが望ましいものと考えます。

1-3. 市場変化への対応：ライセンス保護

(1) 背景

今日の技術の高度化・複雑化に伴い、グローバルレベルでの水平分業化の流れが進展し、個別事業の分離・統合による企業間での事業再編が頻繁に生じており、これに付随した知的財産権およびライセンスの譲渡等の取引機会も著しく増加しています。

また、グループ会社全体をライセンス対象とした親会社相互間におけるクロスライセンス契約の当事者への適切な保護は、現行制度において必ずしも想定されておらず、登録によるライセンスの保護が十分には実現困難な場合があります。

更に、知的財産の財産的価値が高まるにつれ、知的財産権自体が取引対象として扱われる機会も増加し、このような取引に積極的に関わる企業も増加しつつあります。

以上のように、法が当初想定した状況をはるかに超える規模と複雑さを有する知的財産権に係わる取引が繰り返される現在の状況においては、現行法制度が前提とする登録制度によるライセンス保護では十分な当事者保護を実現することができない状況があるものと考えます。

権利取引時のリスクから、知的財産権のライセンス等をより柔軟に保護し得る新たな制度枠組みの検討が求められているものと考えます。

(2) 短期・中期成果目標：“契約対抗”制度の導入

現行の登録制度が機密開示の恐れ等の観点から一定の限界を有することに鑑み、我が国においても、諸外国における法制に倣い、登録無しにライセンスを保護し得る新たな制度の導入が進められるべきと考えます。

この点、特に米国・ドイツ等における国際的な企業実務の潮流にあわせ、格別の登録無しにライセンスを第三者に対抗することが出来る“契約対抗”制度の導入が検討されるべきと考えます。

特に、我が国の私法体系と親和性の高いドイツにおいては、80年代に政策的観点からライセンスの保護について立法的解決を図っており、我が国においても同様のアプローチによる解決の可能性について積極的な検討が望まれます。

1-4. イノベーション創出のためのその他の施策：新たな産学連携の在り方

我が国の産学における更なるイノベーション創出のため、大学と産業界の間における連携のあり方も、新たな成長戦略構想においては新しい形態に進化する必要があるものと考えます。例えば、2005年に米国で開催された産学イノベーション・サミットでは、IBMを含め企業数社、スタンフォード大学、カーネギーメロン大学、カリフォルニア大学バークレー校など産学のリーダーが産学連携のあり方について議論し、その結果を”Open Collaboration Principles”^{*} というオープンな産学連携に関する方針として発表しています。更に2007年には”Free Participant Use Principles”の枠組みによる産学連携方針が発表されました。^h

具体的には、前者においては、参加者のみならず広く第三者に対してOSSや標準の形で無償にて研究成果に係る知的財産がライセンスされることが予定され、一方、後者においては、参加者間では無償で知的財産がライセンスされ、第三者に対しては非差別かつ合理的な条件の下で無償または有償にてライセンスがなされる枠組みが予定されております。

今後の産学連携プロジェクトにおいては、参加当事者間の個別契約にて研究成果が囲い込まれる従来の枠組みのみならず、上記のように参加当事者および第三者に対して適切な形で知的財産がライセンスされることにより、研究成果の活発な相互利用を可能とするオープンな新たな枠組みも採用され、関連分野における更なるイノベーションが促進されることが期待されます。

産学におけるイノベーションを推進するため、我が国においても産学連携に関するオープンな新たな枠組みの議論が行われ、更なる協業が実現されることが望まれます。

^{*} <https://www.ibm.com/developerworks/university/collaborativeresearch/models.html>

2. 環境分野等の技術革新を促進する施策

2-1. 知的財産のオープンな活用：ライセンス・オブ・ライト制度、特許コモンズ

(1) 背景

障壁の少ないグローバルな研究開発体制を構築していくためには、権利に強力な排他的効力を付与する我が国の知的財産制度が技術革新の阻害要因となり、その発展をさまたげるものであってはなりません。

また、我が国の「新成長戦略」の一つとして掲げられている環境技術の分野においては、経済と環境の両立による世界と日本の成長の原動力となる“グリーンイノベーション”の推進が提案されております。これを推進する観点からも、環境分野等における知的財産権の確実な取得・保護とその積極的な活用が、プロプライエタリとオープンなバランスを適切に調和させた形態にて実現され、最も効率的にイノベーションを推進する政策として実行されなければなりません。

この点、知的財産権のオープンな活用を推進し、環境分野を含めた各分野での協業を促進するための諸施策が議論されており、以下のような取り組みが行われている状況があります。

(2) オープンな活用のための新たな制度

(2-1) 短期・中期成果目標：ライセンス・オブ・ライト制度

環境分野等における権利のオープンな活用へのインセンティブをもたらす制度のひとつとして、ライセンス・オブ・ライト制度が検討されている状況があります。ライセンス・オブ・ライト制度とは、特許権者又は特許出願人が、第三者に実施許諾を許可する用意があることを予め宣言することによって、①権利者には、自己の技術成果を広く社会に普及させることが可能となるメリットがあるとともに、特許料が減額されるメリットも享受し得ることとなる一方、②第三者には、差止めのリスクを負うことなく特許発明を利用することが可能となるメリットがある制度とされます。本制度を採用している主要国としては、英国やドイツがあげられます。

かかる制度が積極的に活用されることにより、権利を実施する者がある場合、権利者は実施行為の差止請求を行うのではなく、むしろ権利を積極的にオープンに活用することを選択するインセンティブを有することとなります。特に環境分野のように技術が複合的な分野においては、権利の活用による技術の普及や協業の促進を通じて、同分野におけるイノベーションが推進されることが期待されます。

近年、我が国においてもこのようなライセンス・オブ・ライト制度の導入に対するニーズが高まっていると言われており、特許庁年報においても、その概要・国内ニーズ調査の結果について検討がなされています。

(2-2) 短期・中期成果目標：特許コモンズへの取り組み

また現行の特許制度の枠組みにおいても、環境分野等におけるイノベーションの促進のために特許を自主的に開放する取り組みとして、特許コモンズが活用されている状況があります。

特許コモンズとは、権利者が特許権を保持しつつ、一定の条件のもと、広く第三者に無償で特許発明の実施を認める仕組みであり、特許プール等とは異なるアプローチで社会のイノベーションを促進するインフラとなり得るものとされます。特に一定の分野（環境、オープンスタンダード、ヘルスケア、教育等）において、特許コモンズは社会に貢献しつつあります。

かかる特許開放により、技術開発の現場においては開放された技術を自由に利用した協業が行われ、当該協業により実現された基盤技術を元に、様々な新たな応用技術または準拠製品を開発していくことが可能となります。一方、特許を開放した企業等は、社会において応用技術または準拠製品が普及していくことにより、結果としてそこにビジネス・チャンスを得ることができます。

このような特許コモンズについては、その取り組みが更に促進されるインセンティブとして、コモンズに供された特許の維持費（特許料）を減免する制度の導入等、政府によるコモンズ推進に向けた施策が積極的に検討されることが期待されます。

例) エコ・パテントコモンズ

特許コモンズへの取り組みの一例として、WBCSD（The World Business Council for Sustainable Development：持続可能な開発のための世界経済人会議）が主催し、IBM、ノキア、ピツニーボウズおよびソニーが参画して2008年1月に設立されたエコ・パテントコモンズには、各社より環境保護に貢献する特許が開放され、これを共用資産として活用するイニシアチブへの取り組みが行われています。

なお、かかるエコ・パテントコモンズへの取り組みに対しては、日本政府が保有する特許のコモンズへの開放を検討することが望まれるものであり、これが困難な場合にも、少なくとも政府保有の特許へのアクセスが低廉な実施料の支払いのみにて可能となるシステムの構築が望まれます。

2-2. 堅牢な知的財産制度の維持

(1) 背景

上記のとおり、環境分野等におけるオープンなイノベーションが推進され、技術の革新と

活用が進められることは、検討が求められる今後の重要な課題となりますが、一方、堅牢な知的財産制度の下で知的財産を適正に保護する従来からの枠組みが維持されることも依然として重要な前提条件であると考えます。

この点、先進国と途上国の間の技術格差・経済格差等を背景に、一部の諸外国においては、環境分野等の特定分野における技術に付与される特許については、他の分野の技術に付与される特許に比して、より積極的に強制実施権の設定を行うこと等を求める主張がなされております。

しかしながら、①現行の堅牢な知的財産制度による新規技術への排他的権利の付与は、環境分野等の技術分野においても、依然として産業界において新たな技術革新を促すために不可欠なインセンティブの源泉であり、また②かかる特定分野に限定した特許の差別的な取り扱い、国際的にも Trips 協定における産業分野による差別的取り扱いの禁止等（27条、31条等）の規則に抵触するおそれがあります。

また、③現政権における意欲的な二酸化炭素排出量削減目標を達成するためには、政府系機関、学術機関、並びに産業界が共同して、環境分野における大規模な資本の投下を行い、同分野での飛躍的な技術革新を実現することが不可欠と考えます。かかる大規模投資と技術革新のインセンティブを産業界サイドにて維持するためにも、現行の堅牢な知的財産制度の枠組みは維持される必要があるものと考えます。

（２）短期・中期成果目標：現行制度の維持・Trips 協定の遵守

以上の観点から、我が国は、環境分野等の技術に関するものといえども、Trips 協定等の国際的な取り決めを遵守し、堅牢な知的財産制度の下で知的財産を適正に保護する現行の枠組みが適切に維持されるべきことを強く主張し、他国とも連携してイニシアチブを発揮していくべきと考えます。

現行知的財産制度の枠組みにおけるインセンティブを維持しつつ、権利者の裁量による自主的な取り組みによる権利の活用が実現されてこそ、真にオープンとプロプライエタリのバランスのとれたイノベーションの推進が適切な形で実現されるものと考えます。

以上

新たな「知的財産推進計画（仮称）」策定に関する意見書

社団法人 日本レコード協会

1. インターネット上の著作権侵害対策の強化

(1) 著作権侵害を防止する技術的対策の推進

当協会では、携帯電話向け違法音楽配信の根絶のため、関係省庁との連携の下、昨年9月に「違法音楽配信対策協議会」を設立し、携帯電話事業者、他の音楽権利者団体等の参加を得て、実効性の高い技術的対策の検討を始めている。具体的には、携帯電話端末に違法音楽ファイルを識別する技術を導入し、端末での利用を制限するなどの対策を検討中である。

インターネット上の違法な著作物流通を根絶するため、関係省庁は、技術的対策の検討を推進する関係者の取り組みを支援し、実効性のある対策に必要な制度上の措置を講じるべきである。

(2) 一定のインターネット・サービス・プロバイダ（ISP）に対する著作権侵害防止義務の導入

違法な音楽ファイルは日々大量にアップロードされており、その手口も巧妙化しているのが実態である。当協会では、携帯電話向けサイトで提供されている違法な音楽ファイルを探索し、2006年から累計で約23万件的削除要請を実施している。しかしながら、大量の違法ファイルを権利者が網羅的に発見し対策を講じることが既に限界に達していること、また違法ファイルの事後的な削除だけでは侵害の減少には繋がらず、現状では権利保護の実効性を欠いているといわざるを得ない。

一方、こうした侵害コンテンツが蔵置される場を提供するISPは、自らが管理するサーバーに蔵置されるコンテンツの自主的な監視を行う等の措置を講じることにより、侵害行為の防止または迅速な権利侵害状態の解消を図ることが可能な立場にある。

従って、一定のISPに対し、著作権侵害行為を防止する措置を講じることが義務付け、この義務の履行を「プロバイダ責任制限法」による免責を受ける要件とするよう制度の見直しを行うべきである。

(3) 「プロバイダ責任制限法」に定める発信者情報開示請求手続きの改善

当協会は、音楽ファイルを違法にアップロードしている発信者の情報開示請求を2005年から実施しており、自発的な開示または訴訟による開示によって得られた情報に基づく交渉により、これまでに計17名のユーザーとの間で損害賠償金支払いで合意している。しかし、発信者情報の開示請求から最終的に開示が得られるまでに半年かかる事例もあり、また、訴訟による開示を求める場合には権利行使

のための証拠保全の対応が必要になる等、権利侵害者の特定に相当の手間とコストを要している。従って、「プロバイダ責任制限法」に定める発信者情報開示請求手続きの簡素化を図るべきである。具体的には、以下の2点について改善を求める。

- ① 発信者情報の開示請求に対する ISP の回答期限を法定する（請求から6週間以内の開示が望ましい）。
- ② 発信者情報の開示に応じない場合のプロバイダ責任の免責条件（プロバイダ責任制限法第4条第4項）を見直し、現行の「故意・重過失がない場合」から「故意・過失がない場合」に変更する。

（4）適法配信識別マークの普及支援

当協会は、2008年2月より、ユーザーが安心して配信コンテンツを利用できる環境を提供するための識別マーク（「エルマーク®」）の導入を開始し、レコード会社との契約による正規のレコード（CD）音源や音楽ビデオなどの配信サイト（携帯電話向けおよびパソコン向け）への表示を進めており、昨年3月からは映画などの映像配信サイトにおいて表示を開始し、現在225社、1,199の音楽・映像配信サイトにおける対応が広がっている。関係省庁は、この「エルマーク®」のユーザーへ更なる周知と普及に必要な支援をすべきである。

（5）法定賠償制度の創設

被害者が権利侵害の事実を立証した場合には、具体的損害額を立証しなくても、一定の法定額を損害賠償額として請求することができる制度（法定賠償制度）を創設すべきである。

インターネットを利用した著作権等の侵害においては、損害額の算定に必要な侵害回数を立証することが困難な場合が多く、権利者の救済が必ずしも適切には図られていない。

（6）侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトへの対応強化

侵害コンテンツへ誘導するリンク情報等の提供行為を差止請求の対象になることとし、このようなサービスを提供する ISP は権利者からの削除要請に応じる義務があることを明確化する必要がある。

携帯電話向けサイトまたはインターネットサイトにおいて、動画投稿サイトやオンラインストレージサービス等で提供される侵害コンテンツを一覧にして、それら侵害コンテンツへのリンクとともに利用者に情報を提供する「リンクサイト」や「ランキングサイト」が存在している。こうしたサイトは、侵害コンテンツを蔵置する場を提供するサービスではないが、インターネット上の膨大な情報の中から利用者が容易に侵害コンテンツを探し出しダウンロードすることを可能とす

るサービスであり、今般の著作権法改正（違法配信からの録音・録画を違法とする第30条改正）を踏まえると、著作権・著作隣接権侵害行為を誘引・助長するものと考えられる。

（7）悪質行為者に対するアカウント停止措置等の制度化

ファイル交換ソフトによる権利侵害のケースでは、権利者は、侵害コンテンツを蔵置するISPが存在しないため違法ファイルの削除要請を行うことが不可能であり、また、発信者に関する情報開示を経ずして違法行為者に注意喚起・警告等を直接行うことができない。従って、ISPが違法行為を行う利用者に対して直接的に注意喚起・警告等を行った結果、一定回数の警告にも関わらず権利侵害を繰り返す利用者に対しては接続アカウントを停止する等の措置を講じることが、実効性の高い侵害防止措置になるものと考えられる。既に同様の制度を導入したフランス、韓国、台湾などを参考に、日本においても実行性の高い制度を導入するために、早急に法制化を検討すべきである。

2. 「クリエイターのコンテンツ制作支援」および「ユーザーにコンテンツを伝達する者に対する適切な利益還元」

（1）私的録音録画補償金制度の見直し

技術の発達等による私的録音録画実態の変化にあわせて私的録音録画補償金制度が見直されていないため、権利者の経済的な不利益が拡大している。速やかに私的録音録画の実態にあわせた制度の見直しが必要である。

（2）レコード放送権の創設

デジタル技術の発達や規制緩和等を背景とした多様な放送事業者の出現により、著作権法における放送事業者とレコード製作者との関係を見直すべき時期に来ている。特に、語りをはさむこともなく音楽CDの再生をそのまま繰り返すような放送又は有線放送は、レコード製作者の行うCD販売や音楽配信ビジネスと競合するおそれがある。従って、商業用レコードを用いた「専ら音楽の提供を目的とする放送または有線放送」に対し、レコード製作者が合理的な条件を付すことができるようレコード製作者の権利を報酬請求権（二次使用料請求権）から許諾権（レコード放送権）に変更すべきである。

（3）商業用レコードの業務上の利用からレコード製作者へ適正な対価が還元される制度の創設

公衆に聴かせるための商業用レコードの利用については、既に世界124カ国（OECD加盟30カ国中27カ国）において、レコード製作者・実演家に報酬請求権ないし許諾権が付与され適正な対価が還元されている。わが国においても、権利

保護の国際的調和を図るべきである。

(4) レコード保護期間の延長

現行著作権法では、楽曲の著作権が作者の生存中および死後 50 年間保護されるのに対し、レコードの保護期間は発行後 50 年間で終了する。国際的には、既に 30 カ国が 50 年を超えるレコードの保護期間を採用しており、レコード売上世界第二位のわが国も、映画の著作物の保護期間（公表後 70 年）やレコード売上世界第一位のアメリカの保護期間（発行後 95 年）などを参考にしながら、レコードの保護期間を延長するべきである。

3. 著作権教育の一層の充実

当協会の 2008 年調査によると、携帯電話利用者の 83%が違法サイトを認知し、37%が利用しており、特に 10 代の利用率が極めて高い（12-15 歳では 64%、16-19 歳では 57%が利用）という結果が出ている。

知的財産権侵害が窃盗と同じ「犯罪」であること、知的財産権侵害を行うことによりクリエイターに適正な対価が還元されなくなり新たな著作物等の創造ができなくなることなど、若年層に対し著作権についての基本的な教育を行うことにより、著作権意識と規範遵守意識の向上を促し、正規コンテンツの利用へと誘導するために効果的な啓発活動を実施することが極めて重要である。

関係省庁は、若年層への著作権教育の充実に一層取り組むべきである。

4. 日本音楽コンテンツの海外向けライセンスアウト促進

日本の音楽産業が発展するためには、1 億 2 千万人の国内市場にとどまらず、可能性のある海外市場を開拓していくことが必須となる。

そのためには、日本の優良な音楽コンテンツの海外ライセンスを増大させることと、ライセンスしたコンテンツを実ビジネスに結びつけるため、海外のユーザーが日本の音楽コンテンツに触れる機会を増大させ成功例を積み重ねることが必要となる。

一方、海外における音楽ビジネス拡大のネックとなっている海賊版対策および海外諸国の諸参入障壁の撤廃も並行して実行していく必要がある。

これらはいずれも、音楽業界が更に努力することが前提となるが、自助努力だけでは達成できない課題（海外諸国の政策に起因する課題、国の支援を受けている海外の音楽業界との競合上必要とされる課題等）も多く、下記（1）、（2）の取り組みに対する政府および関係省庁は必要な支援をすべきである。

(1) C o - F e s t a ～ T A M の 継 続 ・ 発 展

Co-Festa の公式イベントとしてこれまで 3 回行ってきた東京アジアミュージック

クマーケット（TAM）は、回を重ねるごとに実績を上げてきており、今や音楽コンテンツのライセンスアウト推進の柱となってきている。

現在、第3回 TAM でスタートした商談が進行中であり、過去2回の実績を上回る結果が期待されている。音楽業界では、次年度の TAM で更に実ビジネスの成果を挙げるべく検討に入っており、是非この流れを継続・発展させるため、引き続き TAM への支援を求めたい。

（参考：第1回～第3回 TAM 報告）

	第1回(2007年)	第2回(2008年)	第3回(2009年)
招待国数	8カ国(アジア8)	12カ国(欧米5、アジア7)	12カ国(欧米7、アジア5)
招待者数	39名(アジア39)	49名(欧米19、アジア30)	49名(欧米26、アジア23)
日本側参加社数	16社	21社	22社
成約件数	21件	55件	進行中
備考		①対象地域をアジアから欧米まで拡大 ②配信のライセンス商談開始	①TIFFCOMとの連携 ②webによる事前の情報提供と通年の最新情報提供 ③仏Japan EXPO.での招聘活動

（2）政府および在外公館による支援強化

日本市場に対して積極的にアプローチしている諸外国（カナダ・フランス・イギリス・フィンランド・韓国）は、在日大使館内に時刻の音楽コンテンツに通暁した人材配置し、日本の業界関係者と連絡を密に取り、また、各国の政府系団体と連携して自国の音楽コンテンツの売り込みを行っている。

日本も各国大使館内に広報文化部があり文化担当者を配置しているが、各国に比較して、機能・活動に大きな違いがある。また、大きなポイントとしては、省庁を横断した司令塔機関の創設が望まれる。

なお、具体的な要望は以下のとおりである。

- ① 主要海外諸国の大使館内に音楽専門担当者を置き、各国の音楽関係者とライセンスアウトに意欲的な日本の音楽レーベルとの関係強化の促進。
- ② 英、仏、韓の各政府機関のように、コンテンツのライセンスアウトのため、既存の省庁を横断した機関の創設。更に、この機関を通じて海外ビジネス拡大を図るほか、各国の海賊版違法対策、参入障壁の除去に向けた相手国政府への働きかけ。
- ③ 韓国と同様海外主要国にオールジャパンコンテンツの情報センターを設置。
なお、現在音楽業界では、北京、上海、ソウル及び済州島に日本音楽情報センターを設置し、日本音楽の普及・促進を図っている。そのうち上海、ソウルは

在外公館内にショウケースを設けているが、運営時間の制約、身分証明書の提示など利用者の利便性に問題があるため、独立した施設が望ましい。

- ④現在 CODA で行っている中国における違法対策を強化の支援
中国において駐在事務所と駐在員を置く必要がある。

(参考－各国の在日政府系機関とその機能)

国名	在日公館の機能と活動	本部組織
カナダ	①大使館内に文化担当官(音楽)を設置 ②大使館内にイベントホールを設置し、毎年カナダのアーティストを複数来日させ、商談用コンサートを実施	
フランス	①仏政府公式機関で、仏語学校、仏文化センターである日仏学院内に bureau export を設置。 ②bureau export は同センター内の施設(ホール、レストラン)を利用し、毎年音楽見本市を開催。	bureau export は官民による運営で、本国に本部を設置 (出先機関は日本の他、米、英、独、西、伯に設置)
イギリス	①クリエイティブ・消費財、サービスの担当官を設置 ②担当官は日本の各音楽レーベル担当者に英国音楽のプロモーションを実施。	①本国に外務省、経産省共管の貿易・対英投資部を設置 ②英国レコード協会と貿易・対英投資部が各国で音楽見本市を共催。これに英国大使館が協力。
フィンランド	①フィンランドセンター(研究・高等教育・文化面における日本との相互協力を推進する機関)文化・コミュニケーション担当を設置 ②MUSEX と連携し、各国で商談会を実施	Music Export Finland(MUSEX)は民間団体で、同国音楽の輸出、マーケティングを行う。
韓国	①KOCCA(韓国文化コンテンツ振興院)日本事務所開設 ②定期的に音楽、ドラマ等韓国コンテンツのイベント開催	①KOCCA は文化観光部の外郭団体 (海外事務所は日本の他 米、英、中に設置) ②韓国著作権委員会(中、タイ)

以上

平成21年9月29日

内閣総理大臣
鳩山 由紀夫 殿

日本弁理士政治連盟
会長 古谷 史旺

地球温暖化対策に関する提言

1. はじめに

人類の存続の基盤を揺るがす地球の温暖化を防ぐために温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）の削減が必要なことは今更いうまでもない。民主党は、マニフェストにおいて、2020年までに、1990年における温室効果ガスの排出量に25%の割合を乗じて計算した量を超える量を削減することを公約した。だが、この数値目標の実現には、経済的にも技術的にも容易な目標ではなく、「産業界に厳しくするだけでは実効があがらない」との批判も根強い。

とりわけ、エネルギー消費型産業、中小企業等にとっては厳しい目標であることに変わりはなく、昨年来からの景気後退を考えると、日本の経済活動、産業構造等に与える影響は無視できないどころか極めて大きい。これらの影響を少なくして、豊かな国民生活の実現を確保しつつ温室効果ガスの排出削減の目標を達成するためには、官民挙げての技術革新で解決する以外にはない。即ち、温室効果ガスの削減目標の達成と経済成長は、二律背反ではないのである。

幸いなことに、現在の日本の省エネルギー、省資源技術は、世界的に見ても高い技術を保っている。更にこれに加えて、太陽光、風力、バイオマス等の新エネルギーの開発に集中的、計画的な投資を行うことにより、より一層技術革新を加速すれば、温室効果ガスの削減と経済成長の両方の目標を達成可能である。これが実現できた後には、日本は世界の模範となる世界最先端の省エネルギー、省資源社会を実現でき、しかも新たな産業の創出、雇用の拡大等の起爆剤となる。更に、これらの研究開発、実施で得られた知的財産は、日本国民を豊かにするだけでなく、世界中に普及すれば、地球環境の保全と共に人類の生存基盤を盤石にすることができる。

2. 地球温暖化対策基本法の創設

民主党が提案した地球温暖化対策基本法では、「地球温暖化対策基本法を制定し、2020年までに1990年比25%、長期的には2050年までのできるだけ早い時期に60%超の温室効果ガス排出量削減を実現します。」とされている。この草案は、総論としては、よく考えられている政策であるが、とりわけ予想される経済活動、産業構造等に与える負の影響については、財界を中心に否定的な意見があるので、十分検討していく必要がある。

民主党は、具体的な政策としては、

「(1)中・長期目標の設定(2)国内排出量取引市場の創設(3)再生可能エネルギー導入の強力な推進(4)地球温暖化対策税の導入(5)省エネルギーの徹底(6)森林吸収源対策の推進(7)環境技術開発(8)環境外交の促進(9)脱フロンさらなる推進(10)CO₂の「見える

化」の推進(11)都市過熱化防止——等の措置を講じます。これにより、地球環境・生態系の保全、新たな産業の創出、就業機会の拡大など環境と経済発展の両立を図ります。」としている。

下記の理由から早急に民主党が提案した地球温暖化対策基本法の制定が望まれる。

3. 新エネルギー（別紙参照）は地方が有利

新エネルギー（太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス、太陽熱、水素等）は、古くから世界中で研究開発がなされており、その開発等の成果（知的財産）も膨大とって良い。商業的にはともかくほぼ技術的には、実用化できる段階といえる。今まで、その大半はコスト的に石油等の安い燃料の存在で、普及していないものである。これが普及するか否かは、政策の選択の問題であるとも言える。

太陽電池等の分野では、世界的にメーカー間の開発競争が繰り広げられている産業分野もあるが、これらの新エネルギーは、一般に自然と関係が深く自然が豊かな地方と密接な関係があり、この開発に成功すれば疲弊している地方経済を活性化できる起爆剤となりうる。例えば、日本古来より整備されている里山（薪、木炭、堆肥等の生産）、稲作のインフラをそのまま使って、休耕田にアルコールを生産するための超多収穫米を植える、里山の木々を使ったエタノールの生産が可能である。

既に日本の一部の地域では、間伐材等の木材資源から新燃料の生産も商業ベースで行われている。しかしながら、これらの個々の技術が完成し、又は個々の地域で普及しても、全国的には普及していない。この要因の一つは、日本が伝統的に弱いとされている、官庁の縦割り行政も絡んで、総合的なシステムの構築技術が弱いためと考えられる。例えば、間伐材等の木材資源から作られた新燃料は、山間部等のコスト的に好条件の地域のみしか普及していないが、治水対策、水資源の確保、木材資源の整備等の総合的な利用を前提に、その地域の特性に適合した利用方法、システムを構築すれば、全国的にかつ商業的にも十分に採算が取れるものである。超多収穫米からのエタノール生産も同様に、アルコールを製造した廃棄物である米粕、ワラも含めて畜産用のエサとして肉牛の生産等も含めて複合的に利用すれば、日本でもコスト的にも十分に成立するという試算もある。風力、地熱、水力、バイオマス等も同様である。

これらの研究開発、及び生産の担い手は、新エネルギーの分布密度が薄い（単位面積）ことから、その地域に合致した地道で小規模の開発が必要であり、大手企業ではなく、地域に根ざしている地方の地場の中小企業、森林組合、米作生産組織等が最適であり、効率的である。国、地方自治体は、人材の育成、技術・経営上の助言、市場を提供するだけで良い。実際の技術の実用化、実施には、無数の中小企業者等の創意工夫が活かされて実現するものであり、これらの技術、システムを効果的に保護、育成する必要がある。

しかしながら、担い手の規模が小さいこと等から政府、自治体等の調達には優先して採用する制度、また、改良的な小技術が多いことから、単に従来の特許制度のみでは十分に保護は難しいので、新しい保護制度を創設も視野に入れて検討しなければならない。

4. 省エネルギー、省資源（別紙参照）の推進

産業分野、又は家庭によっては、新たに新エネルギーを導入せずとも、省エネルギー、省資源を遂行するだけで達成できる。即ち、小規模の事業所、一般住宅では、設備等を省エネルギー、省資源のシステムのための改造・改良、生活スタイルを変更するだけでも目標の達成は可能である。例えば、近年国民の住宅は、輸入木材、新建材、コンクリートが多く使われており、伝統的な木造家屋が減少している。国土の大半が山岳地帯で多く森林資源に恵まれた我が国としては、国土の有効利用という点からも好ましいことではない。木材資源の有効活用は、二酸化炭素を吸収しストックする、炭素フリーという意味からも必須の課題である。また、近年まで家庭の主なエネルギー源であった薪等の生産として使用された里山等の有効利用も図るべきである。

また、産業分野によっては、全く新しいアプローチも模索すべきである。例えば、エネルギー多消費型と言われている高炉では、省エネルギーの努力は行われているが、高炉を使用しない新製鉄法等の研究開発も着手すべきである。また、輸送用機械の分野では、自動車のハイブリッド化、電気自動車の推進、鉄道の推進等も重要である。更には、各家庭の排出量も累積すると大きい。このようにあらゆる産業分野、又は家庭で、省エネルギー、省資源を進めるには、政策として、努力した企業、又は家庭が報われるインセンティブを与える制度を導入することが好ましい。

新エネルギーの開発と同様に、省エネルギー、省資源技術の実用化、実施には、大手企業は勿論であるが、無数の中小企業者等の創意工夫が活かされて実現するものであり、これらの技術、システムを効果的に知的財産として保護するだけでなく、特に優れた技術を開発し知的財産を構築した企業は勿論であるが各家庭に対して、税制、融資、助成金等により優遇する等の思い切った政策を行う必要がある。これにより、新たな産業の創出、就業機会の拡大等を加速することができる。

5. 地球温暖化対策技術を外交戦略に活用

前述した地球温暖化対策に関係する開発技術は、製品化されて普及して初めて技術革新に成功したことになるが、この普及にはデファクトスタンダードも含めて戦略的に世界の標準技術となるように取り組む必要がある。過去のハイビジョン、トロン、携帯電話等に代表されるように、世界初の革新的な技術であっても国家的な戦略がない限り日本国内にとどまり世界的に普及することはない。

前述したように、日本で開発された技術は、知的財産権として世界中で権利化すると同時に、国家として戦略的に世界の技術標準（デファクトスタンダードも含む）となるように、ISO等の国際機関を通して、又は競合する複数の日本企業を組織して、積極的に戦略を構築すべきである。このためには、国際的な視点で技術標準を担う人材の養成は最も重要である。国際標準となった日本の地球温暖化技術に係る技術、製品、システムは、途上国を含めて世界中に普及することになるであろう。ただし、開発された生産技術等のような技能、データ等のノウハウに関する知的財産は、国家として厳重に管理し、国外に出ないような法整備を含めた施策をすべきである。

以上のように、これらの開発技術は、地球温暖化対策に関係する開発技術は、日本経済を萎縮させるものではなく、チャンスであり、かつ日本国民を豊かにするだけでなく、途上国への技術供与を含めて、日本の外交戦略の平和的な手段として、十分に寄与でき

るものである。

6. 地球温暖化対策税の創設

地球温暖化対策に関連する特別会計として、エネルギー対策特別会計等があるが、この既存の特別会計を含めて総合的に見直して、民主党が提案されている「地球温暖化対策税の創設」を検討すべきである。この税の歳出は、前述した新エネルギー、省エネルギー、省資源のための研究開発、普及を中心に、地方を中心として中小企業を中心とした対策に限るべきである。この政策の実現により、結果として、この研究開発そのものが景気対策となり、かつ前述したように地域経済の活性、産業構造の活性を図ることができる。

7. 地球温暖化対策技術、技術標準及び知的財産

民主党の地球温暖化対策基本法では、内閣総理大臣を本部長として、地球温暖化対策本部を設置されるが、この中に知的財産を日本国の平和的な外交戦略の武器として使用すべきである。近年、新幹線、OS（トロン）、ハイビジョン規格、携帯電話、公害防止関連技術等、日本の技術は最先端技術であっても、国家としての戦略不足で、ディファクトスタンダード、標準化等で国際的な駆け引きで負け、大きな市場を失う結果になっている。

日本国民の膨大な努力で実用化され、開発される無数の地球温暖化対策技術は、国民の財産であり、我々の子供達への遺産でもある。これを平和的な外交の武器として、使わない選択枝はない。伝えられるところによると、日本が過去に世界に誇った液晶技術、プラズマ技術等は、その投資は回収されることなく、模倣され日本の産業の空洞化を招いている。また、ヨーロッパを中心とする世界標準戦略に後れを取り、ほとんどの標準化技術は欧米発であり、実質的に市場からも閉め出される事態も多い。

米国には企業や研究機関の機密情報や研究試料の無断コピー、許可なく持ち出すことを禁じる所謂、「経済スパイ法」があるが、日本も地球温暖化対策で生じた重要な技術は、特許、ノウハウ等として保護し、この技術は直接、間接を問わず、ODA対策、中国等のように地球温暖化対策に慎重な国への平和的な外交の武器として使うべきである。これは、民主党が唱える環境外交の促進にも直結する。これには、国家的に重要な環境技術を保護し、戦略的に使うには、日本版の経済スパイ法も視野に入れた、保護策を検討すべきである。

以上の理由から、地球温暖化対策本部には、国内の地方、中小企業対策のために国家戦略として知的財産部門を設置し、多数の専門家も配置すべきである。

8. まとめ

以上説明した点を箇条書きすると以下のように要約できる。

(1) 温室効果ガスの削減目標の達成と経済成長は、二律背反ではなく、技術革新で克服できる。

(2) 民主党が提案していた地球温暖化対策基本法を制定すべきである。

(3) 新エネルギーの開発、普及は、日本に新たな産業、雇用創出のためのキーテク

ノロジーを生み、特にその性質上、地方にその波及効果が大きい。

(4) 新エネルギーの開発の担い手は、地方を中心として中小企業の役割が重要であり、これらの助成、優遇策と共に、新たな知的財産の保護も検討すべきである。

(5) 温室効果ガスの削減目標の達成は、省エネ、省資源技術が重要であり、日本は既存の省エネ、省資源技術のみで、産業分野によってはこれをシステム化するだけでも達成できる。

(6) 地球温暖化防止技術の開発には、相当の費用負担が予想されるので、その新たな財源措置も検討する必要がある。

(7) 開発された日本初の技術の国際的な普及には、国際標準化するための国家戦略が欠かせない。

(8) 開発された知的財産は、発展途上国等への技術供与を含めて今後の日本の外交戦略の手段として有効である。

(9) 日本開発された知的財産を有効に活用し、貴重な技術の流出を防ぐために新規立法を含めた新たな保護、育成のための政策が必要である。

(10) 内閣総理大臣を本部長とした地球温暖化対策本部を立ち上げ、上記戦略を含めた政策を推し進めるべきである。

地球温暖化防止技術開発課題の例

1. 新エネルギーの開発

(1) 太陽光

効率（15%）の良い太陽電池、低コストの太陽電池（例えば、屋根へ塗装するだけのもの）、ソーラーカー、野菜等のハウス栽培への適用、発電エネルギーの有効利用

(2) 風力

小型高性能の風力発電、直接温水する風車、太陽電池等とのハイブリッド化、超大型風車、ハウス栽培への適用

(3) 地熱

家庭用の地熱の利用した簡易空調システムの開発、火山地帯での小規模発電システム、マグマ発電システム、野菜等のハウス栽培への適用

(4) 水力

小川・農業用水路等の小水力発電、植林等による緑のダムによる水力の回復

(5) バイオマス

間伐材等を利用した新燃料、里山の利用技術（薪、木炭、堆肥）、家畜の糞によるメタンガスの利用、休耕田での稲作によるエタノール生産、サトウキビ等バイオ原料からのエタノール生産、農産廃棄物の資源化、都市下水の有機物の利用、食品廃棄物の飼料等への再利用、超多収穫米の開発

(6) その他のエネルギー

水素の大量生産、潮力発電、海洋温度差発電、燃料電池

2. 省資源、省エネルギー

(1) 輸送用機械

自動車の軽量化のための新素材・複合材、鉄道輸送の推進、省エネ航空機、省エネ船舶、新交通システムの推進、電気自動車、ハイブリッドカー、水素自動車、船用機関の高効率化

(2) 民生部門

省エネルギーシステム（ソフト）、木材住宅の低コスト化、断熱材の開発、ビルの緑化、セメント製造の省エネルギー、バイオプラ等の自然素材の利用、家電の省エネ化、オフィス機器の省エネ化、ICの省エネ化

(3) 産業機器

火力発電所の高効率化、高効率ガスタービン、高温流体による直接発電、土木機械のハイブリッド化

(4) 素材産業

製鉄所の省エネ化、溶鉱炉を使わない製鉄

3. 原子力発電等

地震、テロ等からの安全性の確保、老朽化対策、廃棄物の安全な処理・保管、原子力発電の深夜電力利用（蓄電池への充電、水素の製造）、核融合、高速増殖炉、海水からのウラン等の生産

地球温暖化対策による効果

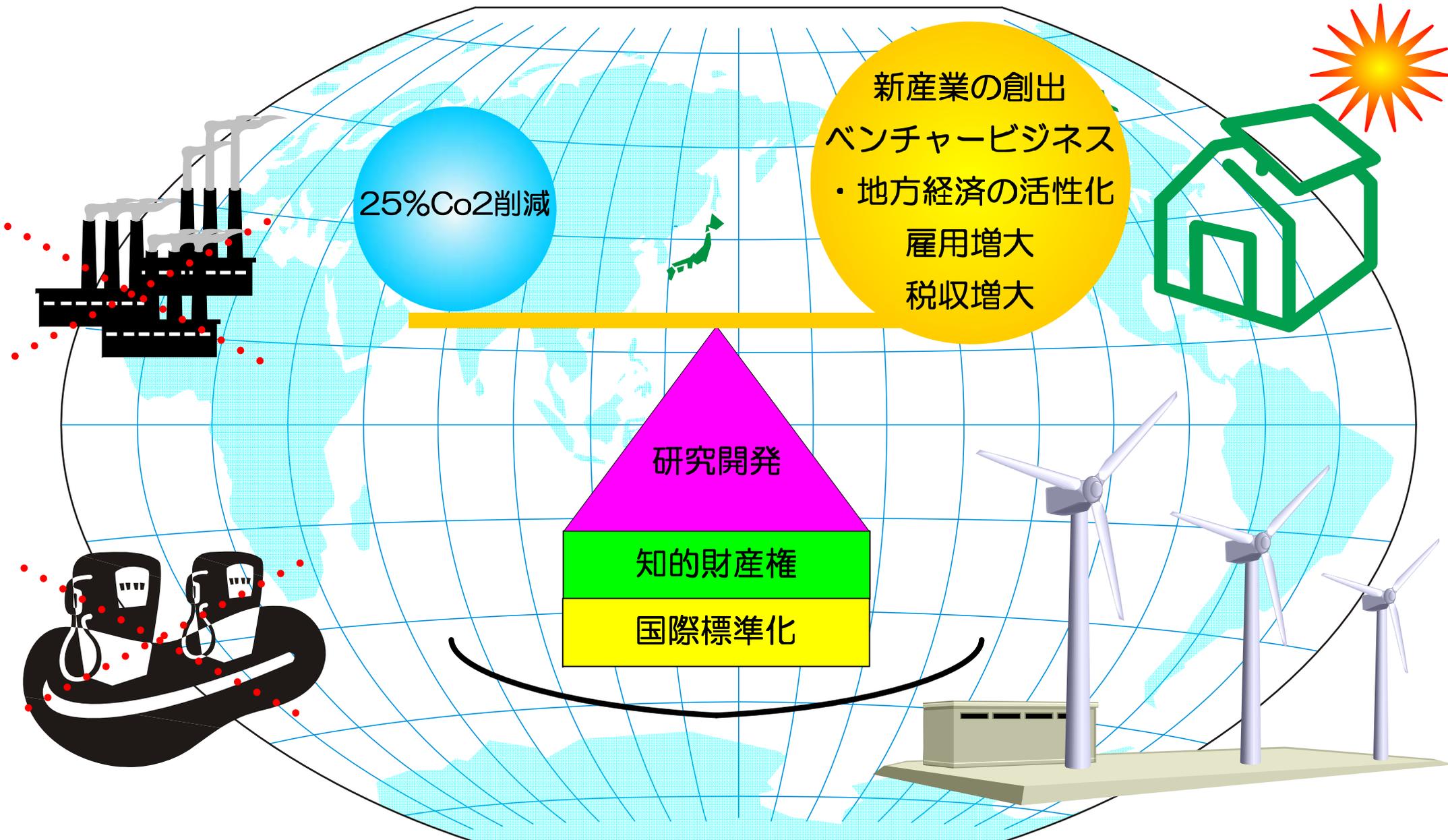
25%Co2削減

新産業の創出
ベンチャービジネス
・地方経済の活性化
雇用増大
税収増大

研究開発

知的財産権

国際標準化



ロージナ茶会

新たな「知的財産推進計画（仮称）」の策定に向けて、ロージナ茶会は以下を提案する。

● 提案要旨

文化政策、知的財産制度、物流政策、通信・放送政策全域において、現在の情報流通に係るとみられる全ての規制・障害を洗い出し、合理的な立証が存在しない規制・障害については、撤廃・除去すべきである。また、著作権について登録制度を構築し、より権利の管理を効率化すべきである。さらに、海外展開策としてそのための情報を収集する機関の創設や、新たな特区を設定して活用を図る等を行うべきである。

● 提案本文

0. 目標

知的財産戦略の目標として、「国民全体の創作能力、創作活力、批評能力の抜本的な底上げを通じての、優れた创作者の現れやすい環境整備と奨励」を掲げる。この目標は、議会制民主主義と自由市場経済を是とする日本国を支える国民の資質として望ましいものであり、公益を本旨とする政府の政策目標として適切なものである。その趣旨は、白田秀彰『ほんとうの知的財産戦略について』¹において、詳述してあるので参照されたい。

1. 創作物流通効率を最大とするために

1. 上記目標と、日本国憲法の掲げる言論表現の自由の掲げる価値に鑑み、文化政策、知的財産制度、物流政策、通信・放送政策全域において、現在の情報流通に係るとみられる全ての規制(法的根拠の有無を問わず)・障害(物理的なものと制度的なものを問わず)を洗い出し、それら規制・障害について、その存在理由と存在による損失を、法学的・経済学的に評価検討し、下記の基準において合理的な立証が存在しない規制・障害については、撤廃・除去すべきである。

1-1. 上記の法学的・経済学的評価検討においては、米国において言論表現の自由を担保するための法理として用いられる審査基準と類似した基準において行うべきである。すなわち、その規制・障害が正当化されるためには、(1) 規制が存在することによって、流通が促進される種類の規制については、規制立法の目的が重要な目的(利益)であるか、手段(規制方法)に目的との実質的関連性があるかを政府が立証すること (2) 規制が縮小されることによって、流通が促進される種類の規制については、当該規制立法の目的が真にやむを得ない目的(利益)であるか、手段(規制方法)が目的を達成するために必要最小限(必要不可欠)なものであることを立証することを義務付けるべきである。

2. 上記施策を遂行するために、その施策遂行を存在目的として掲げ、統一的に推進するための組織を根拠法のある政府機関として設置し、必要な権限を与えるべきである。また、その政府機関の行う政策・規制内容・説明責任については、それが情報流通を真に促進するものであるか否かという評価基準において、広く国民による評価の下に置くよう審査制度を設けるべきである。

3. 上記政策評価の基礎資料とするため、国内の知的財産関連商品の生産・流通に関する公的な統計資料を整備し公表するべきである。あるいは、国内の知的財産関連商品の流通・

¹ <http://thinkcopyright.org/shirata1208.html>

生産に関連する事業者に統計資料の整備と提出を義務付けるべきである。

4. 上記のように情報流通を促進することを目的とする我が国の政策とは異なり、強い知的財産権保護や規制を求める諸外国の主体およびその創作物について、国内の保護・規制に追加してより強い保護・規制を与えうる制度を導入するべきである。

(たとえば、その政策において強い著作権保護を求めている米国作品については、以下のよう
な追加的保護を日本国内で与えられるようにすることが考えられる。(1) 米国が要求する
保護期間への自動延長 (2) 非親告罪化した上で違法所持、複製、販売等に対する特別捜査
制度および懲役刑を原則とする厳罰化 (3) 民事賠償については三倍額以上の特別賠償額を
認める等。)

II. 創作物活用効率を最大とするために

この部分に関する提案については、『著作権管理データベースと窓口業務に関する提案』²も参考にされたい。

1. ベルヌ条約に基づいた現行著作権法を存続させる一方で、それに並行する制度として、商用目的創作物の登録制度を創設すべきである。商業利用を想定していない作品について基礎的な法的保護を与えつつ、商業利用を目的としていると自ら表明(すなわち登録)する作品について、現在の市場機構や流通機構に適合的である柔軟な保護政策を適用するためである。

1-1. 登録にあたっては、その作品から得られた経済的利益の一定割合を登録料として徴収し、さらに一定年限ごとに登録を更新するようすべきである。すなわち、商業利用しているのであれば経済的利益が発生しているのであり、経済的利益があるならば、登録料を支払うことが可能であるはずである。こうすることで商業利用がなされなくなった作品を自動的に登録データベースから除外することができることになる。

1-2. 近年、商用作品の創作活動において制作委員会方式、投資組合方式など多数の出資者の資金に基づいて行われることがある。これらの投資による創作活動は当然に利益を目的としているのであるから、登録を義務付けるべきである。また登録をすることで、それら投資に対して責任を負うべき主体や、投資の対象となる作品の内容が明確になるだろう。この点からも現代の創作様態において登録制度が必要であるといえる。また、制作委員会方式の場合、委員会が解散した後の作品利用が困難だという指摘がある。制作委員会を解散する際にも作品の権利に関する連絡先を登録しておくことによって、利用を可能にすることができる。

2. 上記登録制度の登録データベースを国立国会図書館データベースと統合し管理させ、登録料等をデータベースの維持管理費用とすることを提案する。米国において既に行われている例であるが、納本制度と登録制度を一体化し、納本時にあわせて登録を行えるようにすることで、国立国会図書館による、図書等に限定されない幅広い商用創作物のよりいっそうの収蔵と利用を促進すべきである³。

² <http://grigori.jp/pdf/20070214-DB.pdf>

³ 米国では登録が訴訟要件になっていることもあり、日本の著作物も多く米国で登録されている。例えばゲームソフト等は国際的な訴訟に巻き込まれやすいこともあり、日本よりも米国議会図書館の方に、日本のゲームが充実して収蔵されている可能性が高い。

3. 登録の効果として、登録によって公示されるので、商業目的(制度利用者の市場における収益回収可能性に否定的影響を与える)での無断複製のうち、デッドコピー(そのまま丸ごとの複製)については、非親告罪として捜査機関が摘発を行うものとする。

3-1. 登録によって公示されるので、商業目的での無断複製その他の侵害行為についての民事訴訟において、被告(侵害者)が原告(制度利用者)のコンテンツを参照したこと、その存在を知っていたことを擬制しうる。それゆえ、訴訟において、原告は、被告コンテンツが原告コンテンツに客観的に類似していることを立証するのみで侵害が認められることにする。すなわち、侵害がないことの立証責任が被告に移転する。

4. 著作権等管理事業法が施行されているが、支配的事業者の影響力が強く競争の導入が不十分であるため、制度改正にもかかわらず創作者の利益が増大していない。そこで、事業者の競争を促進するために、通信事業において採用された「ドミナント規制」類似の制度を導入すべきである。

4-1. それぞれの事業者の保有するデータベースを上記登録制度データベースに統合し、その登録制度データベースを一般公開する。すなわち、登録制度データベースは国民一般の負担において整備維持されているのであるから、万人に対して同一の条件で公開すべきである。

4-2. 管理事業においては、著作権管理についての徴収・支払の窓口業務に限定する。

4-3. 管理業務における徴収・支払の明細の整備と公開を義務付ける。その事業者の事業効率を評価するためである。また、それら徴収・支払い明細と上記知的財産関連商品の流通に関する統計資料の突合せを行い、信頼性の維持に努めるべきである。

III. 創作者の利益を増大し、作品創造力を最大化するため

文化庁にも提出された「著作権法にもとづく保護期間をさらに延長すべし」という要望からも判るように、創作者の権利や利益の保護がいまだ十分でないと考えられる。そこで次の施策について採用すべきである。また、その趣旨は、先述の『ほんとうの創作者利益について』において、詳述してあるので参照されたい。

ただし、以下のうち 3、4 の提案は、I. で提案した登録制度とは両立し得ない規定である。そこで 3、4 の提案は、登録制度が我が国の政策として採用不能である場合の代替的な提案として理解されたい。

1. 著作権法第 15 条の職務著作規定、さらに著作権法第 16 条と 29 条の映画の著作物に関する規定、さらに著作権法 116 条 3 項の人格権の移転に関する規定を改正し、実際に作品を創作した本人が権利主体となるべき原則を徹底すべきである。そうでなければ、創作者のインセンティブが低下するだろうから、我が国の知的財産戦略の大きな障害になることは明らかである。共同著作物等について効率的に運用を図りたいという場合には、I であげている登録制度を利用するものとする。

2. 一方、著作権法の保護を必要としない創作者のために、著作財産権および著作人格権を放棄あるいは一般の人々の自由利用に供するための具体的な制度を設けるべきである。その際には、既存の国内外の自由利用許諾の仕組み等に十分配慮し、それらと矛盾しない制度とすべきである。

3. 作品の譲渡契約あるいは使用許諾契約について、創作者本人と出版等事業者との間の契約期間を特定年限に限定し、その年限を越える部分の譲渡契約・使用許諾契約を無効とする強行規定を設けるべきである。すなわち、特定年限毎に、創作者本人にある作品に関する全ての権利が完全な状態で復帰する制度を導入すべきである。この制度によって、創作者の利益を保護する一方、権利の帰属先が不明確になる弊害を一掃することができる。アメリカで採用されている「終了権」は選択制であるが、本提案では創作者本人が継続の意志を明確に示さない限り、権利が復帰するものとする。

4. 保護期間延長の理由として挙げられていた創作者の家族・遺族の保護を確実なものとするため、創作者本人が死亡した場合には、上記の特定年限に関わらず、創作者本人と出版等事業者との間の譲渡契約・使用許諾契約が失効し、ある作品に関する全ての権利が完全な状態で、被相続人に復帰する規定を導入すべきである。

なお、被相続人がいない場合には、保護されるべき創作者の家族・遺族がないということであるから、著作権は国に帰属するものとして、著作権法の本来の目的である文化の発

展に資するために、誰もが無償で利用可能にするべきである。

5. 著作権の保護期間が法改正によって延長される場合、既存の著作物についてもその効果が遡及的に与えられることが行われているが、通常、著作物が作成された時点の保護をもとにビジネス等は考えられているはずであり、遡及する必要はない。また、特に権利が切れる直前の著作物については、著作物そのものが完全には現存していないこともあり、そのようなものについてまで権利を遡及的に発生させるのは、類似の作品を作成できなくなるという害を与えるだけである。

そのため、基本的には遡及的に効果を発生させるべきではないが、遡及的に効果を発生させるのであれば、著作物が現存していることを条件とし、先述の登録を行うことを求めるものとするべきである。

6. 創作者が創作活動の過程において、不意に著作権侵害として訴追の対象となるといった懸念をなくすために、いわゆる「フェアユースの法理」を我が国著作権法にも導入すべきである。「他者の著作権侵害をしているかもしれない」という懸念のもと、創作者が萎縮することは、我が国の知的財産戦略上損失となるからである。

IV. 海外展開支援について

商用作品については、経済的利益が追求されることは当然である。そこで、日本の創作物がより効果的に国外市場で受け入れられ、我が国の経済的利益に貢献することを期待すべきである。そこで、そのための支援を行うこともまた知的財産戦略の重要部分である。しかし、現在のところ海外に日本のコンテンツを国外市場で受け入れさせるための効果的な施策がとられているとは言い難い。

ロージナ茶会としては、コンテンツ政策として、日本コンテンツの海外展開方策について提案する。なお、一部の提案については PPT ファイルでも公開しているため、そちらもあわせてごらんいただければ幸いである。([『日本コンテンツの海外展開に関する私案』⁴])

1. 国内のクリエイターやコンテンツプロバイダが、海外に対してコンテンツを輸出する、もしくは海外用のコンテンツの制作を行うという際に、そのバックアップをする組織の設立を提案する。

この組織は、各国のコンテンツ市場について常に情報を集め、ユーザのニーズやその土地のトレンド、文化背景について調査を行い、その国で何が売れるかを調査する機関とする。同時に、国内のコンテンツプロバイダが展開する際に、売れ筋の商品の紹介等の情報の支援と共に、流通ルートに関する情報の支援や、現地エージェントとの仲立ちも行うこととする。大使館・領事館等に併設し、海外の生の情報を収集すると同時に、現地のコンテンツ流通路を確保する、総合的な海外展開機関である。その俸給は成功報酬制とすることで、常にコンテンツを海外に売ること考える機関とする。

この際に、国内コンテンツ業界が海外展開に対して消極的であるというのであれば、国内コンテンツを自ら買い上げて売ることをも含めてミッションとする。

2. 国外でのコンテンツ展開に対して大きな障害になる一つが、流通ルートの確保である。そこで、流通ルートそのものについても支援を行うことを提案したい。物理的な場所としては費用対効果が見込みにくいかもしれないが、インターネット上であれば、費用としても大きくはかからない。

現在フランスの INA が全世界に向けて映像アーカイブの公開を行っていたり、EU では EUROPEANA というアーカイブプロジェクトが準備されていたりするが、日本のコンテンツについてもインターネットを通じた公開が可能な場所の構築と、それを支援する制度を作ることを提案したい。ウェブサイトは各国語に対応させると共に、たとえば 5 分以上をみる際やクオリティの高い画質でみる際には少額の課金を行うようなシステムを載せることで、コンテンツを公開する著作者に利益が出るようにする。

また、アーカイブは数年以上前の作品のみとし、アーカイブの作品を見ると、その作者の

⁴ <http://grigori.jp/pdf/20061005-kaigai.pdf>

最新作が提示される、というようなビジネスモデルを予め取り込むことも考える。日本のコンテンツを無料で知ることができると共に、商用にもつなげることができる場を国家として提供する、それをもって、日本コンテンツの海外での知名度を上げるという方策を提案したい。

なお、もちろんのことながら、この場所の利用は国民であれば誰でも利用可能とし、コンテンツの種類についても特に制限は設けないものとする。

3. 日本をコンテンツ制作・流通を行いやすい場所にする方策も必要である。日本ではコンテンツを制作しやすい、日本から発信すれば世界中に対して簡単に流通できるという環境を用意することで、日本はコンテンツ制作大国と同時にコンテンツ・ハブとしての地位を得ることも可能になるはずである。よって、そのために下記の方策を提案する。

3-1. クリエイタの支援として、様々なタイプ・ジャンルのクリエイタ、プロデューサーが活躍する場所を複数の都市につくことを提案する。これは特区のような制度をもちいておこなうものである。内容は、たとえばコンテンツ産業振興の拠点として使われた場所については、地方税減免や、クリエイタやプロデューサーが安く借りることができるようなことである。

規模は小さく、メジャーな売れ方はしないが、コアなファンを生み出すようなシーンを国内の各所に作り出すことで、それぞれのコラボレートや、それを取り入れることによってメジャーが活発化するなど、多くの効果が見込むことができると考えられる。

3-2. また、クリエイタ支援を兼ねたものとして、クリエイタがコンテンツの制作に集中できる工房のようなものに対する支援を提案したい。できあがったコンテンツの編集・販売・権利管理・税金管理等を行うための機関を用意し、それを安価にクリエイタが利用可能にする。クリエイタが制作に集中し、その他のことは任せられる環境にすると同時に、コンテンツ販売機関は、前項であげた海外展開機関と協力して、国外への展開も考えるものとする。

3-3. コンテンツ・ハブとしての日本を目指すこともあわせて提案したい。たとえば日本で最初に作品を公開することに対して特典を与えることや、より効率的なインターネット配信システムを日本に作り出す、ということによって、世界の全てのコンテンツは日本を通じて配信される、という状況を作り出すことを目指すべきである。

コンテンツ・ハブとしての地位を占めることで、自国の作品の配信にとっても有利であり、また、他国のコンテンツからも多くの利益を上げられよう。

以上をロージナ茶会からの提案としたい。

2010年2月15日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

社団法人
日本インターネットプロバイダー協会
会長 渡辺 武経

「知的財産戦略の推進について」(意見書)

1 議論の進め方について

知的財産戦略の大きな柱の一つに、知的財産権の保護、中でもインターネット上の著作権侵害への対策があるものと理解しております。

今後、知的財産戦略本部における会合等においても、インターネット上の著作権侵害が重要なテーマとして議論されることが予想されます。実際、2009年12月8日の本部会合の開催を報じた新聞記事¹においても、「ネット接続業者に、違法ファイルを監視するなどの侵害防止措置をとるよう義務づけることなどを検討する。」と報じられており、その後の報道²でも、現行のプロバイダ責任制限法³に加え、インターネット・サービス・プロバイダ(ISP)事業者等による新たな送信防止措置等の対策を義務付けることを実質上の前提として議論が進んでいるものと見受けられます。

ISP事業者等による送信防止措置や発信者情報開示については、国民の憲法上の権利である表現の自由や通信の秘密との調和が常に問題となり、関連法規について検討を行ううえでは、ISP事業者をはじめとする電気通信事業者における実務についても、十分検討される必要があります。

しかしながら、電気通信事業者またはその業界団体の出身者は知財本部の構成員に含まれておらず、このまま議論が進んだ場合、場合によっては新たに義務や負担が課される側が不在のまま方向性が決まってしまうことが懸念されます。その場合、技術的または経済的に実現困

¹ 朝日新聞 2009年12月8日朝刊

² 日本経済新聞 2010年2月10日夕刊

³ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

難な対応を求められる結果となる可能性があります。

ISP 事業者等に関連する議論の場においては、事業者団体の代表等の意見が十分に反映される機会を設けていただくよう要望いたします。

2 インターネットにおける著作権侵害対策について

インターネット上の著作権侵害事案に対しては、既にプロバイダ責任制限法およびそれに基づくガイドラインにより、著作権者と ISP 事業者等の団体の間で合意できる形で、送信防止措置や発信者情報開示等の対応が行われています。

現行法下においても、典型的には著作物の丸写しなど、著作権の侵害が「明らか」⁴な行為が ISP 事業者等に確認できる態様で行われている場合には、著作権者の求めに応じて発信者情報の開示を行うことが可能であり、また、著作権の侵害があると「信じるに足りる相当の理由」⁵がある場合には、送信防止措置を行っても発信者との間で免責が得られる後押しを受け、ISP 事業者等において迅速に送信防止措置を行っています。

現実にも、ISP 事業者等は法施行以来日本音楽著作権協会だけで既に 39 万件⁶の送信防止措置に応じております。

さらに、2010 年 3 月からは、権利者団体と電気通信事業者の団体などで構成する「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」が策定したガイドラインに基づき、権利者からの通知に基づきファイル共有ソフトを利用していると思われる利用者に対して啓発メールを送付する取り組みが始まろうとしているところです。

この現状にかかわらず、多くの権利者団体は、さらに ISP 事業者等に法的義務を課すべきであると主張され、例えば、(1)常時監視義務や技術的侵害防止措置の導入 (2)ノーティス・アンド・テイクダウンの導入 (3)いわゆる「スリー・ストライク」の導入 (4)発信者情報開示の要件の緩和 などを要望されます⁷。

しかしながら、これらの対策は様々な問題を含んでおり、国民の皆様の通信の秘密を守る義務を課せられた ISP 事業者等の立場では、賛同しかねます。

まず、(1)常時監視義務や技術的侵害防止措置 については、通信の秘密の侵害や検閲の禁止に抵触するおそれがあるばかりか、そもそも ISP 事業者等が膨大な通信の内容を把握することは技術的にも不可能であり、掲示板管理者であっても、大量の書き込みを監視し、権利侵害に該当するかを判断することは現実的には困難です。また、ISP 事業者等が「自主的に」表現内容について利用者に何らかの制約を加えることは、パロディや引用のような境界的事例においてまでも、すべての利用者の表現の萎縮につながり、自由闊達な表現が損なわれるおそれが

⁴ プロバイダ責任制限法 4 条

⁵ プロバイダ責任制限法 3 条 2 項 1 号

⁶ 2009 年 11 月 11 日～12 月 11 日実施された「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関する調査」に対し、日本音楽著作権協会が提出した意見による。

⁷ 脚注 6 の調査に対し、日本音楽著作権協会、日本映画製作者連盟、日本レコード協会等の権利者団体が提出した意見による。

あります。技術的侵害防止措置についても、サービスの態様も事業規模も違う中、同様の義務を課すことは、そもそもサービスの態様が様々で、しかも技術の進展が非常に速い分野でもあり、法律で一律の技術的手法を規定することは有害無益と思われる。また、中小規模の事業者や新規参入の事業者にとっては非常に大きな負担となり、例えば高齢者向けの出張サポート業務などを地域の小規模 ISP が担っているような地域においては、これら事業者の経営悪化によりデジタルデバイドがさらに進んでしまうなどのおそれがあります。

(2) ノーティス・アンド・テイクダウン については、権利侵害の事実があるかが明らかでないまま、実質的に ISP 事業者等が送信防止措置を講じる必要が生じるものです。そもそも現行法下においても、ISP 事業者等において権利侵害が行われていると「信じるに足りる相当の理由」があれば送信防止措置に応じることは可能なものであり、本制度が機能するのは、主に前述の境界事例であると考えられます。しかし、そのような事例ではそもそも権利侵害の事実が ISP 事業者等において判断がつかない事例であり、権利者の主張と発信者の主張が対立する可能性が高いと考えられる中、権利者という一方当事者の主張のみに基づき、ISP 事業者等に送信防止措置を実質的に義務付けることとなります。権利行使の誤用または濫用があった場合、何ら落ち度のない発信者が、表現の自由を回復するために異議申立て等の負担を強いられるのであり、非常に問題が多い制度であるといえます。

(3) いわゆる「スリー・ストライク」については、国民の重要な生活インフラであるインターネット接続を強制的に切断することとなった場合、それはファイルの削除のように「必要な範囲」といえない措置になるだけでなく、通常は電気通信事業法に定める利用の公平や提供義務等に抵触するものと考えられます⁸。特に、ファイル交換ソフトを悪用した場合のように、実質的に ISP 事業者等が権利侵害の事実を確認できず、実質的に権利者の申立てのみに基づいて利用停止を行うこととなる事例が考えられるほか、1 世帯 1 契約が通常の利用形態であるアクセス回線について、何ら落ち度のない家族が連座的にインターネットへのアクセスを止められ、就職活動や行政情報へのアクセス、さらに将来的には選挙権の行使さえ実質的に制限される事例が考えられます。また、現時点で ISP 事業者等を横断する形で利用者情報（またはブラックリスト）を交換できる機関は存在せず、実効性についても疑問です。

なお、web ホスティングやブログ等については、ほとんどの場合は利用規約等により他人の権利を侵害する行為を禁止しており、情報の削除、強制解約、再契約の拒絶などの措置を講じていることについても、あわせてご理解いただきたいと考えます。

(4) 発信者情報開示の要件の緩和については、発信者情報が憲法により保障された通信の秘密の保護を除外する手続きであること、一度誤って開示されれば原状回復が困難な権利であること、さらに、発信者情報開示は名誉毀損等を含めたあらゆる権利侵害について被害者に請求

⁸ 利用の公平（不当な差別的取扱いの禁止）について第 6 条、提供義務について第 25 条、第 121 条。基礎的電気通信役務、指定電気通信役務については罰則を伴って 25 条の提供義務が課されており、認定電気通信事業については 121 条の提供義務が課されるほか、このいずれでもない事業者についても、提供拒否が不当な差別的取扱いに当たるとされれば、29 条による改善命令の対象となる。

権を認める法制度であることから、いろいろな態様の権利侵害について、厳格な要件のもとにこれを行うことが、憲法および法律の趣旨に沿うものであるといえます。現行法においても、権利侵害が「明らか」である限り、発信者の意見にかかわらず発信者情報の開示を行うことが可能であり、現在の著作権者の不満は、ファイル共有ソフトを悪用した場合などのように、ISP事業者等が権利侵害の事実を確認できない事例を想定しているものと考えられます。しかし、権利侵害の事実をISP事業者等が確認できないような事例においてまで、一方当事者の申立てのみに基づいて発信者情報の開示が可能であるとは考えにくく、仮にそのような制度が認められた場合、誤用や濫用により通信の秘密が侵害された場合の取り返しがつかないことが危惧されます。また、発信者情報開示は名誉毀損等の人格権侵害についても認められた権利であり、このような事案の被害者との公平性を鑑みても、著作権侵害の事案のみを殊更に「優遇」する制度は望ましくないものと考えられます。

現行法の下では、その運用において権利侵害の事実をISP事業者等においても確認できることが前提となっており、そのことは逆にISP事業者等も常に判断のリスクを負いながら、送信防止措置や発信者情報開示に応じているといえることができます。

しかし、権利者団体等が要望される前記(1)～(4)のような制度が導入されれば、権利侵害の事実について判断がつかなくなるような事例においてまで、実質的に権利者の求めに応じて措置を行う義務が生じることになります。その場合、仮に過誤によりISP事業者が措置を行った際の損害賠償責任および苦情への誠実対応義務は、すべて申立てを行った権利者が負うとする規定が同時に盛り込まれない限り、ISP事業者等に極めて不当な責任を課することとなることも、配慮が必要と考えます。

加えて、通信の媒介者にすぎないISP事業者等に対し過重な負担を負わせることは、国民の皆様が低廉な価格でブロードバンドのサービスを提供することの大きな妨げになるものであり、そのコストはISP等の企業努力でまかなうか、それでもまかないきれない場合は結局権利侵害と縁のない大多数の利用者の負担に転嫁されることとなります。名誉毀損等の人格権の被害であればいざ知らず、著作権者の財産権の保護のために、実質的にISP事業者等および一般利用者の負担を強いることは好ましくなく、ISP事業者等の負担を前提とした制度設計が一方的に進むことについては、国民の利益との関係においても、危惧を持たざるをえません。

3 まとめ

このように、インターネット上の著作権侵害への対策を考える上では、国民の重要な憲法上の権利である表現の自由や通信の秘密を不当に侵害することとならないよう、また、大多数の善良な（権利侵害と無縁の）利用者の便益を損なうことがないよう、様々な観点から慎重に議論する必要があります。

現行のプロバイダ責任制限法は、権利侵害と通信の秘密等の調和を模索した法律であり、拙速な議論でこのバランスを崩すことが、国民全体にとって適切なことであるとは考えられません。

また、ガイドラインも権利者団体と通信事業者団体の合意のもと策定されており、この「日本方式」ともいえる「合意によるスキーム」こそが、大量に寄せられる事案であっても双方の信頼関係により迅速な対応を可能にしています。ISP事業者等においても、ガイドライン等に基づき、まずは「自主的な削除の要請」「啓発メール」などから始めることで、利用者に納得の上自主的に権利侵害をやめていただくよう働きかけており、いわば「円満解決」となる事例も非常に多いものと考えられます。

仮に無理な立法によりこの関係が崩れることになれば、結果的に迅速な対応が困難になるだけでなく、さまざまな対立関係が顕在化し、係争や訴訟の頻発により行政コストの増加にもつながりかねません。そして、外国モデル（具体的には、ノーティス・アンド・テイクダウンや、3ストライクなど）が日本において効果を発揮する保証はありません。

このように、現行法およびガイドラインにより各事業者とも迅速かつ円滑に対応している状況を踏まえ、不足があればまずガイドライン等の見直しを図り、なおどうしても難しい場合は、これらの点を慎重に考慮の上、法改定が必要であるかを検討するべきであると考えます。

知的財産戦略の推進について

社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会

知的財産戦略本部ならびに同事務局におかれましては、日々並々ならぬご厚誼を賜り、御礼を申し上げます。以下に、知的財産戦略の推進について、弊協会のご意見を申し上げますので、ご検討頂きたくよろしくお願い申し上げます。

1. 著作権法 30 条の見直し

平成 22 年 1 月より改正著作権法が施行され、「著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音録画をその事実を知りながら行う」場合、私的使用目的の複製であっても 30 条の制限から除外されております。

しかし、インターネットの Web サイトへの無許諾アップロードやファイル共有ソフトによる“共有”（違法アップロードと当該著作物のダウンロードとの連関・連鎖）による被害は、ビジネスソフトなどプログラムの著作物全般についても看過できない規模であるところです。

そこで、一刻も早く、違法に公衆送信されたプログラムの著作物を、それと知りながら、著作権者の許諾無く私的使用目的で複製することを、著作権法 30 条の範囲から除外することを希望いたします。

2. 著作権法 47 条の 3 におけるプログラム著作物の複製物の所有者による複製の制限

著作権法 47 条の 3 においては、著作物の複製物の所有者による複製等が認められております。

そもそも本条が設けられた趣旨は、当時、流通等の目的でプログラムの著作物が固定・記録された媒体がフロッピーディスクや磁気テープであったため、媒体の損傷等に起因するプログラムの破損が容易に発生しうることに鑑みて、複製物の所有者に「バックアップ」を認めたこと、及び、プログラムの著作物の複製物の所持者が行う複製を、プログラムをコンピュータで使用する一手順として一定程度の複製等を認めないことには、使用者が保有するコンピュータに合わせた利用や処理速度の向上を図ることができなかつたことによります。

しかしながら、現在において、プログラムの著作物の多くは「パッケージソフト」として CD-ROM 等の比較的堅牢な媒体で流通しており、媒体および固定・記録されたプログラムの破損は、通常を取り扱いでは発生しづらくなっています。また、コンピュータのハードウェアの仕様の標準化、基本ソフト (OS) を基底として応用ソフト (アプリケーションソフト) を使用する行為が一般化するなど、使用者が保有するコンピュータに合わせてプログラムを改修したり、使用者自らがソースプログラムをオブジェクトプログラムに変換することも希になっております。

また同条では、「プログラムの著作物の複製物の所有者」であれば、押し並べて著作権者の許諾なくプログラムの著作物を複製できると解することが可能ですが、そうすると、例えばビジネスソフトの海賊版プログラムの購入者等、本来であれば当該プログラムの著作物の使用許諾契約を結ぶ権限がないものであっても、そのインストール（複製）が可能になると解されます。

加えて言うならば、本条改正によっても、著作権法 30 条（私的使用目的の複製）の規定によって、海賊版プログラムの購入者が自己のコンピュータに当該プログラムをインストールすることが適法に可能であることから、現在、ビジネスソフトの利用に関して標準的になっている、著作権者と利用者間での「使用許諾契約」の締結そのものが、形骸化してしまうことも懸念されます。

項目 1. で指摘した著作権法 30 条の改正論議の過程においては、違法に複製された著作物を違法と知りつつ再複製する行為（例えば、海賊版をマスターとして複製する行為）も制限規定の適用除外とすることも検討されていましたが、結果として自動公衆送信に係る複製を対象とするに留まっております。海賊版等の違法に複製された著作物を違法と知りつつ再複製する行為は、ビジネスソフトの海賊版プログラムを入手した者の場合等では、インストールという形で通常行うものであり、本行為類型が改正の対象から見送られたことは、この趣旨からも遺憾であります。

そこで、本条においては、複製可能な複製者を、単に「プログラム著作物の複製物の所有者」とするのではなく、少なくとも『複製物を使用する権原を取得した者』に限定することを希望します。また、本条の改正がなされたとしてもプログラムの著作物を違法と知りつつダウンロードして複製する行為は依然として適法となるため、繰り返しにはなりますが、著作権法 30 条の改正も併せて強く要請するものです。

3. 権利制限規定の一般規定に対して

著作物の利用について、形式的には権利侵害に該当するとしても、社会通念上、適法とすべき事象が存在することについては理解できるところです。しかしながら、権利制限規定の一般規定、いわゆる「日本版フェアユース」規定によって、権利がいかなる範囲で制限されることを想定しているかについては未だ判然としません。

本年度の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会並びに以下に設置されたワーキングチームにおいて、権利制限の一般規定の導入に関しては、議論が進められているところですが、直近の著作権法改正により、新規ビジネスを阻害するとされる問題については個別制限規定による手当がなされており、現状で権利制限の一般規定を設けてまで解決すべき問題は存在しないと認識しています。また、居直り侵害者への対策など権利者の正当な利益を保護するための制度が十分ではないことなどから、弊協会としては、権利制限の一般規定の導入に反対の意見を表明しております。

本議論に関しては、来年度の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会等で

引き続き検討が進められる予定とされておりますが、そもそもそのような規定が必要かどうかから、慎重な議論をお願いいたたく存じます。

4. インターネット上における著作権侵害対策の強化

●P2P ファイル共有ソフト対策の強化

P2P ファイル共有ソフトの悪用による著作権侵害行為の蔓延は看過できない状況にあり、日本のコンテンツ産業の健全な発展に悪影響を及ぼしていると想定できます。

P2P ファイル共有ソフトによるコンテンツの無許諾アップロードへの対応は、著作権が私権であることから一義的には権利者の負うところではありますが、インターネットの特性等に鑑みて、是非政府ないし行政機関にも権利者の権利保護活動が円滑に実行できるよう、以下の協力をお願いいたします。

(1) プロバイダ責任制限法の実効性の確保

P2P ファイル共有ソフトのネットワーク内に無許諾アップロードされたコンテンツについて、削除等を目的とした法的対応を行うためには、当該コンテンツファイルのアップロード行為者を特定することが必要となりますが、当該行為者の IP アドレス等、権利者が通常の方法で得られる情報だけでは発信者が特定できず、インターネットサービスプロバイダ（ISP）にいわゆるプロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求を行うこととなります。現行プロバイダ責任制限法では、P2P ファイル共有ソフトにおいては、ISP は情報の媒介者ではあるものの送信防止措置を講じ得る立場にないため、ISP に対して送信防止措置を要請することができず、より要件の厳しい発信者情報開示を請求しなければなりません。その上で、発信者に対し、直接送信防止措置を要請することとなります。

仮に上記要請に基づいて発信者情報が開示されたとしても、通常の開示請求より更に時間がかかること等により、その間に P2P ファイル共有ネットワーク内で当該コンテンツが「拡散」し、仮に当該発信者が当該ファイルの送信防止措置を講じたとしても、P2P ファイル共有ソフトの他のユーザーによる同ファイルの複製物のアップロードがネットワーク内で継続してしまうことが容易に想定されます。このように、P2P ファイル共有ソフトでの著作権侵害行為に対しては、現状のプロバイダ責任制限法が想定する以上に、迅速な対応が可能となるような運用を実現することが必要です。

そこで、P2P ファイル共有ソフトでの著作権侵害については、発信者情報開示のための手続き等の要件を緩和する等、迅速な対応を可能とする実効性のある法改正を希望します。

(2) 「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」への支援

現在、標記協議会において、著作権等権利者団体と ISP 事業者団体等とで、P2P ファイル共有ソフトの悪用による著作権侵害行為への対策を協議、実行しつ

つあるところです。オブザーバーとして各省庁にもご参加いただいておりますが、民間のみでの対応だけでは、関係者への周知、関連法制の解釈などに限界があります。そこで、関係省庁には標記協議会を通じた P2P ファイル共有ソフトによる著作権侵害行為への対策が実効的に行えるよう、ユーザーに対する普及啓発ならびに関係者に対する周知、指導、政府機関や海外への広報等につき、ご支援をいただきたく存じます。

●Web サイトにおける違法アップロード対策

- ・リンク集等の著作権侵害の蔓延を助長する行為のみなし侵害化

動画共有サイトやオンラインストレージサービスなど Web サイトでの著作権侵害行為に対し、被害を食い止めるためにはアップロードされたファイルの削除または送信防止措置が必要です。

アップロードによる被害の本質は、当該コンテンツをダウンロードした者がその内容を享受することによって引き起こされる、販売機会の逸失等です。端的に言えば、無許諾で著作物がアップロードされた場合でも、誰からもダウンロードされなければ、当該アップロード行為には実質的被害が発生していないと評価することができます。

この観点から、違法にアップロードされている著作物ファイルの所在をまとめて紹介する、いわゆる「リンク集」の運営者は、無許諾でアップロードされた著作物ファイルをインターネット利用者に「紹介」し、ダウンロードすることを「手助け」する機能を果たしており、その意味においては、著作権侵害行為を幫助する立場にあるとしても過言ではありません。

しかしながら、現在の法制度では、仮に幫助が成り立つとしても、幫助を理由として差止請求を行うことは、著作権法に間接侵害の規定がないことから、その是非については議論の分かれるところです。

そこで、著作権法自体を改正し、リンク集等の設置・運営等、著作権侵害の蔓延を助長する行為については、侵害とみなす行為に規定する法改正を希望します。

5. 著作権侵害を防止するために施された技術を保護する制度の強化

技術的保護手段が著作権法に、技術的制限手段が不正競争防止法にそれぞれ規定されてから相当の期間が経過しており、施す技術も変貌しています。さらに、施された技術を回避する技術も同様に進歩しており、権利者としてはその対応に苦慮しているのが実情です。

技術的保護手段はもとより、技術的制限手段をメーカー等が著作物の複製物等に施す理由は、著作権の実質的な侵害を防止するためです。

技術的制限手段についていえば、それを回避する装置等の提供等によって引き起こされる被害は、本装置で再生、利用される著作物の著作権を侵害されることなのです。

にもかかわらず、著作権侵害を防止するために施しているいずれかの手段が、

その形式的な違いのみによって、著作権侵害または不正競争行為、あるいは法的保護の範囲外との評価を受けており、このことには技術的保護手段／技術的制限手段の保護の制度趣旨からは疑問を禁じ得ません。

本件については、日本が提唱し現在検討が進められている「模倣品・海賊盤拡散防止条約（ACTA）」の条項において、現行日本法よりも保護を強化する提案がなされているところですので、国際的な観点においても、その保護の拡充が求められているものと認識しております。

これらのことから、実質的に著作権侵害を防止するために施された技術を保護する制度を、その趣旨に照らして改めて検討いただき、保護の拡充を希望します。

●技術的制限手段を回避する装置等の提供等に対する刑事罰の付与

多くのゲームソフトメーカーおよびゲーム機器のハードメーカーは、主としてアクセスコントロール技術を採用することによって、プログラムの著作物の無許諾複製を実質的に無効化する対策を行っています。著名な例としては、正規パッケージの記録媒体からのみゲームソフトが起動するよう、記録媒体およびゲーム機器に技術的制限手段を施しています。しかしながら、この技術的制限手段を回避する「マジコン」や「Modチップ」等と呼ばれる機器・製品が市場に流通しているため、これが原因となり、「Winny」などのP2Pファイル共有ネットワークを含むインターネット上には、数多くのゲームソフトのプログラムが著作権者に無許諾で大量にアップロードされています。この結果、多くのユーザーがこれらプログラムをインターネットを介して入手した上で、「マジコン」や「Modチップ」等を利用してその内容を享受する状況が生じ、ゲームソフトメーカーは、本来売れるべきゲームソフトの販売の機会を逸する、深刻な被害を受けています。

このことから、任天堂（株）およびソフトウェアメーカー54社は、携帯用ゲーム機器ニンテンドーDS用の「マジコン」を輸入・販売している複数の業者に対し、不正競争防止法違反に基づき、輸入・販売行為の差止訴訟を平成20年7月に提起し、平成21年2月27日に差止を認める判決を得ています。

しかしながら、現在の不正競争防止法では、技術的制限手段を回避する装置等の提供等に関して罰則が定められておりません。そのため、技術的制限手段を回避する機器・プログラムの販売業者には刑事罰のリスクが無く、販売を停止する心理的プレッシャーが弱いと考えられます。

そこで、損害賠償・差止請求によって被害を事後的に回復することのみならず、提供行為の予防・抑止のためにも、刑事罰の付加について法改正を希望します。

●シリアルナンバー、アクセスキー等を不正に配布する行為を抑止する規定の付与

多くのビジネスソフトウェアメーカーは、プログラムの著作物をその複製物

等によって頒布する際、シリアルナンバーやアクセスキー等、媒体やライセンス固有の番号も同時にユーザーに配布しています。一般にこのシリアルナンバーやアクセスキー等は、(ア)プログラムの著作物を媒体からコンピュータにインストールする際の手続きとしてユーザーに入力させ、真正な番号でない場合にはインストールを中断する、(イ)「体験版」等として頒布した、使用期間や使用可能な機能等が制限されたプログラムの著作物についてその制限を解除する、等の目的で使用されています。つまりこれらシリアルナンバーやアクセスキー等は、当該プログラムの著作物に含まれる複製や使用期間制限等の機能を持つモジュール等を「錠前」とし、それを開ける「鍵」として、権利者に許諾のない著作物の利用等を抑止する目的で配布されているのです。

上記の(ア)の場合は、プログラムの複製を制限し、その効果としては、現行の著作権法が規定する「技術的保護手段」と同等の機能と評価され、(イ)の場合には、複製されたプログラムの使用を制限し、現行の不正競争防止法が規定する「技術的制限手段」と同等の機能として評価されるものですが、このシリアルナンバーやアクセスキー等をインターネットオークション等で不正に配布する行為が横行しています。これらシリアルナンバーやアクセスキー等については、現行法がその回避機器やプログラムの頒布等を規制する「技術的保護手段」や「技術的制限手段」の定義に該当し難いと一般には考えられているため、これらが不正に流通しても、権利者にそれを食い止める術がなく、結果、無許諾複製の有効な抑止策となり得ていない状況が生じています。

これらシリアルナンバーやアクセスキー等による無許諾複製／使用の制限は、過度な技術的保護手段等がユーザーに不利益をもたらしてきたという業界の経験から、ユーザーにできるだけ負担をかけないという利便性の確保を最大限に考慮した、必要最低限の方法として、権利者がプログラムの著作物の複製物等に採用しているものです。つまり、プログラムの無許諾複製による被害を食い止める実質的な「最後の砦」とも言うことができます。

そこで、著作権法、不正競争防止法のいずれにおいても、不正なシリアルナンバーやアクセスキー等の流通等を適切に抑止することのできる規定の付与等について、早急に検討いただきたく存じます。

6. 海外における著作権侵害対策

●情報収集スキームの策定

海外での日本の著作物の違法流通対策として、現地での違法流通の情報収集が不可欠ですが、権利者単独で世界中の侵害状況を収集することは非常に困難です。そこで、政府が中心となり、例えば、大使館職員等が赴任先において日本の著作物の侵害情報を日常的に収集し、権利者に提供するような仕組みを設けることが有益であると考えます。このような仕組みによって、より効果的な侵害対策が講じられると思われま

●法制度、実務情報の共有

インターネット上での著作権侵害対策として、諸外国での著作権法の改正や、権利者・ISP等の事業者間の覚書締結等、様々な対策が講じられています。しかしながら、各権利者（団体）等が個別に詳細な情報を入手するのは負担が大きく、かつ非効率的であるといえます。

そこで、政府が中心となり、海外での情報を収集・翻訳し、国内の権利者（団体）等に提供するスキームの構築が必要であろうと考えます。

●侵害情報の共有

国境を越えた著作権侵害対策のためには、日本のみならず、同様の問題をかかえている他国と情報を共有し、対策を協議する場が不可欠です。そこで、政府が中心となり、各国の権利者、ISP やインターネットオークション等の事業者、政府機関等が一堂に会して協議する場を設けるような取り組みが必要であると思われます。

●在外日系企業における著作権侵害対策

海賊版の使用率が高いアジア地区に進出している日系企業においては、現地従業員の著作権意識の低さや、ソフトウェアを納入する代理店の意識の低さから、社内において使用するソフトウェアの違法複製が発生する蓋然性が高くなります。

そのため、弊協会では、平成20年にJETROの招聘によりタイ・バンコクで日系企業を対象にしたソフトウェア管理についてのセミナーで講演を実施したほか、国内でも在外子会社でのソフトウェア管理の重要性につき講演を実施しました。

しかしながら、弊協会単独では物理的、資金的に啓発活動に限界があり、思うように啓発活動が進まないのが実情です。

在外日系企業における著作権侵害が頻発することは、知財立国を標榜する我が国にとって大きなダメージであり、対外的に日本のコンテンツ保護を要請する際の足かせにもなりかねません。

そこで、各国でのセミナーの実施、および、各国の著作権法制に対応し、各国現地語で書かれた社員教育用のマニュアルの作成等、在外日系企業における著作権侵害対策を、さらに実施していただきたく存じます。

7. 侵害行為の実態に見合った損害賠償制度の導入

海賊版の頒布や違法アップロード等の著作権侵害行為については、一般的にその被害規模を把握することが難しく、特にインターネットを介した事案についてはその傾向が顕著です。

例えば、インターネットを通じた著作権侵害の場合には、当該著作物がダウンロードされた回数を権利者が把握することは困難であること、P2Pファイル共有ソフトを悪用した侵害の場合では、侵害行為者そのものの特定等が困難であ

るほか、仮に行為者が特定できたとしても当該ファイルの送受信回数等の状況把握は事実上不可能であり、これらから、厳密な意味での損害額の立証はできません。

現行の著作権法では、114条の5により「相当な損害額」を裁判所が認定できることとなっていますが、特に昨今のインターネットを介した侵害行為における被害の急速な拡大及び損害の立証の困難さ等に鑑みますと、迅速性や実効性の確保の観点のほか予防的な見地等も加味しつつ、侵害行為の実態に見合った賠償制度について、総合的に検討を行う必要があると考えます。

8. 国民への教育啓発の促進

違法アップロードや海賊版の氾濫を防ぐためには、消費者が著作物等の価値やその保護制度を十分に理解することが重要です。特に、若年層への啓発は最重要であると考えておりますので引き続き、若年層への啓発を重点におきつつ、消費者の意識の向上を図る施策をお願いいたします。

以上

09 日知理第 85 号
2010 年 2 月 18 日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

日本知的財産協会
理事長 萩原 恒明

新たな「知的財産推進計画（仮称）」の策定に向けての意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴事務局にて意見募集なされております首題の件に関しまして、下記のとおり当協会の意見を申し述べます。

当協会といたしましては、これまでの知的財産戦略本部、貴事務局のご活動につきまして衷心より敬意を表しますと共に、今後とも、政府が掲げる新成長戦略の下、イノベーション促進、国際産業競争力強化の観点から、真の知財立国を目指して、更にご尽力、ご指導いただきますようお願い申し上げます。

なお、当協会といたしましては、新たな「知的財産推進計画（仮称）」策定、諸施策の実行に当たりまして、引き続き積極的に支援、協力させていただく所存でありますので、時宜に応じて、説明、意見交換の機会を設けていただければ幸甚に存じます。

敬具

記

1. 総論

我が国における知的財産戦略は、2002 年の知的財産基本法の制定以降、知的財産戦略本部、貴事務局を中心に推進され、第 1 期（2003 年度～2006 年度）、第 2 期（2006 年度～2008 年度）、第 3 期 1 年目（2009 年度）における官民上げての取り組みにより所期の成果を上げて来たことは、ご同慶の至りに存じます。新「知的財産推進計画（仮称）」策定に当たっては、新成長戦略の下、重点指向の観点を明確にしながら、これまで以上に強力な取り組みを展開されることを望みます。昨秋、日本政府が温室効果ガスを 1990 年比で 2020 年までに 25%削減することを目指すことを表明されたことは国内外から大いに評価されております（内容は現時点では“基本方針”に止まっており、早期に具体的取組を策定することが望まれます）が、知的財産戦略においても、同様に知財立国を目指した中長期数値目標の策定、更にはこれを実現するためのロードマップを策定することが重要であると考えます。

次に、今回、新「知的財産推進計画（仮称）」に取り込む施策については、産業界等からの声も十分に反映し、早期に取り組むべき施策、じっくりと議論を行った後に取り組むべき施策等々、国際的なバランス感も考慮し、上記ロードマップにおいて、メリハリのある優先度を付けた施策立案をすることが重要と考えます。

最後に、国、産業界を取り巻く厳しい財政、経済状況下、知財立国を目指す我が国の知的財産戦略が大きく後退することのないよう、知的財産戦略本部、貴事務局におかれては、効果的な諸施策実現に向けて、各府省庁に対する調整役に止まることなく指導役の立場で推進されるよう希望します。特に、最近の気候変動枠組条約、生物多様性条約関連の締約国会議等において、知的財産関連の問題も重要イシューとして議論されていることに鑑み、外務省も含めた関係府省庁、産業界挙げての対応が望まれますので、知的財産戦略本部、貴事務局による強力な指導力発揮を期待します。

2. 各 論

以下に、新成長戦略の下、イノベーション促進、国際産業競争力強化の観点から、知財立国を目指す国家的見地から中長期的に対外的に採るべき対応・大綱としての戦略、および国内産業活性化の見地から、中期的に現状課題の改善、底上げ等に繋がるインフラ整備に関する即効性ある対応・対処としての施策を掲げましたので、ご検討の程、よろしくお願いいたします。

2-1. 戦 略

(1) 気候変動枠組条約、生物多様性条約問題：南北問題の中で人質化しつつある特許制度への対応

- ・・・特許制度を政争の道具化にしないよう、関係国との密なる連携、協議が望まれる

気候変動枠組条約や生物多様性条約に見られる如く、“知的財産”が南北問題の狭間で“もまれ”、また、先進国の“ウィークポイント”として突かれる様相を見せている。

すなわち、気候変動枠組条約における途上国・新興国の攻勢は、環境技術に対して強制実施権を課し先進国が多大な研究投資と知的資産の活用で生み出した特許を格安で入手する制度設計を提案せんとし、また、生物多様性条約における途上国・新興国の攻勢は、特許取得に際して遺伝資源の出所の開示を迫り、これがなき場合は権利の効力を剥奪せんとしている。

これら問題は、条約交渉の前線に立つ外務省と特許を主管する経済産業省・特許庁の間での意思疎通・大局的な対外戦略なくしては、途上国・新興国に産業を保護する制度である特許制度の一端を切り取られ、知的財産（特許）をもって産業立国を図るという大きな命題が危うくなる可能性を秘めている。

すなわち、一度失地すれば、その回復は望みなく、また、次なる失地へと連鎖する惧れも大いにある。

したがって、南北問題は、政治家を含め、関係府省庁でどのような対応を図るべきか、先進国だけでなく途上国との関係も視野に含めた知的財産だけでは閉じない日本国としての対外施策はそもそもどうあるべきかについて固めておく体制整備ならびにその実行を要望する。

(2) 国際標準化問題：国際標準を獲得する体制の強化

- ・・・企業の努力だけでは対応できない問題なので、かなりのてこ入れ策が必要（以下は、産官学の協調体制の確立という視点での意見）

新規技術の研究・開発がグローバルワイドで国際標準として採用されるよう、まずは

我が国における国際標準総合戦略を策定するが重要と考える。

本課題は、産官学協調して推進することが重要であり、国内の国際標準化体制の強化、研究開発段階を含めた国際連携の推進と相互接続性の確保、知的財産戦略の策定、国際標準化活動への支援、国際標準化活動の普及・啓発体制、関連人材の確保、育成（人材の育成プログラムの開発、講師の選定、教育の場の提供等）等を含めて、中長期的な戦略の下、諸施策を強力且つ迅速に推進する必要がある。

(3) 模倣品・海賊版問題：模倣品・海賊版で日本製品の販売力が落ちることがないよう対応

模倣品・海賊版問題は、日本製品の販売力を阻害するという現象を引き起こすため（無論、消費者の模倣品・海賊版による被害を食い止めるという視点もあるが）、我が国が知財立国を目指すうえでは重要な対策事項である。

当協会は国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）の協力会員のひとつとして、特に中国対応活動の幹事を務め、中国における知的財産制度および同運用の改善、模倣品・海賊版の取り締まり強化のための活動を政府関係者等とも協力して推進してきており、今後とも継続して協力推進する所存である。

しかしながら、模倣品・海賊版の被害は他の国・地域に拡大しており、各国・地域、世界税関機構（WCO）、国際刑事警察機構（インターポール）等の国際機関とも協力、連携すると共に、我が国が提唱した模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）の早期成立を目指すよう、貴事務局の強力なリーダーシップの下、関係各府省庁にて積極的な活動を推進願いたい。

(4) アジアにおけるプレゼンスの確立：先進国との協調だけでは南北問題に対処しえない。アジアにおける親日派を確保するフレンドリーな対策が必要

・・・ライフ・イノベーションによる健康大国戦略（アジア等海外市場への展開促進）もこの戦略の中の一テーマである

・・・外国エンフォースメント関連機関職員に対する研修等の強化（リスト作り）

i) 当協会としては、特に ASEAN 諸国に対して様々な機会を捉えて、人的資源の効率的活用、審査効率化等の観点から、欧州における EPO、OHIM のような ASEAN 統一の特許庁、意匠庁、商標庁を設立することを従前より要望して来ているが、これらの早期設立に向けて官民ともに強力に支援して行くことも検討すべきである。そのために、これらの国、地域の知的財産制度の整備、統一化に向けて、日中韓が協力することも重要である。上記に加え、我が国特許庁にて進めている「日米欧の三極から中韓を加えた五極協力」、「日中韓」等のアジアにおける連携もより強力に推進すべきである。

日米欧三極のうち、欧州は巨大な市場を形成しており、特許に関しては London Agreement が発効し翻訳の問題が徐々に解消され、更なる改善の試みもなされており、世界中の企業にとって使い易いものとなりつつある。また、米国も北米市場という巨大市場を持っている。他方、日本は、単独では市場規模として他の二極から見劣りする。東アジア及び東南アジアまで含めた市場となれば、他の二極に匹敵するものの、特許を取得するためには各国ごとの翻訳および審査が必要であり、出願人にとっては使い勝手の良いものとは言えない。したがって、上述したように、長期的には、東アジア・東南アジアにおける統一特許制度の創設等をも視野に入れた検討も行う必要がある。

ii) 政府が掲げる新成長戦略の「(2) ライフ・イノベーションによる健康大国戦略（アジア等海外市場への展開促進）」の中で「医薬品等の海外販売やアジアの富裕層等を対象とした検診、治験等の医療および関連サービスを観光とも連携して促進していく」と

ある。医療を産業と位置づけることにより、若干知財面からは離れるが、海外、特にアジアから優秀な研究者を日本に呼び込み、結果、アジアにおける共同治験・統一承認を日本主導で行うことができれば、イノベーション・ハブとしての日本の地位が確立できるということを念頭に置いた政策（含む国内法改正）を展開することを願いたい。

iii) NIEs、途上国においては、一応、知的財産制度は存在するものの、その運用面において不十分であることが多々ある。特に、これらの国・地域においてせっかく知的財産権を取得したにも関わらず、権利行使をしようとする、知的財産権侵害等に関する裁判所での手続き、判断、税関等における水際取締り手続き、判断等について、不透明、不公正と思われる事例も散見される。また、途上国での強制実施権発動の基準に問題がある場合が多いため、様々な機会を捉えて知的財産権の弱体化による問題意識を途上国に正しく伝え、イノベーションの成果をグローバルに活用できるべく、強制実施権を安易に発動しないような枠組みを構築することを望む。

現在、これらの国、地域の裁判官、税関吏等を日本に招聘して意見交換、研修等を行っているが、上述のような状況に鑑み、我が国企業等のグローバル・ビジネスをサポートするため、(より効果的な方策の検討を含めて)更にこれを強化推進する必要がある。

なお、当協会では、従前から、アジア諸国・地域に代表団を派遣し、知財関連行政機関と意見交換を行うと共に、各国・地域の知財関連民間団体とも意見交換を行い、当該国・地域の知的財産制度及び同運用の改善に向けて積極的な活動を推進しており、今後も継続して行う所存である。このような形で、産業界からの意見を直接に各国・地域の関連行政機関に伝え、併せて、各国・地域の民間団体からも共通の課題について自国・地域の行政機関に意見を提出してもらうことは、日本政府を通じて各国・地域の関連行政機関に意見を伝えることをサポートするものとして、非常に有効であると考えられる。

一方、日本の産業界の成功体験（のみならず失敗体験も）を途上国・地域の産業界に伝えることも重要であり、当協会では、引き続き、当協会の代表団派遣時に実施している現地セミナー等の開催、他機関主催によるセミナー等への講師の派遣等について、更に強力に推進して行く所存である。

(5) PPH 等国際的ハーモナイゼーション：世界各国へ安いコストで早期権利化をコンセプトとして展開する姿勢で対応すべき

・・・三極ユーザー会議におけるリゾリューションの実現化も含まれる

知的財産制度の早期国際ハーモナイゼーションは、グローバルな視点でのパテントコスト削減、信頼性の高い権利の取得、事業ニーズに即したタイムリーな権利取得の観点から、直接に影響を受けるユーザーである産業界としては最大の関心事である。

各国、地域の産業レベル、政治的な思惑等により、制度調和は容易ではないことは、過去の歴史が物語っている。したがって、基本的には、バイ、日米欧、先進諸国、日米欧中韓、WIPO 等、それぞれのレベルで調和できるところから推進して行くという考えで取り組むことが重要である。

我が国特許庁で推進中の特許審査ハイウェイ (PPH) は、参加国も増え、また PCT 出願に関わる調査報告書を利用する道も開け、パテントコスト削減、信頼性の高い権利の取得、事業ニーズに即したタイムリーな権利取得の観点においては、優れた施策であり、この出願経路のアジアへの拡大、利便性の向上、品質の追求を願いたい。

グローバル出願制度としての PCT について、よりユーザーフレンドリーで且つ利便性の高い制度にする観点からのリフォームを促進させるべく、日本の官民から積極的に働きかけることが重要である。

一方、実体的側面での特許制度調和に向け、現在、特許制度調和に関する先進国 (B+) 全体会合にて協議中の特許登録要件を含む実体特許法条約についても、早期締結ができるよう関係先との調整、協議を促進願いたい。

また、産業界からの提案に基づいて、日米欧三極特許庁で特許出願フォーマットの統一が実現したことは高く評価されるべきであり、更に One Search、One Examination の実現に向けての三極特許庁での取り組みを期待すると共に、今後とも産業界からも具体的な提案をしていきたい。我が国特許庁においては、これらの取り組みを他の国、地域にも拡大するような積極的な取り組みもされたい。日米欧三極特許庁間での審査実務（進歩性、記載要件）に関する比較研究等に基づき、各極特許庁による審査のバラツキをなくすことも審査の質向上の点で重要であり、どこの特許庁で審査しても同じ審査結果が得られることが大切で、もし同じであれば、その審査結果を各国で利用できるようになる。そのようにして、特許庁もユーザーも重複労力がなくなる理想の姿を目指して頂きたい。

更に、2007年9月に合意された「特許取得手続における APEC 協力イニシアティブ」に基づいて、特許明細書の様式統一、審査結果の相互利用等の早期実現に向けても、関係先との調整、協議を促進願いたい。

当協会としても、これらの実現のために特許庁等とも鋭意連携協議を進め、究極的には全世界の知的財産制度のユーザーにとって有益な制度の構築のために尽力いたしたい。

- (6) 他国の制度の環視体制・情報提供体制：国内産業界に影響を生じるおそれがある情報についての官による収集・分析とその解析情報を民間と共有する体制
- ・・・各国のグローバルスタンダードから離れた制度に対する意見表明等の措置を官民で統一して行う必要がある

米国においては、第 111 議会に特許法改正案が提出され、今後、これらについて議会にて審議されることになっている。また、中国においては、情報技術 (IT) 製品に関する新たな強制認証制度の導入、国家標準に関する規定改正案に対するパブコメ募集、政府調達における新たな国産品優遇措置の導入、昨年の特許 (特許) 法改正に引き続く商標法、著作権法、反不正競争法等の改正に関する動き等が見られる。このように、各国、地域において知的財産に絡む重要な戦略的施策、法改正等が行われており、これらに対する対応について、日本企業、出願人に多大の負荷、影響を及ぼしている。

したがって、我が国産業界に大きな影響を与える恐れのある国際的な動き、各国、地域の戦略的施策、法改正動向についても、原則的には国の費用で、官民で協力してウォッチング、情報共有し、いち早くスタディ、対応し、タイムリーに意見等を発信する体制の早期確立が望まれる。

2-2. 施策

(1) 国際標準化対応

- ・・・イノベーションを起こす契機、起こした後の普及方法、更に生き残る方法についての考察が必要

国際標準を定める場において日本の技術が国際標準として採用されることは、その後の経営戦略、技術戦略において非常に重要であるばかりでなく、国家の産業を守るといふ視点からも重要である。このため、関係企業は独自に国際会議に人を送る等、でき得る限りの努力をしている。この人材の確保 (雇用) と育成は偏に各企業の努力に掛かっており、そこには自ずと限界がある。政府として産業界の自主的活動を促す支援策を強化することが重要であり、特に資金面での政府の中長期的な支援が重要と考えるので、この点について検討されたい。

本課題は、大学発の研究成果を国際標準化するという視点も抜きにしては解決できない。したがって、産官学協調して推進することが重要である。

・国際標準化技術に関する知的財産権

標準化技術が広く活用されるためには、当該技術に係る知的財産権が合理的かつ非差別的条件（RAND 条件）で実施許諾されることが重要である。また、国際標準化の前提として、当該標準化技術に係る知的財産権が適切に保護されることも重要である。国際標準に係る日本企業の知的財産権が、海外において未契約のまま使用され、あるいは契約はしたものの実施料が未払いであったり、過少申告されたり、国益を損なっているという問題がある。

したがって、国際標準に係る日本企業の知的財産権が海外において適切に保護されるよう、国として諸外国に強力に働きかけることが、国際標準育成に重要と考えるので、この点についての施策をお願いしたい。

また、RAND 宣言されていた特許権について、その特許権を譲り受けた第三者が、標準技術を実施している企業に高額なロイヤリティを請求するというケースが発生しているが、RAND 宣言には法的担保がなく、また、RAND における適正な対価の価格が定まっていない。このような状況では安心して標準化技術を使用することが出来ず、標準化技術の普及を損なうことにもなりかねない。この点について国際レベルでの対策の検討が必要である。

・国際標準人材の育成

国際標準化の場は、優れた技術の提案合戦の場ではない。当該技術に対する支持者を如何に集めるかの交渉力、戦略に掛かっており、この交渉を行える人材なしでは、優れた技術であっても国際標準とは成りえない。国際標準化に係わることができる人材の育成のための施策（人材の育成プログラムの開発、講師の選定、教育の場の提供等）を迅速に推進願いたい。

(2) ライフサイエンス分野の対応強化

・・・国内で整備すべき事項

ライフサイエンス分野においては、産業の対象となる技術が飛躍的に革新されてきており、化学物質やバイオテクノロジーを駆使して生み出された製品等の、いわば技術のハードに止まらず、既存物質や基本技術を応用する、いわば技術のソフトの研究開発とその活用にも広がりつつある。

高度医療技術、医薬品の新たな効果の発現、食品や化粧品の新規用途等は、その典型的な知的生産成果として位置づけられる。このような傾向は、先端科学技術の発展が著しい国において認められる傾向であり、科学技術の先進国としてリードする我が国においても、これら技術のソフトの所在を明確にし、その知的財産の保護の在り方を産業界とともに検討すべきである。

また、知的財産の観点からは、「医療」は特許法第 29 条の「産業上利用することのできる発明」の「産業」ではないとされている。しかしながら、医療サービスをもってアジアの富裕層を日本に呼び寄せ、産業化する方策も考えられる。したがって、法文上も医療を一産業として規定することを検討されたい。

(3) 職務発明

・・・法改正コンセプトの早期実現もしくは抜本的法改正を目指す

2005 年 4 月 1 日施行の平成 16 年改正特許法第 35 条により、表面的には発明者と企業間の紛争は落ち着いた感はある。しかしながら、当協会会員企業に対するアンケート調査結果によれば、改正法に基づく新しい社内ルールに従業員との合理的な協議に基づ

いて策定したにも拘わらず、社内では（人事処遇等の不満を職務発明対価の問題に摩り替えた、とも窺える）トラブルが絶えず、企業の経営、研究開発活動にとって必ずしもプラスにはなっていない等の意見も多くある。

更に、近時の職務発明対価訴訟―旧法に基づく訴訟―における知財高裁判決では、使用者等（企業）が特許発明を自己実施している場合であっても、他社の実施を禁止することにより得られる売上げ（「超過売上」）を、対価算定の際に考慮すべきであるとし、特許法第 35 条第 1 項の法定通常実施権による減額控除を踏まえた割合（「超過利益」）は 40～50%が通例である旨を判示しており、このような不透明で高い超過利益の考え方が定着すると、企業の職務発明の奨励意欲の減退や、特許を重視する企業戦略の後退を招き、ひいては、我が国産業の国際競争力を低下させることになりかねない。

今後出される判決には、企業活動の実態をより深く考察し、平成 16 年改正特許法第 35 条の趣旨を尊重した透明性のある算定基準に基づく判断を期待するものである。

また、製品発売まで長時間を要する製薬分野においては、新法に対応した合理的な社内規定を整備しても、時効も含めれば最長 2040 年頃まで旧法に基づく訴訟リスクを抱えることになるため、短期消滅時効の考えを採用することを望む。

以上のような事情、また日本における職務発明制度が必ずしも世界のマジョリティではないことに鑑み、我が国のイノベーション促進面での産業政策、国際産業競争力強化の観点から、職務発明制度の本質と在り方、職務発明の帰属（著作権法における「法人著作」と同様の「法人発明」概念の導入、特許法第 35 条の全廃をも含む）について、時間を掛けてじっくりと議論する場を設置されたい。

（4） 環境と知財

・・・国内での議論を切り口として国際化

環境技術のように人類の将来を確保するために意識的に技術の普及を図らねばならない分野が生じている。この分野においては、技術を開放（移転）することにより利益を得る仕組みが、更なるイノベーションに結びつくと考えられる。現存するパテントコモンズ、パテントプールは特許に限定したスキームであるが、更に関連技術、役務提供等も含めた流動化のスキームを、グローバル・レベルで構築することが重要である。

一方、多年の研究や多額の投資によって生まれた斬新な環境技術は、知的財産の権利者が一定期間技術を独占することにより利益を得ることが同様に重要である。全て環境の名の下に技術の開放が優先すれば、研究開発・投資のインセンティブが失われる恐れがある。現存する技術では環境問題を全て解決できるとは言えず、今後、「最上を目指した環境技術創出」への投資が繰り返されるような仕組みの維持、また、これを利用者の負担で分かち合うスキーム構築が望まれる。

したがって、環境技術等の移転に当たっては、上記の両者が相い並び立つ仕組みづくりの志向が望まれる。

当協会としては、具体的な環境技術移転のスキームとして以下の GTPP を検討しており、しかるべき受け皿を見出し、グローバル・レベルでの早期の普及、浸透が図られることを期待している。

GTPP (Green Technology Package Program) (仮称) の概要：

- ①技術導入側がその導入メリットを理解し易いように、提供可能な環境技術について、各技術の特徴、用いられる特許の情報、他の技術との比較情報、提供条件、モデル契約等を纏めた WEB サイト上等のデータベースにて展開する。
- ②導入側の能力に応じ、必要な特許、ノウハウ、人的役務、及び/又は部材等を技術提供側の可能な範囲においてパッケージで提供可能とする。
- ③技術提供側と導入側とのコーディネータ役として、時にはアドバイザーとして、提供側及び導入側双方から独立し且つ公正な立場での交渉の仲介又はアドバイスをを行い、

相対取引を促進する。

- ④環境技術移転について、技術提供側や導入側に対して、クリーン開発メカニズム（CDM）の利用、政府による排出権買取・優遇税制の利用、環境関連の各種基金やODAの活用手続き等を支援する。
- ⑤環境技術移転について、各国のライセンス規制を適用除外とする働きかけを行う。
- ⑥知的財産権侵害保険、その他の技術移転の際に有用となるツールを作り、その利用を促進する。

(5) 特許制度・運用見直しのあり方（差し止め請求権の在り方、ライセンス保護を含む）等の継続研究

・・・機が熟したものから法制化

①これまで特許庁、日本弁理士会、当協会等の関係者にて3年間行って来た特許性検討会（最初は進歩性検討会）での検討、議論の成果と今後

これまでの検討、議論を通じて、結果的に出願人サイド、弁理士・弁護士サイド、特許庁サイドにおける判断レベル合わせ、予見可能性を高めることができた。したがって、今後も、このような検討会を継続実施することを希望する。また、裁判所関係者もこのような検討会に加わることになれば、権利の安定性、予見可能性の観点から、もっと有益であると考えてるので、前向きに検討されたい。

また、産業界からは、次の点も要請しており、継続検討を願いたい。

特許の質（特許の法的安定性）の向上に向けて、非特許文献を含めた先行技術をより効率的に特定する方策の検討、進歩性の判断基準の明確化に向けての取り組みなども継続して行われるべきである。

標準技術に関する特許発明の円滑実施のための、また、環境関連技術等の円滑なグローバル展開のための、知的財産を活用して協業等を促進する License of Right 等についても、官民協力して早急に検討すべきである

②ライセンス保護

ライセンス契約の一方当事者の倒産等により、ライセンス対象権利が第三者に移転等した場合の他方当事者の既得権利の保護面で、法律は通常実施権の登録を要件としている。通常実施権の未登録による不利益を蒙る危険性があるにも拘わらず、実際のところ通常実施権の登録制度の利用率は高くない。それは、登録制度ゆえの種々の問題を利用者が感じているからである。

一方、実際の特許権等の取引においては、譲渡人が譲受人に特許権等に係る債権債務を承継して権利を移転することや、ライセンシーが引き続き当該特許発明等を実施することができるよう契約の手当てがなされている。

しかしながら、これらの現状がそのまま法的に保護されれば、つまり、実施権の登録がなくともライセンス契約が保護される制度となれば、契約技術にうとい者（上記危険性の意識が薄い者）にとっても、契約交渉で手こずった上で契約を確保している者（日本独自の制度を外国の権利者に説明し理解を得る交渉は時間を要し困難を伴う）にとっても、また契約の必要性を承知しても日本独自の制度を理解できない権利者相手に理解を得られないで契約を確保できない者にとっても、ライセンス契約に伴う危険性は一気に解決されると考える。

海外の例をみても、ドイツやアメリカにおいてはライセンス契約の存在によりそのライセンスの効力を第三者に主張することを可能とする制度（当然保護制度）がある。

したがって、日本においても、特許庁への実施権の登録を不要とする、当然保護制度の早期導入を要望する。

③特許権の効力の見直し - 差し止め請求権の在り方について

パテントトロールとも呼ばれる、自ら特許を実施せず、相手の事業差止めが真の目的ではないにも拘らず差止めを武器に高額なライセンス料を要求する特許管理会社については、産業界では従来から問題となっていた。最近では米国を中心に、特許管理会社が投資家から集めた資金で他人の特許を買い集めて権利行使する活動が活発化しており、外国特許も保有し日本を含めたグローバルなライセンスを要求するケースが増えていることで日本国内でも問題が深刻化している。

従来、情報通信分野での権利行使が多かったが、最近では、半導体チップの特許を有している特許管理会社が半導体を製造販売している会社ではなく、そのチップを実装している情報通信機器メーカーや自動車メーカー等の完成品メーカーに権利を行使するケースも発生している。多数の部品により構成される製品等を取り扱う完成品メーカーにとっては権利行使に対抗できる範囲にも限界があり、一方で差止め等の訴訟リスクは脅威であるため、侵害していることが明確でなくても、またライセンス料が高額であっても、経営リスクを早期に排除したいために、金銭的解決を考えざるを得ない状況に陥ってしまう。

このような不適切な権利行使はイノベーション促進の阻害要因であり、何らかの対策が必要であると考えられる。まず、権利濫用法理の適用条件についての深い検討が必要である。

権利行使者の主観的事実—権利行使の目的の不当性（①権利取得の経緯、②権利者の従前からの権利の行使状況）、および客観的事実（①権利行使の方法、②請求が認められることにより権利者が得られる利益と、請求が認められることにより相手方が被る損害又は社会的損失との比較考量）の総合評価によって権利濫用を認めることも可能ではないかとも考えられる。

しかしながら、パテントトロールの個々の行為が、権利濫用法理により救済されるのであれば良いが、現時点の権利濫用は公共・公益への影響がある場合に限り狭く運用されていることから、権利濫用そのものに期待するのは困難であるとの意見も一方にあるので、ある一定の行為を行う者に対して差し止め請求権を制限することが考えられる。

企業にとって最も問題となるのは、差し止めにより事業が止まることである。パテントトロールは、ライセンス料が目的であり、本来相手の事業を差止めることによるメリットはない。したがって、差し止めについて、パテントトロール的な行為に一定の制限を加えることができれば、企業としてもライセンス料に絞って交渉することができ、メリットが大きい。一方、消費者、ユーザーにとっても、善意で製造された優れた完成品がリーズナブルな価格で安定的に供給され、保証を受けられることが重要であると考えられる。

実際、損害賠償請求を規定した特許法 102 条においても、特許権者が自ら実施している場合には、1 項、2 項により、逸失利益相当額を請求できるが、自ら実施していない場合には、3 項に基づく特許実施料相当額しか請求できないように、自己実施がある場合とない場合で区別している。差し止めにおいても、同様に、自ら特許発明を実施して特許製品を製造販売するメーカーと、自ら特許発明を実施することなく専ら他社に権利行使のみを行う者として差を設けても不合理ではないと考える。

このように、ある一定の行為を行なうものに対して差し止め請求権を制限することが考えられるが、パテントトロールという行為主体が定義できれば理想であるものの、実際には、自ら特許発明を実施していないという広範囲な定義では、一般の研究機関も含まれる等、影響が大きすぎることから、十分な検討が必要である。

パテントトロールのような不適切な権利行使への対応については、特許庁特許制度研究会報告書「特許制度に関する論点整理」（2009 年 12 月）「差し止め請求権の在り方」の中で記載されているように、引き続き、上述のような観点を踏まえ権利濫用法理の適用要件の検討、法改正等での検討をお願いしたい。

標準化におけるアウトサイダーの権利行使、オープンソースの第三者特許のように、イノベーション促進を阻害する権利行使が問題となっており、この範疇の問題としても捉える必要がある。

(6) クラウドコンピューティング普及に伴う知的財産権の取扱い

新たな社会インフラとしてクラウドコンピューティングが急速に注目を集め、商用サービスも多数、提供されるようになってきている。クラウドコンピューティングは、自らの設備投資やシステム構築が不要であり、必要な情報サービスを容易に利用できる等のメリットから、今後ますます普及していくことが想定される。

しかし、クラウドコンピューティングでは、依頼したサービスが実際にどのシステムで実行されているかが隠蔽される、複数のサービス提供者が連携してサービスを提供するという特徴から、利用者から見ると、サービス依頼時に送信する情報の保全や保証、提供された結果の権利面での保証等、サービス提供側の責任の所在が不明確となる可能性がある。

また、サービス提供側から見ると、第三者の知的財産権を侵害する情報が送信されたとしても必ずしもサービス依頼者が特定できない可能性もある。

クラウドコンピューティングの今後の普及を視野に入れて、提供されるサービスやその中で取り扱われる知的財産権の取扱いについて、内在する課題や整備すべきルール等を検討すべきである。

(7) 産学連携

・・・大学の知恵の現場活用、企業が求めるものと大学がなしたいことの調和を達成する方策

大学と企業との共同・委（受）託研究契約において、協議結果を踏まえた柔軟な対応を基本方針として掲げて、実行に移す大学が増えてきていることは喜ばしいところではある。しかしながら、一方で、いまだ実務レベルでは契約交渉の停滞も散見されるところであり、このような停滞による産学連携の機会損失を回避するため、契約締結についての更なる柔軟性確保に向け、大学として産学連携の全体最適を図る視点に立った対応を行うべく、関係者への徹底を継続的に図っていただきたい。

企業としては、大学の成果を活用したいという姿勢はあるので、企業が求めるものと大学がなしたいことの調和を達成する方策が必要である。

大学、国等の研究機関での研究成果に係る特許権の民間での活用が芳しくないとの指摘が多々あるが、該当の特許明細書を見ると研究成果が必ずしもカバーされておらず（また、カバーされていても極めて限定された範囲のものが多い）、企業としては事業化に値しない権利が多い。これは、（企業が関与しない）大学発発明については、大学、代理人（弁理士）に権利取得を任せており、産業界における将来の事業化に有用な権利取得が適わないこと、また、特に多額の出費を要する海外出願費用を大学に負担させるような仕組み（一部、JSTにて負担する制度はあるが）を採っているため、本来取得すべき外国での権利化が費用面で出来ないこと、等に起因すると考える。

特に、産業界等からの支援については、目利きあるコーディネータの仲介等により、（守秘契約等を条件に）研究成果に関心を持つ企業とのコラボにより、将来の事業化を見据えた特許出願戦略を策定し、国内外での権利化を図る仕組みを創設することが望まれる。また、企業で研究開発をリードした役員クラスの人を大学に派遣し、研究開発の支援を行うスキーム作りを含め、大学、国等の研究機関発発明について、産業界等からの支援を得、グローバル視点から効果的な権利を取得する体制の構築、これらに対する経費支援策を早急に導入すべきである。ここでは、研究成果を全て出願するのではなく、

研究成果によってはブラックボックス化することも戦略として検討する必要がある。本来であれば、大学、国等の研究機関と企業間で、自発的にこのような仕組みを創設することが望ましいが、現状では官が仲介の労を取る仕組みとならざるを得ない。

特許仮出願について：

最近、大学関係者から、学会等への提出論文に基づく特許仮出願を認めるべしとの要望もあるが、下記理由により、仮出願制度については、PLT 加盟を含めたグローバルな制度調和の中で検討すべきであり、日本独自の仮出願制度導入の必要性は基本的にはないと考える。

この観点について、次の5つの懸念、意見がある。

- 1) 仮出願制度導入の目的に「簡易かつ安価な手続による早期の出願日確保」が挙げられている。簡易な記載（クレーム不要、記載不十分）の公開で十分な出願日確保を目指す仮出願制度は、発明公開の代償による特許付与の趣旨を満たさないし、十分な準備をして出願に及ぶ通常出願の出願人に不利益を与えることになり、特許制度に混乱を生じさせるおそれがある。
- 2) 我が国独自の仮出願制度は日本でのみ有用であり、海外出願時に出願人側にて混乱が生じ、あるいは国内権利の活用の局面で有効活用ができないという懸念が生じ得る。
- 3) 出願を急ぐ必要があるため、十分に発明を醸成することができないというのであれば、現在の国内優先権出願を利用すれば十分である。
- 4) 先願主義の下で如何に他者よりも早く、かつ完成された形の発明を確保するかを長年指導してきた企業にとって、仮出願制度導入は影響大なるものがある。また、企業にとっては、これまで社内で構築してきた、先願主義の下での戦略的取り組みを大きく変更する必要性が生じるため、大学だけの問題に止まらない。
- 5) 国際ハーモの観点から PLT 加盟促進の環境作りを急ぐべきである。これにより、通常の出願において出願日の要件が緩和され、仮出願制度導入に近い効果を得ることが可能となる。

(8) 保護と利用のバランスに配慮した著作権制度の整備

①権利制限規定のあり方

近年の急速なデジタル化・ネットワーク化の進展等により、コンテンツその他の著作物の利用態様はますます多様化している。この点、著作権法の改正が実施され、情報検索サービスにおける複製等、個別の権利制限規定の整備が進んだことについては大いに評価している。

しかしながら、技術の進展や社会の変化にタイムリーに対応し、イノベーションを喚起していくためには、とりわけ著作権の権利制限規定について、更なる見直しが求められるところ、現行の限定列举型の権利制限規定のみの対応では一定の限界があるため、権利者の利益に配慮しつつも、より弾力的な運用で著作物を利用できる仕組みが必要である。

この点について、当協会では権利制限の一般規定の導入を含めた、より柔軟性のある著作権制度の設計が具体的になされることを希望する。

ところで、現在、文化審議会著作権分科会において、権利制限の一般規定の導入が議論されているが、仮に導入がなされたとしても、非常に軽微で瑣末な利用行為のみを想定した著しく狭い範囲を対象とするならば、不十分といわざるを得ず、文化の発展を却って阻害し、産業の国際競争力にもマイナスの影響を与える結果ともなりうる。

したがって、著作物の通常の利用を妨げず、著作権者等の正当な利益を不当に害しないと認められる一定の範囲内で、公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定が導入されるよう、早急な対応を進めることを要望する。

また、著作権分科会報告書（平成21年1月）において権利制限を行うことが妥当であると述べられている事項についても、早期対応（プログラムのリバースエンジニアリング関係については早期立法化、薬事関係等については早期法的手当てに向けた検討）を進めていただくことをお願いする。

②コンテンツの流通促進および侵害コンテンツ対策

コンテンツの流通促進および侵害コンテンツ対策の議論においても、著作物の保護と利用のバランスを考慮した検討を進められたい。

かかる議論において権利保護の視点はもちろん不可欠である。しかし、その一方で、利用の局面を軽視した過度な権利の尊重は、却ってコンテンツの流通を阻害しかねないと考えられる。特に、いわゆる「間接侵害」により、事業者が責任を問われるリスクが過大であること、またリスクが予測できないことが大きな問題となっている。間接侵害が広範に認められる惧れにより、事業者において萎縮効果が生じ、イノベーションが阻害されることから、間接侵害の明確化を図る必要がある。

また、侵害コンテンツ対策についての制度的枠組みを検討する際には、流通の重要な担い手となるサービス・プロバイダに対して、著作権侵害防止措置の導入義務づけ等の過度な義務が課されないよう一定の配慮がなされるべきである。

（9） 営業秘密訴訟の実効化

①営業秘密に関する刑事裁判での非公開性の導入

自己の営業秘密が不正に侵害された企業等に対しては、民事面、刑事面での救済が実体法上認められている。しかしながら、刑事手続における営業秘密保護策が制度化されない状況下では、告訴後、刑事裁判の場で当該営業秘密が公開され、当該営業秘密の財産的価値が一旦に消滅するリスクが依然として残る。すなわち、加害者を知っても刑事告訴を躊躇せざるを得ない現状はなんら変わらず、また、加害者側もこの事情を熟知している状況下では、刑事罰面での抑止効果は従前どおり低いままであり、営業秘密保護の観点から、他国の制度に比べて十分とは言えない。

したがって、産業界の立場からは、営業秘密の実効的な保護のため、他国の営業秘密保護に関する法制度等も十分に研究し、特に重要な技術の海外への流出防止等の観点から、犯罪抑止力を高めるためにも、1日も早く、実体法の見直しと同時に民事訴訟手続における営業秘密保護策と同様、刑事手続における営業秘密保護策を制度化することを強く要望する。

なお、この制度化の検討に当たっては、被告の防御権の行使が不当に制約されることのないよう、また、訴訟手続の円滑遂行の確保の観点についても考慮するよう希望する。

②秘密保持命令制度等の拡大

特許権等侵害訴訟においては、営業秘密関連資料等の裁判所への提出に当たり、秘密保持命令制度、インカメラ制度、裁判の非公開制度が創設され、当事者が安心して証拠資料等を提出できるインフラが整備された。しかしながら、特に職務発明訴訟については同制度がないため、当事者が訴訟対象発明への貢献度を証明するための資料、対価算定のための製品コスト等に係わる諸資料、第三者との契約内容等に関する資料を提出することに躊躇せざるを得ず、裁判所において十分且つ事実に基づいた審理が行えないケースもある。

このため、早急に、職務発明訴訟についても秘密保持命令制度等を導入することを検討

されたい。

(10) 知財人材育成のための総合戦略

①官民挙げての知財人材育成

本来、人材育成は地道に且つ明確な目標をもって行うものであり、一朝一夕には効果が得られるものではないが、知的財産人材育成推進協議会等の場において、企業、日本弁理士会、当協会等における人材育成の既存ノウハウを提供し合い、これらが中小・ベンチャー企業、大学等の人材育成に活用されることについては、異存ないところであり、今後とも当協会としても協力を惜しまない。

なお、民間、既存機関で実施できる人材育成についてはこれらに任せ、民間、既存機関では対応不可である人材育成については、国、(独)工業所有権情報・研修館、地方公共団体等において積極的に推進すべきである。

②企業におけるグローバル知財人材育成への支援

現在、日本企業は、独自の海外研修、海外実務経験により優秀な知財部門担当者の育成に努めている段階に留まっているが、WIPOでの企業のエグゼクティブ向けのセミナーには中国、インドが熱心であると言われており、経営レベルで知財戦略を立案、遂行出来る人材の育成に産学官連携して当たるべき時期を迎えている。

我々民間企業、当協会としても、この種セミナーへの参加呼びかけ、関係者の派遣等の取り組みを始めるので、国としても支援、協力をお願いしたい。

③標準化に携わる人材の育成

2-2、(1)標準化対応の項で述べた如く、関連人材の育成等(人材の育成プログラムの開発、講師の選定、教育の場の提供等)人材育成施策を迅速に推進願いたい。

以上